第三章 安政改革

第一節　改革の前提

一、はじめに

天保末改革が復古的性格をもった幕藩体制再強化のための改革であるという規定は、同時にこの改革の方向が、幕府および諸藩のそれぞれの枠の中だけの問題として処理される方向にあったことを示している。いいかえるならば、改革はあくまでも幕府だけのあるいは藩だけの改革であって、決してそれ以上にはみでる問題ではなかったところが弘

期から嘉永、安政期になるにつれて、問題は一層だけではなくつに落の狭い枠のみでは処理できない問題が、日程に上りはじめた。それはとりわけペリー来航に集中的に現われてくる西欧資本主義諸列強の対日接近の問題であった。いわゆるウエスタンインパクト、すなわち外圧の問題である。外圧の問題は、天皇制の性格からいって特定の地域あるいは藩だけに問題が限られて現象することはありえず、常に日本全体の問題として現象する

性格のものである。

従って外圧の問題が、日本全体の政治の動きの中で全国的に統一された一定の役割を果すようになったということは、政治的動向を分析する場合、外圧の具体化する以前と以後とではっきり区別して論ずる必要のあることを意味するであろう。いつかえるならば、天保期に直面した幕藩領主層の政治的課題は、直接的には幕府内部のあるいは藩内部で処理せらるべき課題であったし従ってまたそのよ

うに對処した。しかしペリー来航に集中的に表現される外圧の問題は、天皇体制日本全体の問題として処理されなければならない問題として、幕藩領主層に迫ってきたのであった。

戦前の維新史というよりむしろ維新運動の當事者たちが、「癸丑以来」という形で維新運動の起点を問題にしたのはそれ自体きわめて當然のことであった。

尾佐竹猛が、嘉永六年のペリー来航をもって明治維新の起点とする見解は、「正統維新

史家」にとっては通説であると評価しており(1)、その「正統維新史家」のもっとも代表的な一人である藤井甚太郎は、主著である『明治維新史講話』において「米露両国使節の来航」によって「天下は茲に爆発すべき時期に到れりとして、ペリー来航に維新史の起点をおき、そこから維新史の「本紀」を展開していた(2)。このような見解は、先述のごとく外圧を理解するならばきわめて当然のことであったが、しかし、このような見解の前提になっ

ている分析視角は、幕藩体制全体の構造的な推転過程の劃期として評価されているのではなくて、たとえば藤井の『明治維新史講話』がその「本紀」の第一章を「朝権の確立」と題しているように、天皇の権威を超歴史的に把握する立場に立っていた。このような立場(注)、井野辺茂雄が「朝廷の覚醒」とのべ(3)、文部省維新史料編纂事務局編『維新史』がペリー来航に続く第一章を「朝権の伸張」の章からはじめ(4)、尾佐竹猛も「朝権の進出」を第一として

いるように、⑤戦前のいわば主流的維新論には共通する新視角であった。ところがこのようにパリー来航に維新史の起点をおこうとする見解は、主流こそ大きく異るが服部之総の場合にも同様であったのである。彼は嘉永六年から維新史の第一期がはじまるとするのであるが、この第一期の特徴を天皇を絶対視する立場からではなく「基本的対立は幕府と諸侯にあり、朝廷は反幕諸侯結成のための棟梁としての威をかりる」時期であると想定

ていた。⑯

このように戦前においては、外発的契機を第一義に捉える立場から維新論を展開する見解、「正統派維新史家」においても唯物史観の史家においても共通しているのである。しかしこのように立脚のちがいはあっても、維新の内発的契機は充分に把握できない。「正統派維新史家」の場合は、幕府朝廷の立場を、それぞれの一定の歴史的役割を果したことは当然評価されるべきではあるが、革命的にあるいは批

史的に把えるところから起つてみるので論外
である。にしても、服部之総の場合は、唯物史
観の立場からいつてかなり問題を含んでいた。
従つて服部は戦後の昭和八年、次のように
自らを批判するのである。

「世界市場の形成の過程から維新史分析を
出発させるという仕方は、……維新変革の
たての矛盾が内部からでなく外部から啓示
化することを予想し、内部的論理の分析の一
ニの基本的手続の

よっぽどしっかりと
(2) こうして服部は、維新運動底
流の問題提起、服部の問題提起は、維新史研究にとって重要な転機
を画するものであった。この服部の
法学部の歴史研究のあり方に対する
問題提起は、維新史研究にとって重要な転機
を画するものであった。この服部の

日本の自生的な近代化の方向において把握する方法が示唆されることとなった。この方向が戦後の維新史研究、とりわけ高度成長の方向に見出されたのである。

ところがこの方向が、戦後の維新史研究で重大な役割を演ずることとなったのである。すなわち維新運動とは外からしめる内部的矛盾の新しい形態に労力に結果、すでに見たように天保期に維新運動の成果を求めようとする見解が主流になっていったのである。たとえば

なお、「この天保改革前後における幕府の江戸経済に対する西南諸藩の改革の成功」は、幕府の統制こそが、幕藩体制内における幕藩の経済の矛盾をもたらし、幕藩体制を解する改革的勢力を主として西南諸藩から発生させてくる」とのべ(8)このように西南諸藩に見られるように、西南諸藩の天保改革において設定された方向を見ようとする見解が明治維新の基本的方向を主流となっていった。このような維新運動と、

天保期以降一貫の基本線によって理解しようとする立場に立つかぎり、いわゆる『癸丑以来』の政治動向の重大な変化は、全く無視さるる結果に陥らざるを得ないのではなかろうか。もちろんペリー来航以後の幕府を中心にした中央政局の表現を問題にしていないというわけではないが、このような中央政局の動向をとりあげて外発的な問題として処理する一方で、右にみた石井の理解のごとく天保期以降一貫の基本線を内部的矛盾の展開過程としてい

基線に塗りつぶす光沢が主決されるのであって、この二つの見解が全く方針されたまま主張されている。ではこの二つを統一的に理解するためにはどのような方法があるのであろうか。いわゆるならば、内部的論矛盾の展開と外発的契機との統一的把握の問題である。堀江英一はその著『明治維新の社会構造』において、「外圧」を一応措定して内発的契機だけで維新運動における階級関係を確立する作業を進めようとした。この方法は、先述

の船舶にはじまる方法を極端なまでに推し進めた方法であって、更に階級関係が生産関係によって規定されるという観点からいえば、政治過程を直接経済過程から説明しようとする理論主義的な方法であった。厂史とりわけ政治過程の分析に際しては、とくに十九世紀中葉のこの時期においては、内部的強力作の純粋培養的な展開過程として把握する方法は、凡そナンセンスであるといわねばならない、もはや内部事情を展開させる強制は、日本

の社会内部だけに限られないのであって、外圧こそそのもっとも大きな要因であったといわねばならない。従ってこの外圧の問題をいかに把握するかが、重要な意義をもつ次第なのである。

〃　〃

三、外圧の問題

われわれが明治維新を合理化する場合、それはいうまでもなく日本の『近代』をあきらかにするためであった。その際われわれは『近代日本』の『像』として、経済的自由主義や政治的民主々義が完全に開花した、いわば理想的な状態としての『近代』を想定している。

なかったであろうか。日本には経済的自由主義も政治的民主主義も成長しなかった。もちろんそれ以前の動きが、いろいろの形では進められ

れはしたが、経済の面では国家権力が資本
侵害排除し、きわめて早期に独占資本の支配が確立したにもかかわらず、
村においては江戸時代と同様の封建的な農村
が依然として続き、政治の面では天皇制の絶
対主義的な権力の下で政治的自由、民主々義
は全く否定されてしまった。
近代への動きはあったが、決して近代
へ全く圧殺されてしまった。
近代への動きは
封建的な強制と温存し、一九四
五年、

五年の攻戦をまたねばならなかったというべ
シミズムが横行していた。このように近代日
をめぐるスケッチに理解する先項は、実は
明治維新についての前述の理解とつながるも
のであった。明治の問題提起と終、維新と日
本の内部矛盾の展開としての理解し、対外
関係を偶発的なものとして近代的発展にとっ
て第二次的なものであるとする立場が、維新
論とりわけ唯物史観の立場に立つ維新論にお
いて主流となっていった。このような立場

が、『日本近代』を日本独自の都において独特養成に折おりることに相応の意味を向けようとするのである。このような意図から、日本の近代は『近代』ではなつものだという前述の理解が生まれてくるのである。序論にとりあげた墨多秋夫の発言は、このような近代日本にたいするペンミズムへの反論であつたといえよう。

『ではほんとの『近代日本』は、このようにペシミズムで貫かれなければならないのか、そ

れとも素朴が主張するような主治から理解さ
れねばならないのも。素朴は扨して近代日本
理解のための新しい分析視角を提起しえは
ない。
ただマルクスを義時のやしきづくりと批
判したに過ぎない。従って問題は、素朴の批
判にあるのでなくて、日本のマルクス主義者の
近代日本の理解の仕方にある。マルクス主義
者がやしきづくりを重視したのは、近代日本の
悲劇、矛盾の根源が封建制が強化したという
点にあった。だが日本の悲劇があるいは近代

自分の手で、勝ちとった討議制に根ざしている点のではあるまいか。民主的な討議こそが問題であったことはいうまでもない。

このようなことを問題にしてきたのは、明治以降の日本が、たとえば朴の民主主義や経済の自由を基礎にもとくにも民族国家、国民国家を構成する近代国家になっていたことをいったいかためであった。いいのこれは近代自分の

問題は、『近代』になりえず苦闘するところにあったのではなくて、政治的民主々義や経済的自由主義を欠きながらもなおかつ近代的統一国家を構成しえたところにあるという点なのだ。従って本稿で問題にしなければならないのは、このような特質をもった近代日本が何故形成されたのかという点を、近代日本のお究明である明治維新において明らかにすることであろう。ところがこのような問題は、とりわけ戦後明確になってきた先

速の如何の方法では、決して分析することができないであろう。そしてこのことはさらに、本章の最初のから問題としている天保期以前と嘉永、安政以降との外圧をめぐってあきらかとなる段階的な相違を分析する方法ともつながってくる。

要するに外圧すなわち外発的契機を内在的に捉えることを通じて、明治維新が近代日本のあゆんだりえたことの意義をいかにするかが今後の課題なのである。

徳川幕藩体制がその内部矛盾の展開により解体しつつあったことは、天保改革自体からもきらかにしたところであり、その中から成長してきた改革派は、解体しつつある幕藩体制の内部的反対派としてその再編成を模索しつつも、その方法をつかむことができたっ状態にあった。このような状態のところに対外的危機が深刻化してきたのである。

「国外の警報は直ちに対外の思想を誘起し、対外の思想は直ちに国民的精神を発揮し、国

民的精神は直ちに国民的統一を鼓吹す。」

それ外国でも思想は、日本国でも観念を利敵す。日本国でも観念の生ずる日は、是れ各藩でも観念の滅ずる日なり。各藩でも観念の滅ずる日は、是れ封建社会崩壊の日なり」とのべてくる徳富猪一郎の発想は①、対外的危機の緊迫化の問題を、日本の近代化を理解するために内在的に把握する方法として一定の面性をもっていたといわねばならない。序章で述べた王政復古史観と文明史論的維新論が、

国家主義的維新論に統一される契機となったのは、まさにこのような徳富の発想に基づくものであった。

従って海防論があるいは対外的危機意識が問題になるとき、それは直ちに皇道仲間自体の問題に転化するのである。大東亜全局が、「外寇は天下のあだにして一国限の変にあらず」、天下の人の智力を尽くして、宜しく年内(10)防御策を講和へしと主張しているようた、対外的危機、はじして幕府だけある

いけ一国すなはち一藩限りで処理できるような問題でなく、分権的な幕藩体制下において海防論が問題になるときは、それはもはや海防のための軍事的技術だけにはとどまらず、身分的差別や地方的割拠をのりこえた国民的統一、国家的統一の問題にも自ら発展せざるをえないのである。だから幕藩領主層がこのような海防論者たちに弾圧を加えるのは彼らとしてはきわめて当然のことという物なければならない。しかし対外的危機の深刻化は国家

的統一を要請する意義の海防論をより一層必要としていったにも拘わらず、たとえば徳川齊昭の『戊戌の封事』において、「邪教の厳禁」、「蘭船の入港の禁」、「蘭学の禁止」を通じて外患に対処しようとするきわめて消極的なものにしかすぎなかった。(11) そこでは対外的危機が目前に及ばないことをのみ期待しているのである。

ところが二、三の藩においては、積極的な『海防』が問題になりはじめている。たとえ

は佐賀藩においては、はやくも天保十一年九月、洋式大砲の採用および洋式艦船の建造を藩主直正自らが提唱している。[12] また土佐藩では、佐久の鉛高直正と交友関係があった天保十四年に藩主となった山内豊熙が、臼砲・加農砲の鋳造を命じていたし、[13] また洋式砲術を学ぶことを嫡子近習を罰したとも伝えられている。[14] このように彼を主義的な天保改革を遂行しようとした諸藩の中から、洋式砲術の採用が、たとえば幕府においては洋式砲術の採用

を主張した高島秋帆を処罰しているにしかかわらず、問題にされはじめたことは注意されなければならない。しかもこの土佐藩の山内豊照が、高知の智積院に三万石を寄進して、事あるばには大兵を率いて入京、駆逐できる体制を準備していたということと考え合せるならば、この天保改革の主導者の中から、『海防』について従来の幕藩領主層の『海防論』とは異った新しい考えがまれつつあることを読みとることができる。ここには前章にみた横

力体制の改革という天保改革の積極的側面を前提とした『海防論』がみられる。いいかえるならば、幕府の天皇を中心とした国家的統一の方向を即目的に内包した幕藩体制の改革を含みこんだ『海防』が考えられていたのであった。

先述したように天保改革の政策体系の中からは、国家的統一の方向は全くみられないのであって、幕藩体制本来の体質への後ろ向きの方向が指向されていたのであるが、対外的危機の

切迫による海防問題の現実化に伴って、幕藩領主的支配系の立場から国家的統一の方向を含みうる海防が提起されはじめたことは注意されねばならない。このことと並んでいえば、幕藩体制の内部矛盾の展開による下層の統一の方向からは、国家的統一の方向はまだ日程に上りえない段階にあったものかわりに、対外的危機すなわち海防の問題がうえの方向が日程に上りはじめたといえよう。すなわち対外的危機の切迫化こそが、国家的統一を早

的に妥当した重要な要素となったのである。

この果如のという意味は、内部的発展の方向としては理的に規制する国家的統一の方向と、強制に内部的条件が成熟する以前に妥協されたということであって、全く内部的条件の欠落している段階では決してなかったということである。この点こそが、外圧の下に植民地化したインドや中国と異って、アジアにおいて唯一の近代国家としての独立を確保しえた条件であったといえよう。そしてこのことを

内部の側からいうならば、封建的諸侯制を完全に顛覆させることによって、人民の手によって近代的、国民国家的統一をなしとげる可能性を基礎づけの側からつみ取っていく可能性として現象してくるであろう。従って出来上った近代的国家統一の内容が、人民の手によって行われた場合と基礎づけによって行われた場合とで大きく異ってくることは当然であるが、しかし出来上ったものが近代的統一国家であったことには相違がない点であ

る。「平和的」という言葉の意味は、北上のように理解すべきだと考えている。もちろん平和的な国家的統一の担い手が、どの層にあるかを分析することは後述の問題であって、ここではまだ断定できない問題である。

北上要するに天保期とそれ以後とを区別する要素は、外圧の問題であって、それが国家的統一を平和的に要請することによって、それ以後の幕藩体制の解体過程、とりもなおさず日本の近代化において、決定的ともいえる

役割を果すであろうことを主張したのである。従って外化形成が維新運動を問題とする。とき単純に近代化の内部的条件の成熟、展開を追求するという観点から見るならば、その完成を天保期に求めることは可能でもあろうが、外圧のもつ決定的な役割が否定されるならば、維新運動の起点は、維新運動の当事者たちと共に『癸丑以来』に求めねばならないであろう。だから嘉永、安政期になって、幕府、諸藩において再度進められてくる

幕府の政の改革は、きめて重要な意味をもつのであって、天保期の政改革とは段階的な差異があることを認めねばならないであろう。

三、主体の形成、

土佐藩討幕派の指導者の一人であった佐々木高行は、弘化、嘉永期の土佐藩の情勢を回顧して次のように述べている。「一体当時は、養蠶会（豊照－引用者）が大改革を企てて、旧弊を一洗せられたのを喜ばずして、鳥渕一件（おこぜ組漂流事件－引用者）を奇貨として、種々反対したのに、自然と吉堂公の御相続（豊信、嘉永二年襲封－引用者）の時節は、最早この倚頼旧弊のものが、西路を

治めて居つた。そこで公は、天下の趨勢に鑑み時世に鑑み自ら北、到底抗争の治療ではいかぬ。一つ大改革を施こし、根本的治療を致さねばならぬとの考にあつたけれども、何方にも公は傷を介より大きくならないものであるから、豊信は名家より入家にのり換ゆ（引用者）、家老始め諸士を説きされても幾らか費用が殖つたという次第である」。土佐藩においては、改革的気運が天保如に挫折し。以後余り振はなかつたのであつて、一度立直つたかにみえた藩財政も、両

び深刻な事態に直面しはじめる。そこで藩は嘉永三年五月、「御勝手向改て御深入」に相成ルニ付、今此御相談置ル時者、近年之内御公務等御指閊之程難計」から、「今成年ヲ来ス寅年、弘政元年ヨリ引用ル」迄五ヶ年間省略可仕候」と、再度財政緊縮令を出してくるのである。(10)

新藩主豊信は、「天下のは勢」の変化に即応しうる藩政の改革を求めていたのである。そのためにはやはり改革を推進しうる能力を

もった人材の登用こそが先決問題であった。
しかもその上「勇路を切り」ている「保流派旧
格かもの」を改革する大事があったが、役ら
は豊臣のは革をも到底した隠居豊臣を中心に
した門閥なな上士層であったため、自家から
入って養子した豊信にとっては、きわめて困
難なことであった。そのため豊信は、隠居豊
臣に取へって改革を妨害しようとした教政を、日
らの手で断ろうとまで思いつめていたとのこ
とである。

また役は、豊臣に訴えておこせ祖

の署名簿を焼捨てさせたともいわれている。(20)

このようなことは、彼が天保期の改革派的勢力の後援を期待していたことを物語るものであろう。

このように豊信は、人材を抜擢し改革を断行しうる機会を待っていたのであった。

そこへペリー来航の報告が、嘉永六年六月十八日江戸に伝わり、その緊迫した情勢の中で豊信は、その後の改革の中心になっていく大老井伊直弼と共に老中阿部正弘を大目付に抜擢す

るのである。（註）このとき守旧派は、とりわけ吉田雪堤の枢密に反対したのであるが、豊信は「天下の為に藩政を改革せんとするに、甚だ叶はずとならば、今より王位を辞退するの外なし」といって、守旧派の反対を退けたといわれている。われわれはこれから、豊信の意気のごときものを藩主の主導性を知ることができるのである。但方吉田東洋が抜擢された理由として、次のようなことがいわれている。ペリーのもたらした開国要請の国書の

漢訳文加土佐藩に与たらされたとき、これをまともに漬みえたのか、吉田東洋だけであったので、豊信はその吉田の才能を買って抜擢したのだということである。(注1) この話は、豊信の人材登用が門閥中心ではなく能力中心に行われていることを物語るものであった。このように新進を豊信の主導の下で、門閥的な守旧派を退け新しい能力のある人材の登用に努めた。また、この間、「貴賤が互い」といわれた豊信は、藩をとしての権威を確保するために

画策していた。改革のはじまった嘉永六年の八月、藩主豊信は全ての家老を一様に処罰している。その表面上の理由はとにかくならないことであり、また処罰の内容もごく軽いものであったが、「裏面には家老の権力を抑え、風儀を取締るという意味を十分含んでいるのだ。家老の罰はなどいわず事は滅多になのから、大に家中の耳目を驚かした」といわれている。このようないろいろな捜索は、豊信が改革に着手するに当って、内面的、守旧的な藩政勢力

すなわち「伝統旧権のもの」を退けて、他方いわゆる「新力」ある人材の登用につとめるとともに、議会としての権威を確立することを通じて、いわば改革の主体的勢力の形成をはかってくださいである。

註放号遠芳『鎖海祢候』によると、十月十八日ペリー来航のことが京都に伝えられ、その際迎え応接の中に二十四日にこの拡張が行われたとあるが、『御待年兄記』『青系国語』『豊徳公記』によ

ると、大崎は七月二十四日、吉田は同二十七日にそれぞれ大目付に任命されることになっている。

なおこの案洋は、豊臣時代に施行から「郡奉行にまでなっていたがまだ若年のため、改革の中心にはなかったようである。

しかし、文化二年八月藩主豊熙に上申した「村事五箇條」には、彼の改革派たるべき性格があきらかである。第一の人選の條には「家柄、身代に不拘、可然人柄

は御進祖の様波仲は」と門閥を否定し
た人材登用を新えていた。(注)

この当時の土佐藩においていわゆる「オカ
ある人物として好待され、抱つりで挙用さ
れた人たちは、大体次の二つのグループに分
れていた。一つは天保期に弾圧されたおこぜ
の系譜に属し、「右おこぜ組」あるいは後
に「復古党」といわれるグループであり、も
う一つは、右おこぜ組に対して「新おこぜ組
」といわれるグループであった。この「古お

こむ組には小南五郎右衛門、(27) 平井義之丞、(28) 渡辺佐久馬、(29) 宇天保期に豊臣の下で重用されていたのか、おこむ処弾圧事件に関係して追われた人たちが中心であった。このグループは、その後尊王攘夷を主張するようになり、後に勤王党のような王政復古派に属するようになるのである。(30) これに対して『新おこむ処』の方は、吉田東洋を中心とするグループであった。このグループは、豊信の下ではじめて主目これはじめるのであるが、とりわけ吉田東

岸の安政元年ある私行止の事件で論行を追われ、
札幌
旧会に籍居していたときその知友に集った者を中心に集ったグループであって、とく
に役が安政五年一旦仕置後に復活後役の関係
に基り論改を半月った翁方である。そうした
ところから九回組ともいわれていた。またこ
のグループは、後述するようにいわゆる尚明
政的性格をもち、吉おこせ処の夢玉攘夷を主
張していたのに対して、佐幕尚國の方針を持
していたのである。そしてこの両グループ、

右おくせ組一覧表

氏名	家格	世録
平井善之丞	馬廻格	一三〇石
小南五郎右衛門	右同	一五石
佐々木宮行	右同	五八石
毛利茶助	右同	二五〇石（国家二男）
武藤小藤太	右同	七四石
秋勝兵衛	右同	五〇石
秋竜右衛門（後迎弥久馬）	右同	一五〇石
十七		一〇〇石

すなわち素氷如以降の改革のまだ徒になった数名は、以上の一覧表の通りであって、馬廻格、二〇石前後の家臣団の中でも もっとも中堅

〔備考〕「隈山話譚録」(寄子堰遺稿)、(上)、『佐々木老侯昔日談』、『豊籠雑記』によって、人名を選定し、『御侍中先祖書系図』によって家格、世禄の判明したものを表示した。

新おこし組

氏名	家格	在禄
吉田東洋	馬廻格	三〇〇石
大崎健蔵	右同	一七〇石

的な層であって、天保期の改革派と階層的には同様であり、系譜的にもこれにつながる層であった。ところがこれに新おこし組といわれ

宝蔵八郎左衛門	右同	二〇〇石	新しい例
塚田柳馬	右同	二三〇石	1人が役職を
奥村又十郎	右同	—	兼ねることは
福岡孝弟	右同	二〇〇石	法令をもれば
後藤象二郎	右同	二五〇石	ならない。
野中左内	士格	五人扶持	このように

〔備考〕「隈山訪譚録」「高城遺稿」共、土佐藩における新おこし組知行人二四三名の中、御侍中史料書系統の十七名中、家格・世禄の判明した者を表示しました。

「国隊」によって家格・世禄の判明した者を表示しました。

勢力の新たな結集がみられたのであるが、それは同藩の場合天保期の改革派的勢力であったおこせ弘が失脚してしまったという特殊事情によるものであって、長州、肥前両藩のごとく、天保期以来改革派による主導権が確立していた藩においては、新たな改革派的勢力の結集はみられなかったのである。肥前藩においては、天保期に主導権を確保した、改革派が、そのまま藩内外の諸条件の変化に対応しながら、藩政の改革を推進しつつあった。と

こうか長州藩の場合は、改革派が引続き藩政の中心にあったことは肥前藩と同様であったが、嘉永、安政ごろになると改革派の中に新しい変化が生じはじめた。

長州藩にあっては、村田清風を中心として改革が進められたのであったが、失速したようた天保十四年頃から改革反対の動きがようやく表面化しはじめ、幕府における水野忠邦の失脚によって、この傾向は一層強まり、ついに弘化元年六月村田清風は退隠の止むなき

にいたった。(47)

そしてその後は村田と共に改革を推進したが、この坪井九右衛門が中心となるに至ったのである。この坪井は「三十七ケ年賦皆済の法」を改め、家臣の借銀とある程度減める等(48)、村田の厳格なる政治と緩和する方向を示し、「萩の士民一時大に之を喜び、歓呼の聲遠くかくなりしとぞ」といわれているように家臣とりわけ城下町の商人にたいし妥協的な政治をとっていた。(49)この坪井は、當時村田と並称される「人才」であったが、

村田の失脚後の妥協的な政治は、「俗論」の名を得たと『防長回天史』は評価している。即ち要するに天保改革の失敗と共に、その主導者であった改革派の中から、新しい動きを示すものとして正井派が分裂してきたのであって、これが『防長回天史』の表現による「俗論派」なのである。従ってこの俗論派と正義派との対立抗争と、直ちに守旧派と改革派との対立抗争と、同義に一致する事実上の分析視角は新たされねばならない。この点に

関して、「天保以降の改革は、今まで説かれているような村田－周布－高杉と坪井－桂梨という平行対立する二本の線で貫かれているのではなく、坪井派にしろ周布派にしろ天保改革派からの双生児であり、藩政改革派という共通の糸に連なりながら、現実の政治過程で交りつつ独自発展していったものといえる」と、田中彰が主張していることは(37)、肯定できる主張である。そして田中はこのことを、両派の改革政策における同一性および自身が苦

に中級家臣団である実学から証明しているのである。

このように天保期における改革派が、それを除二つに分裂したのであって、正義派と俗論派との対立は、おしろ改革派内部の対立として評価するべきなのである。

ではこの対立をどのようにみるべきなのか。

この長州藩における周布派と坪井派との対立は、土佐藩における吉おこせ組と新おこせ組との対立と同様なものであるようにみえる。

土佐藩におけるおこせ組は、自らの中から

自らを否定するすなわち幕藩体制を再建する勢力を生みだしていった。古おこぜ組は、幕藩体制の再編成を指向する改革派の立場にあったが、いては、新おこぜ組と同質の勢力であったが、尊王攘夷を主張することを通じて、後述するように改革派とは階級的な質を異にする尊攘派を育成していったのである。長州藩における同革派も、今述べた限りでは古おこぜ組と同様の役割を果している。長州藩において幕藩体制否定の方向を明確にした尊攘討幕派す

なりち高杉晋作に代表される改革勢力、いいかえるならばこれは改革派を基盤とする勢力なのであるが、これは周布派の中のう政長しくるのであって、坪井派のらは投しく生まれないものであった。

以上のべた改革派内部の分裂は、何を意味するのであろうか。それは後述する幕府派の改革の方針を通じてあきらかにされるべき問題であるが、先取していえば、それは改革派自体の自己矛盾の露呈に他ならなかった。改革

派の成立は、あくまでも幕藩体制の再強化を目ざす内部の反対派の成立にしかすぎなかった。従って改革派は、自らを否定することとなくしては、幕藩体制克服の方向を探究することとは不可能であった。にもかかわらず嘉永期以降の改革派が直面した問題は、単なる幕藩体制の再強化にとどまりうる問題ではなく、「天下の人の智力を盡」すことを要請する「海防」の問題を含むものであった。いいかえるならば幕藩体制の再強化を任務として結集し

て来た改革派が、幕藩体制の克服をも内包する「国防」の任務をも果さなければならなくなったのである。改革派の自己矛盾はここにはじまる。彼等は幕藩領主的立場を堅持しながら外圧に対処しうる国家的統一の方向を模索することを、彼らの歴史的任務として求められたのである。土佐藩においても、ペリー来航による緊迫した政治状勢が契機として改革が断行されたことは、きわめて象徴的な事実であり、また先述のような改革派の分裂が表

面化しなかった肥前藩において、同藩の尊攘、討幕派が改革派とは無縁なところから成長してきたことは注目に値すると思われる。さらにまた、天保期においては改革派を生み出すまでには至らなかった薩摩藩においては、弘化年間の直接琉球に迫った外圧に直面して、天保改革を推進した調所廣郷を中心にした勢力と真正面から対決する勢力が、嘉永期党事件の主体として結集してきたことは、とりわけ注意されねばならないであろう。(98) この勢力

か、薩藩主島津斉彬のもとで、改革の主体、すなわち改革派として、藩改革を推進していったのである。

以上のべたように、この時期の改革の主体は、土佐藩の場合と藩主豊信の主導性の下に結集してきたように、あくまでも藩体制を

のものの両強化を目標としていたのであった。にもかかわらず、その改革がペリー来航による緊迫した情勢をきっかけとして展開されるように、また薩摩藩の改革派が直接琉球に迫

った状勢の中でその政治的発展を計りはじめたように、この時期の改革派は単なる藩政の改革以上のものをその政治的任務とすることを要請されたのである。それが次にのべる改革内容に展開されてくる『海防』の問題であった。

①尾佐竹猛著『明治維新』(上)・二六頁。

②芳井喜六郎著『明治維新史講話』・八〇頁。

③井野辺茂雄著「幕末史概説」・一一三頁。

④文部省維新史料編纂会編「維新史」(二)・一頁。

⑤尾佐竹猛揚書(上)・一二三頁。

⑥服部之総著「明治維新史」(河出文庫版)456
五六頁。

⑦服部之総稿「維新史方法上の諸問題」(歴史科学・一九三三年四～七月)・著作集(一)・九六頁。

⑧石井孝稿「幕末動乱期の政局」(「日本

史大系(五)ヨリ明治維新ヒ六六頁)。

⑨ 徳富猪一郎著ヨリ吉田松陰ヒ(初版)・八七頁。

⑩ 「北地危言」(日本文庫七巻・六四頁)。

⑪ ヨリ水戸藩史料ヒ・別記(上)・七七頁。

⑫ ヨリ鍋島直正公伝ヒ(三)・二三頁。

⑬ 坂崎斌著ヨリ鯨海酔侯ヒ・二一頁。

⑭ 「佐々木高行日記」——稿本ヨリ豊範公記ヒ

⑮ 坂崎前掲書・二一頁。

⑯ 本稿・方一章方三節(三)参照。

⑯ 同憲章簿四・官掟之部(三)・一四七。

⑰ 同・勤王秘史 依々不夫侯昔日話四・五〇頁。

⑱ 同憲章簿四・官掟之部(三)・一四七。

⑲ 丁野遠影稿「幕末土佐の政情」(土佐史談二三号・十六頁)。

⑳ 坂崎紫瀾書・三九頁。

㉑ 同紫瀾・三七頁。

㉒ 同紫瀾・三九頁。丁野紫瀾稿・一六頁。

㉓ 松村巖稿「吉田東洋」(土佐史談六二号七四頁)。

㉔ 同佐々木談ロ・五四頁。

㉕ 県立高知図書館蔵。

㉖ 同吉田東洋遺稿ロ・二一九頁。

㉗ 李石正路著同土佐偉人伝ロ・五七頁。

㉘ 同前・二八九頁。

㉙ 同佐々木談ロ・八九頁。

㉚「隈山詒謀録」(同谷干城遺稿ロ(上))。

㉛ 攻崎前掲書・四八頁。

㉜ 同佐々木談ロ・九一頁。

㉝ 修訂防長回天史ロ(一)・二三、四頁。

㉞ 同前・(一)・三〇〇頁。

㉟ 同前・(一)・二三五頁。

㊱ 同前・(一)・二三五頁。

㊲ 田中彰稿「討幕派の形成過程」(『正史学研究』二〇五号・一七頁)。

㊳ 山本弘文稿「天保改革後の薩藩の政情(一)」(『経済志林』二六巻一号・八五頁)。

460

第二節　改革の内容

一　『海防』を中心にした軍制改革

嘉永六年九月ハ、土佐藩主豊信は「我等儀万事不行届ニより、流弊多端ニ相成ル間、御先代様（豊熙―引用者）御趣意ニ相基、政事改革いたし、於手許ニも格度無之様流弊相改ル様存慮」であると自らのべて、藩政の改革にのりだしてきた。(1) この布告さらに、「上下隔絶いたし積弊不少」と訴え、「政体に関係いたし候存慮も有之候ハヽ、速ニ

「可申出」と續けている。また、そのために「従来は献言などを致す場合は、文配頭へ申出る手續々面倒な手續があったが、スッパリ夫を廃して仕舞ひ、御近習目付へ直接申出る」ことができるように、制度を改めたとのことである。(七)

このような手續は、門閥的守旧派の中心であった須東の藩政の非開放的な体制を改革するところから改革をはじめようとするものであった。先にのべたように、藩主豊信は、いわゆる「俗流旧格のもの」を退け、「才力」

ある人材の登用をはかっていたがこの「人材登用」は、右の「言路洞開」と共に、この時期の改革を最初に特徴ずけるものであり、天保期の改革が、ナなく幕末佐藩においては失敗に終った権力編成の門閥中心から能力中心への変質を、具体化するものであった。

しかしこのようにみるならば、この時期の改革が天保改革の再版であるかのように見られるか、決してそうではなかった。いうまでもなくすでに述べてきたように、外圧の問題

か大きく作用していた。嘉永六年十月、藩主豊信は、ペリーの要求に関する幕府の下問に答えて、「去る東洋に事起こりし時、我が国の兵備充実せざるに乗じ、英吉利との戦争、今日の敗鑑に可有之候付、交易を禁ずるは一切御拒絶に相成、速に海防の御手筈厚く被仰付」べきのやうにのべ、「何分和蘭へ被仰付、土人御召寄に相成、西洋製に倣、兵艦御造立を以、御国へも相傳の操被仰付、且砲製之儀も新法精密の法、倍諸国へも被相行候様急速に被命」る必要が

ある と主張している。13

ここでまず第一に注意されるのは『海防』の主張である。この『海防』の問題が特に重要なのは、それが「一国一藩」の問題としてではなく「天下」すなわち日本全体の問題として論ぜられている点にある。それは洋式軍備と幕府だけでなく土佐はもちろん各藩に行わせようとする態度の中にあきらかである。それは決して幕藩体制そのものの否定までは意図していないが、幕藩体制の新しい

り方を企図するものとして注意されねばならない。

つづいて問題にされなければならないのは、この対外的危機意識が、直ちに対内的危機と安楽に関係していることを痛感に認識していた点である。右の意見書は、「流弊の簾多端に相成り候に付、當時の機會御失ひ無之は勿論、人氣も振立申間敷、經濟爺ともに容易難相立、不安時勢に相至り可申と幸なり」と結んでいる。いうまでもなくこの時期の改革派は、「流弊の簾多端」なる状勢の改革こそ

か、『国防』の前提であると認識していたのである。従ってこの時期における改革は、もはや単なる幕藩体制の動揺を立直すことにとどまらず、さらに深刻な改革を必要としていたのである。だから問題は日本の国家的統一の問題に当りつながるものであって、直接的には国の危機、鎖の問題に発するのであるが、もはやそれにはとどまらなかった。いいかえるならば「西洋製に倣え」とあるように、軍事的な面からの『近代』の移植加、好むと好

まさるとにかかわりなく、改革派に迫ってくるのである。以上のべたように『海防』に発し、それが改革派として自らの国家的統一の方向を自覚した改革を模索せしめ、さらには軍事面における『近代』の移植を要請させたところに、この時期の改革の最大の特色があり、それは『外圧』のしからしむるところのものであったのである。

このような方向は、もちろん土佐藩のみにおよびその

他の諸藩においても同様に現われていた。幕府においては老中阿部正弘が中心となって、安政元年になってようやく幕政改革の緒につきはじめた。その時阿部正弘は、「当時諸藩之俊臣にて学識有之、外国之情に通しの様子傳奇、蘭学者、兵家者、砲術家等出役被仰付、是も月々十二度位罷出い而、海防勿論より右之者打寄存念申上候様、且ハ評議を下ケ議論高話の筋致候様なはゝ」（「海防建議」）とのべて、幕政の方向を、従来の門閥を中心にした独裁的方

向からいわゆる「衆議」を盡くさせる方向へ、いいのそれには門閥にとらわれない人材登用の方向を明確にしてくる。こうしてよく知られているように、川路聖謨、岩瀬忠震その他の破格の人材登用が進められてくる。幕府において もようやく改革派的勢力の成長すなわち門閥中心から能力中心の権力編成の変質がみられるにいたったのである。このような条件を前提として幕府は引続き軍制改革を断行し、近代的軍備の創始に努めるのである。

年八月請武竹總裁にあてた軍制改革に関する調査審議の命令に、「陸軍旧制に不拘、方今之要器銃砲及偵察備相当の機種の採用の得、西洋銃隊之組合方等をも参酌研究之上、三番頭廻始陸軍も騎兵銃陣之組方其外戰法等に至迄精密に取調の様可被致候」（「大概請当雑記」）とのやうにある。⑤洋式兵軍備の整備を訴えていたのである。この時は改正案は出来なかったのであるが、幕府の場合においても「海防」の問題に直面することによって、軍

る面から『近代』の移植につとめはじめたことは注意しておかねばならない。

こうして幕府の場合は安政二年二月講武場（後に講武所と改名）を中心に軍制改革が進められていくのであるが、薩摩藩の集成館、水戸藩の弘道館、肥前藩の鉄製鋳砲局、長州藩の西洋学所等々の機関がそれぞれ設けられ、軍備の近代化が推進されていくのである。このような機関は、たとえば長州藩の西洋学所について、安政六年六月すれのに倣りた施行

された「日程規則」に、その改革の趣旨が「全く西洋諸國の海陸兵制說革、政治得失、人物風習等を始め、當今の事情精査に致探索れて、海防の緩急に相応の採補仿佛ある事に可有御座候」とのべられているように、(6) また同年七月九日の同所に海軍術の教授の處始を命令した布告には、「全く西洋諸國之兵制を事情等研究せしめ、所長採取用之御任意には」とのべられているように、(7) まず「海防の緩急に相応」うための ものであったのであり、同時に

「西洋」の「長所」を取上げることを中心としていた。

このように『外圧』に対応しうる『挙国』こそが、この場合における封建的危機に対する改革の最大の主眼であって、それは軍制改革における『近代化』として具体化していくのであった。しかしこの場合注意しておかねばならないのは、直接的に幕藩体制を克服して国家的統一を指向するものではなくて、幕藩体制の再強化をはかるべき階級的性

特をもった改革派の政治的任務として勇作してきたのである。

以上のような前提に立って、土佐藩においては、次のような藩政改革が実施されてくる。まず郡治の改革である。土佐藩においては、従来郡奉行所が高知に設けられており、幡多郡一一この郡は特別地として同郡中村に置かれた郡奉行所が同郡を支配していた一一を除く(それ以外の六郡を支配していたのであるが、これが嘉六年九月ハ日に、香美郡は本国、安

藝郡は田野、高岡郡は須崎に、三ヶ所に郡毒行所を増設して、それぞれの郡を支配させ、高知の郡奉行所は残る土佐、安芸、長岡の中央郡三郡のみを支配する幡多郡は従来通りとすることに改められたのである。(18)

このように郡治制度が改められたのは、一つには家老の権限の縮少と藩主への権力の統一とその目的があった。これまで深尾鼎（高岡郡佐川）、五藤主計（安芸郡安芸）、山内六郎左衛門（幡多郡宿毛）の三家老は、土居附

家老といわれ、一定の知行地が与えられ、各郡内領民の貢租の権が認められていたのである。

るが、それがこの改革で取上げられることとなったのである。

このことは藩主権と藩内農民の統一的支配の強化を意図したものだといえよう。

いいかえるならば藩内にある分権的領制を否定して藩主を中心にした集権制の確立をはかることにより、『海防』を中心にした強化策にのりだしてくるのである。

この改革の発令が、先述の数多改革事業の前ぶ

もつたことは述べるまでもないであろう。

また、この改革が、藩内の統一的支配の強化のためであつたことは、名郡奉行をして、「異国防禦手当掛」を兼任させたことからも伺われる。もしかこの軍事的な組織と北方海防のための農兵隊が、この名郡奉行の支配下におかれていた。(9)このような事情は、この藩内の統一的支配の強化が、きわめて直接的に「海防」の問題につながっていたことを示すものであつた

(註) 明治二年七月十日のことであるが、澤元
斯かる、「貴賤之義者、人主之権ニして、
国内一致ニ中位ノ像者位之訳ニハ得名、
尊方給知之名たり共、国国民之像ニハ、
白綬再来之作配ニ相仕間敷ハ」と藩から
命せられている。(明)
要するに藩内の統一的
支配は「人主之権」であり、藩内領民は
全て「国国民」にあることが強調されて
いる。である。
ついで農兵隊の組織が行われてくる。明治

元年一月四日の議は郡奉行所を通じて、「異國船渡来之節御用ニ付」として、農兵の組織に手をつけはじめる。この時は、まず各村庄屋に、村内地下浪人、名元、歳、地下浪人子弟養育人および「異國船渡来之節御用ニ可相立」一般農民にして十五才以上六〇才迄の男子を報告させている(1)。つづいて二月二二日には、「炮術等心懸候者」とかあるいは「器用にして万事工夫宜敷」者とか、それぞれ能ある者を庄屋に報告させている(2)。(註)ところが三月六

日には、十五才から六〇才までであったのを十七才から五〇才までに改めてやる。⑫このようにして十月六日にいたり「海防兵籍定」を正式に決定したのである。⑬ここで地下浪人の子弟養育人、村役人の子弟および一般農民にして十七才以上五十才までの男子を登録し、四ヵ所に「民兵」として兵籍にへれられたのである。こうして集められた「民兵」は、各郡奉行所所管の五御兵局に分属して各郡奉行に統率され、その数は文久三年には幡多郡を除

いて約一万人にも達していた。(19) この農兵隊の組織は、あくまでも藩の支配機構を通じて組織され郡奉行の支配に属したものであり、また「農隊を以て出役被仰付」といわれているように、(20) あくまでも農民身分のまま兵籍に編入されたものであった。従ってこれは、幕藩体制的組織を前提とし、その補充として編成されたものにしかすぎなかったのであるが、にもかかわらず「操練当日並異国船渡来之節」には「帯刀勝手次第」(21)と、支配身分の特権を

象徴する帯刀が被支配身分である農民に許されたことは、支配者が意識すると否とにかかわりなく、普遍的制的階級支配の体制の強化あるいはその変質が男体化していることとみることができるのである。しかもそれが『海防』のための処置として提起されていることは、その動揺あるいは変質が、直接的に内在的矛盾の展開としてではなく、『外圧』という外発的契機によって早期的に強制されていることを示すものである。

(註) 明治元年二月二十二日に藩が定めてきた
海防に役立つ特殊な能力がある者とは次
の六つ條にあたるものである。
「一、智勇才覚有之、学問或ハ測量、天文術
ハ砲術等心得有者、
一、身体壮大にして力量衆に勝りし者
一、一日に二十里以上之道を走り、或ハ水
練又ハ木上り、捨方危険之場に習、且
鍛冶裏屋等に携り
一、器用にして万事工風宜敷、製造之用に

可良仕者

一、海路ニ馴ル而能風濤ヲ恊迎ヲ審シ、或

ハ領国奥山、僻野之業内ニ熟シル者、

一、平常人物相互ニ義ニ望ル而ハ、身命ヲ惜ミ

不申様之者

このようにあらゆる能力をもつた者を総

動員しようとする態度には、決して意識

されているのではないにしても當然制

的な身分秩序が予定されて、近代的な国

民国家としての民族的統一の方向に進み

うる前提をみることができるのではなかろうか。「身分」ではなく「能力」が分一義的に考えられていることは、そのことを裏づけるものであり、また「外圧」によって早期的に強制されたものであった。

なお、御士、御士子弟養育人および地下浪人は、別個に組織して「海防当務」にあたらせている(16)ところがこの組織に際して、従来の御士の軍事編成を改めて、御奉行支配に組

職務されている。「此を海防局庶務掛、御士大組付、小組付、中留守居付、筐川付之者、在府最寄ニ今夫ニ御賦替被仰付候間、一一向後海防御用一切当御奉行之下知ニ相随ひ可申」といわれているように、(17)従来の身分的な賦役方式から地域的な賦役方式に改められたのである。ここにも幕藩体制的な支配秩序の変質を読みとることができるのである。註一

註

なおこの海防のための御士、民兵の組織は、先述した外に二等の志願兵「

はその箇條」にある海防の條にのべられた意見の具体化でもあった。[20]

次に洋式軍備、すなわち軍備の「近代化」については、まず嘉永六年十月幕下に鋳砲場と役せ大砲の製造にのりだしたことがあげられ、また翌年には藩営の造船予算を起しているが、それほど大きな政策はえられなかったようである。[21] さらに翌安政二年十一月には、家臣を長崎に送り、オランダ人から「砲術並海陸戦法等」を習わせようとした。[22] 他方翌政

元年一月二十五日には、「異国船打払令」を撤回、大砲五千挺」として真鍮、赤かね、伝鉄等の供出を藩内に命令していた。(四)これが二度目のものであったところからみれば、藩は洋式軍備を整えるために相当積極的に動いていたことが想像されるのである。

次のやうに嘉永六年のペリー来航とともにはじまった土佐藩の改革は、まず『江戸』にたいする『海防』のための藩政策、すなわち幕藩体制的身分秩序を否定する可能性

を内包した民兵組織にみられる新しい軍事力の編成、さらには洋式軍備を整えようとする軍備の『近代化』等が進められてきたのである。これらの政策がすすめられてくるならば、それは当然従来の幕藩体制的治秩序と矛盾が生じてくる筈である。『海防』の問題が一藩的な規模では処理しきれない、全国的な視一権力によってのみ処理しうる問題であることとは別としても、たとえば軍備の『近代化』を進めるために、先述のように藩士を長崎に

派遣したり、あるいは進んで薩摩藩の反射炉や大砲鋳造の実情を視察させたり、また佐久間象山門下の松代藩士を在藩当時の洋式訓練のために招いたりしていることは、(24)幕藩体制の秩序を厳重に堅守していては到底不可能なことであって、当然幕藩体制の新しい編成替が要請されてくるであろう。またこのような諸政策を実行するためには、それを媒介的に支えることがぜひとも必要であった。とりわけ軍備の「近代化」のためには莫大な費用が要求され

る筈である。

とするならば、前章でみたように天保改革の際におこられた「財政緊縮の方向とは全く対立していくるであろう。すなわち天保改革にみられたのとは全く逆の「財政収納」で財政緊縮の方向とは全く対立していくるであろう。すなわち天保改革にみられたのとは全く逆の新しい財政体系の確立が要請されてくるのである。しかもこの方向は、当然の事となながら経済体制自体の変質をもたらすものであった。従って改革は、前述のような革命的改革にはとどまらないのである。

そこで次にこのような問題が、どのように展開するのかと検討しよう。まず幕藩体制後期の変質の問題である。安政五年六月、土佐藩の藩士山内豊信は、八か條にわたる意見書を幕府に提出した(10)。そこには現実の要請に迫まれて、幕藩体制の再編成の方向が無意識的にではあるがかなり強く主張されている。それはつぎの二点に要約される。第一点は幕府より中心にした天下史集権化が強く要請されはじめた点である。豊信は、土佐藩のごとく「辺

々は、「国力にては、専ら防さへお足」するから、「陸軍当局は筋違甚しい」とのべており、また「鋼製大砲」、「私営注文軍艦」を「軍備縮小」と訴えている。『海防』の問題あるいは『軍備の近代化』が、藩単位でなもなや処理できないことをはっきり認識し、このために幕府の藩への援助を要請しているのである。

ところがここで注意されるのは、これがあくまで援助の要請にとどまって、決して権力の統一に直接発展していない点であ

る。むしろ藩藩の強化が望まれていた。「暫時之中、大阪御警衛之外、参勤其他公務一切御用捨可被仰付哉」とのべられている。これは直接的には財政的な理由からではあるが、そこには幕府の藩藩にたいする統制策をむしろ固定するものであった。こうした点は、次の言葉によって一層明瞭である。「海防之急務は、藩侯の疲弊を救ふを以第一と仕候、富国強兵に相成候ハヽ、二百年来御恩報相蒙者、御心を生じ候者は有之間敷奉存候」と主張し

ていた。すなわち「清澄の復讐」を秘うことが「海防」の第一であると主張していることは、海防問題が分権的な清澄の力では不可能であることを強調したからも、清澄の夢はかう相対的に独立した体制はあくまで堅持しようとする幕藩領主としての立場が貫かれていることを物語るものであろう。むしろそれどころか夢想の清澄にたいする従来の統制を要求しようとさえしていた。「富国強兵」になっても「帝国偉業」を高れないであらうと

いう言葉は、従来の統制から離脱しようとする諸藩の立場を述べたものではないかとさえ考えるのである。従って当時の様な豊富の考え方は、海防の問題が世界的に画期する国家的統一の問題が、幕藩領主的立場に立つ限り、たとえそれが改革派であっても、直線的に実現する方向ではなくて、すなわち幕藩体制を直ちに否定する方向ではなくて、幕藩体制を一応前提としに幕府と諸藩とりわけ「雄藩」に深刻な関心を寄せている雄藩との新し

い関係を作り上げる方向を向いているものであることを示すものではないだろうか。そしてこれが後述する社会運動連合運動として具体化していくと考えるのである。

ところでこの書信の意見書において注目されるもう一つの点は、この幕藩体制に関する新しい方針に一つの方向性を与えている。「備最近幕府如御警衛手薄之儀は、有志者御上京勤皇仕候」とのべられている尊王論である。とくに問題にするには及ばない尊王論であるよ

うやはあるか、右にのべた幕藩体制の新しい方針と結びつけて考えるならば、この幕藩体制の新しい方向か、はして権力の分散化の方向にあるのか、または新しい形での権力の集中化を模索しつつあることをおすであろう。

999

『外圧』は、日本の早期的な国家的まさしく統一を促がしたのであって、それが改革派によって受けとめられた時、右のような方向すなわち雄藩連合の方向が具体化したのであった。(註)

(註) 以上のやた豊信のハケ傳の意見書の要
項は次の通りである。なおこれらは草案
であって、幕府に提出されたものは綺麗
な語句をかなり訂正してある。

「一、土佐石高半、海防國力足らず、更に取
地警衛になれば、公儀の御扶助仰ぎ申
度き事。

一御扶助叶はずば、御七ヶ年間関東参勤
其他公務一切御用捨有之度き事。

一予州川之江私領地に下され、南海風浪

の節、迅速上阪の為め手船差回度事、

一、坂地雷害の箇所、砲台築造御委任の事、

一、銅製大砲鋳造之上、御渡有之度事。

一、和蘭仕立軍艦御渡、航海術習熟致度事、

一、戦時準備の為め、大阪市街移転、全く空地とし、人家取除き若くは一時焼拂のこと、

一、駐兵の為空地并鎮所は城中并借のこと、

以上のごとく土佐藩内部において展開されたる「海防」を中心にした軍制改革は、土

佐藩のみの倒幕的改革にとどまらず、幕藩体制全体の倒幕的改革に突如につながっていたのにあった。このことは、嘉永・安政期の改革が、天保期の改革とも質的に異る点であり、とともにそれぐらい国家的統一の方向を内包していたという点において、まさしく維新運動の起点として、この時期を把握することを可能とするものであった。

たがこのような改革が可能となるためには、先にのべたように、天保改革的な財政体制から

らの新しい改革が必要であった。それにもかかわらずこの改革初期の段階にあっては、そのような方向は、ほとんど具体化していなかった。

翌改元年十一月二十四日、「徳而難慰飲食等に祝れ儀右汝に不及、音信贈答慶応暑垂憲之賀一切停止」と、倹約を藩内士民に命じ、ついで二月五日には、「徳而清品致高富故相尚、不得至=Ni」と、物価の統制を命令していた。こうしたことは、右の十一月の倹約令から「明年許を初請を申着略を以、

海防施設費補助に関する件」、「災害土木費国庫負担法の一部を改正する法律」、「災害土木費国庫負担法施行令の一部を改正する政令」、「災害土木費国庫負担法施行規則の一部を改正する省令」、「災害土木費国庫負担法施行規則の一部を改正する省令」、「災害土木費国庫負担法施行規則の一部を改正する省

以上のべたように『倫防』のための活改革が進められているにもかかわらず、それを支えるための財政体系は、天保改革の財政方針であった緩和主義的な財政緊縮政策から一歩も出ないものであった。としてそれは、この時期の改革の主体が、あくまでも幕藩体制の内部的反対派である改革派にある限り、きわめて当然のことであるといわねばならない。しかしこのは期の改革が、『倫防』問題に集中的に現われているように、幕藩体制的秩序

の新しい要素を醸成している火山、天保期的
財政方針にとどまることは、この改革の成功
を不可能にするものだといわねばならないで
あろう。従って改革は、財政――経済問題を
中心にした新しい段階への展開、それはとり

もなおさず幕藩体制的経済秩序の新しい要素、
具体的には貨幣経済の展開を天保改革にみら
れたように抑圧する方向ではなくてむしろそ
れを積極的に強めそれに対応できる体制を作
り上げていく方向が醸成されつつあるの
である。

といえよう。

ところが、その結果は、そのような方向に発展するのではなくて、むしろ守旧派によってこの改革自体を否定する動きが表面化し、新おこし、古おこし混在する改革派的勢力が、とりわけ寛政二年十月頃から相ついで罷免されるという始末であった。その一覧は左表の通りである。その理由は必ずしもあきらかではない。

氏名	罷免年月	罷免時の役職名
本田弾正	寛政二年十月	大目付
石川	同	同
上野忠八郎左衛門		

大蔵健蔵	右同		
田北猪内	明治二年十月	右同	右同
平井義之丞	明治三年八月	右同	文政式中日付
佐々木高行	明治四年十月		

〔備考〕「御侍中先祖書図標」による。

ないが、同じ頃に新かこが沼の者が四人相ついで免されるまでは、その間は、後に新かこが加えられることもあった。また平井義之丞の場合については、「ツマリ南勝手向不如意で、御免なとにかをへれることが出来ぬ

という訳のか交迭の原因で」といわれており、[10]
佐々木高行の場合には、「裏面は所謂党派的の意味か十分籠つて居つたのだ」とのべられている。[11]このような情は、この時期に改革派的勢力が、守旧派の圧力の下に全般的に後退しつつあった情勢を読みとることができよう。しかも改革派の中心人物とも期待されていた光田孝降は、突発的な事件のためすでに明治元年八月退政処分をうけていたのである。[12]

このように改革派的勢力の全面的な後退の

中に、藩政の方向はますます後退していくのである。

明政四年六月十二日、藩は家臣全体にたいしてその月より一ヶ年の「半知借上」ならびにそれにつづく五ヵ年間の「二斗五出米」

――石に付二斗、すなわち五分一出米――を命令した。[83] 天保期に固定された家臣団にたいする禄制借上策が、ここに再び取上げられたということは、この時期の藩政の後退を如実に示すものであった。こうして佐々木高行が、「僅ら一ヶ年の間に、かういふ風に

模様が変って、最早何ものも来ぬ様になり、加藤陸軍も首止められるに至った。世論が段々騒がしくなったにもかゝはらず、要路の因循家は、未だ目が醒めない。而も大変様の御降なるといふので、到頭こんな子にしく仕舞ったのだ」と嘆く状勢になっていったのである。(33)

こうような弱体勢は、改革の推断すなわち門閥なき宇田派による主導権の回復を意味した。しかしながら藩内外の弱体勢は、改革の

性質を許しうるようなものではなかったのである。外からは、「安路の困窮」ともいうべき家産でさえ「別而実情不穏、不遠戦争に至り候難計勢」といわねばならないような「外圧」がますます深刻なりつつあったし、また藩内においては、弘化元年には銀高二四貫目余の藩債が、(注)安政四年には銀一三〇貫目と約二倍に増大しており、「古き借財有増、新しき御借財本の如く出来」と嘆かせる状態に立至っていた。(注)もはや「安路の困

「循家」には手に負いのない状態であったといわねばならない。改革の新しい展開こそが、幕藩領主層にとってほとんど唯一の活路であった。

弘政四年十二月十五日、古おこせ組に属する小南五郎右衛門に渡された三名の奉行職――執政すなわち家老格――は、連名で守旧派の中心的人物であった豊信の養父豊資にたいして、次のような書状を送った。「国元船手頭までは、御心を不被為入と申様な御役

に於ては、将軍家と親疎の如き、深厚の御親
遊に於て、陪人撰定の事と雖も、依而渋谷伝
右衛門、吉田元吉此三人は両役席仕置
奉行に被仰付度、左右三人之者、実貞堅固と
申には無御座候得共、其能き御違ひ被遊候
はゞ、只今御場合能と御用に相立候義に付、
是非共御召連被遊度」との事にて、さらに豊信
が「思召御片寄被遊、在党類（新おこせ組を
嘉味する」引用者）のみ被召連候様之御遊方
にて、此頃大に後悔被遊」れいるかとつ

り加えている。(四)　こうして一旦退けられた吉田東洋等が再び藩政の中心に復帰してくるのである。もはや守旧派には、藩政の危機を切抜けることができず、吉田らの改革派を復帰させること、すなわち「実質整回」ではなくとも「能」のある人物の登用こそが必要であることを、守旧派自身が認識するに至ったのである。しかもこのように豊信が吉田東洋らを再登用することに踏切った背後には、水戸前藩主徳川斉昭および松前藩主松平慶永らが新

いたのである。そしてまた吉田に
属する佐々木高行も、「自分等は吉田とは主
義政見が違う。けれども新進有為の士を抜擢
して要路に据えるというのは、つまり頑迷守
旧の門を打破する訳であるから、吉田の両
任をば賛助した」とのべているように、改革
派的勢力全体の希望に副うものでもあった。
以上のべたように吉田東洋の復帰は、まず
第一には改革の一層の進展
をはかることとなったが、土佐藩の体制的危

機は切り抜けえないことを示すものであり、もう一つは徳川幕府らの動きで推察できるように、その態は土佐藩のみに局限される問題ではなく幕藩体制全体にかかわる問題であることを示していた。こうして土佐藩における改革は、新たな段階を迎える方向に発展していくのである。

二、政治機構の改革

肥前藩天保改革の理論的指導者やうつた古賀穀堂の弟侗庵は、その著『海防憶測』において、「今日の時宜は、鉄砲を製作具備して、次に何度も、堅大の船艦を造りて航海術を練習し、貿易次前のたへに復りて天竺、暹羅、

西南等の地方に赴き、益に彼国人と互市をなして富国の道を図るべし、是は祖宗の法と違ふにあらず、古に倣ひたるを今開くのみにして、一歩一両は却を釣まる機括に外たらず、

あながちに墨守するは愚の至りなりしのべている。(40)

ここには、対外的危機に迫まられた幕藩領主層の中の開明的分子の、もっとも積極的な対応の姿勢が、如実にあらわされている。

まさしく外圧は、幕藩領主層の中の開明的分子に、従来の幕藩体制秩序をふみこえた軍備の「近代化」、およびそれを支える積極的な経済政策、すなわち重商主義的な富国政策をとることを迫ったのである。これが嘉永、安政期に幕府および諸藩において行われた改革

を貫く思想であった。このうち軍備の『近代化』を中心にする問題については、前にのべたので、ここでは重商主義的経済政策の問題を取上げるべきなのであるが、その前に土佐藩における改革の再展開と共にはじまる政治機構の改革についてのべなければならない。

土佐藩における改革は、守旧派的勢力の圧力によって一頓挫しかけたのであるが、先述したように内外の情勢は、守旧派にさえ改革派的勢力の再登場を容認させるに至らせた

のである。こうして寛政五年にはいって、再度吉田藩が中心になって、改革が推進されていくのである。が、この改革の再開は、当然先にみたように「倹約」を中心にした軍制改革を支えうる政治的、経済的諸制度の改革が進められねばならないであろう。寛政五年一月十七日仕置後「参政」に復帰した吉田藩が、藩主豊信にあてた書状には、「万人之上に立ち役柄之者――心おのれ心底不正、不能無之、――自己之私心を遂れ猥相成ぬより――

武備解弛、文学堕壊仕り候、云々、七年来海寇起りおより、天下動揺致し、薄氷を踏み候様之形勢相顕れ」とのべられており、さらに「当時には人才人心にたし、治後手の省弊を相改、人心屹度正道に相基かば、御験も相顕可申」と述べていた。(41) ここには、現在の論の急務が、学田派的な門閥層の弊政と外圧にあることをはっきり認識し、しかもそれが「天下」すなわち日本全体の問題であると見ていること、そしてこのような「省弊」を改革するに

は「人材収集」に邁往する以外にないことが表明されていた。これこそ吉田東洋すなわち改革派の改革方針を明瞭に示すものであろう。

政治機構の問題としては一にあげられるのは、いうまでもなく徹底した門閥否定による人材登用の方針である。吉田東洋は「因循苟且」に打過ぎることを厳戒を基に事を処し、此事即ち義才を重んずるには難参義二ハ得共、肝要之所は御挙用之末は才力有之御見付被成御抜擢被成候訳無之、連々取二足ぬ庸才御措被遊ル訳二付、

帝退被仰付候義当然と奉存候」――一藩帝政体之基を固め人心を一にし、撃壌を期し不申ては、帝勝手之見付難相立義と存申候」（安政五年四月四日付、お南宛左衛門宛書状）とのべている。[12] 彼が「廟算」・「撃壌」を退け、人材の登用に努めることを、いかに重要視していたかがよく窺えるであろう。しかし、なから無能なからも門閥的守旧派を退けることとは決して容易ではない。「帝奥内始諸場所之撃壌相副候義不容易義にて」（安政五年三

月四日付南等元書状」と自らのいう通りである。(四)

そのため東洋が考えた策は、同じ新おこせ組に属する由比猪内を、「帷幕役」と「帷内用」を兼帯させることであって、「帷内用」を兼帯させることは、警衛役の之義帷幕内姓箱場所に押通り義にて、何分にも帷内用者帷幕役より兼帯に不相成は、権力無之雑参届義も事実にて、定達帷役様へ何之通被仰付候、右等之儀者、実に此度改正手始之義に付」(安政五年三月四日、参政福岡宮内充書状)とのべている。(五)「帷幕

内」が封建的政治機構の中で常に重要な相対的に独自な役割を果し、しかも内閣層の介入を許しやすく、また政治を形骸化し、従って政治の頽廃の根源になる部分があることはいうまでもない。彼のこの発言は、「帝国内」の藩政への発言を強制することを意図したものであって、封建的政治機構を改革するためには、彼も意識しているように、最初に手をつけるべきことであった。内閣中心ではなく総力中心の権力編成への政治機構改革は、こ

のことに成功することによって、確実たるの
論結を加速くであろう。このような方針は、
天保期の改革派が指向していた方向にあった
か、社会階層の場合には改革派の主導権が、今
まで完全に確立していなかったが故に、この
時になって吉田東洋によってはじめて、しか
も徹底的に行われようとしたのであった。

こうして吉田東洋の下で改革派としてまとめ上げ新
おこし組の主導権が確立していくのであるが、
この間登用されてきた者を判明する限り表示

氏名	年次	役名
森田練馬	寛政五年九月五日	大目付
野中右内	寛政五年七月八日	当番行
由比猪内	寛政五年八月吉日	側用役
高木小右衛門	寛政五年十月二十日	町奉行
岩崎弥太郎	寛政五年――	町奉行下役
後藤象二郎	寛政六年	町奉行
岡島喜兵衛	寛政六年	大目付
大崎建義	万延元年	仁恕役
乾（秋月）退助	万延元年八月	免奉行

すると、上表の通りとなる。

由比猪内の側用役は、先述の「事変団」説明のためであり、岩崎弥太郎は、地下浪人出身のためか、東洋

の新塾に入った。

「備考」　書状の跋者『南学史』・『温知叢録』・『平尾道雄著』『子爵谷干城伝』、同著『吉田東洋』、『侍中先祖書』、系図牒』による。

望を通元年には長崎貿易のため長崎に出張している。(45)

また板垣退助の登用にあたっては、「壮齢堅志、大いに向来の望み有之」と後年豪言したのでいた。(46)このように能力中心の権力構成がとられていたことが明らかである。

しかしこの中に、一枚岩、宮のごとくのちに討幕派になっていく者はあっても、武市瑞山を中心にした勤王党――土佐勤王党派――に属するか一人もいなかったことは注意しておかねばならないであろう。ともあれ「政権は行政機関おこせ組の一手に掌握され、奉行職に福岡宮内、家老五人があらたに、東洋の上班に列すと雖も、素より東洋の勢力に抗すべくもなく」といわれる状態になっていったのである。(例)

このように、藩内と改革派的勢力で固めた上、吉田東洋は、思いきった格式制度の改革にのりだします。これは五代元年二月に設けられた「制度改正役場」において検討されていくのであるが、それは文久元年十二月二十二日、「文武諸芸家」の登止、「職階五等」の格式の簡素化等四か条の改革案として具体化していった。「文武諸芸家」の廃止は、文久二年三月二十三日発令されたものであって、従来世襲制であった文武の師範家を廃止したも

やめつた。(四)　この「芸家」の廃止は、従来の藩校であつた「士格」中心の「教授館」が不振になつてきたのに、新たに軽格の家臣も参加できる藩校として、すなわち「人才」養成の機関として文久二年二月十四日に「文武館」が建設されてくるが、この「文武館」の成立を機会として行われたものであつた。この時史学助教に登用された名子源は、「壮年有為の者は大に此改革を喜び、一大書堂の場を開かれし観あり。学田頑固家に回より大身従来の

み含は、此辺に「仲家に出入ることも、与限簿に名を書きる即ち士、文武兵事に精まるものなく、而て文武を励む者多分及ばず、軽格以下に多し、断う有藤なれば、弄の侍より軽格以下に多し、断う有藤なれば、弄の侍より軽格以下に多し、断う有藤なれば、弄の侍より

封建的な世襲制度が否定されたことの意味は、特に強調するまでもないであろう。「役人と無役人との別あるのみ」という表現は、きわめて示唆的である。先程からのべている人材登用の方針のもっとも典型的な表現であった。いわば封建的な身分秩序による政治的機構の組織が、官僚制的な政治機構の組織に転換する方向が読みとれるのである。

ついで「両職階並立」への簡素化も、同様の方向をもつものであった。土佐藩における

士族に属する家臣の家格は、先述のように
家老、中老、馬廻、小姓組、留守居組の五階
であったのか、馬廻または、小姓組および、留守
居組また、日札番の家格があきらかになり
複雑になったので、もとの五階に簡素化しよ
うというのであって、文久二年三月二十七日
に実施されている。ところがこの改革たい
して、当旧派の中心的な人物であった山内豊
資は、文久元年六月十三日に、「御先代様御
制度被相改候儀、不容易儀と被思召候趣仰出

とも対の声明をだす有様であった。[53] そこで東洋は同月二十日、「元来此度之御改正、御先代様御制度を相改めなとハ無存慾次第ニ而、如何之間違ニ可有之哉、……夫ニ御先例之理ニ相叶ハ所ハ一定仕ル様仕り、……即日より御用ニ相立ル様之御撰ニ仕ル義、矢張御土御存被遊ル通ニ御座ル」と容堂（豊信）に許えていた。[54] このような守旧派と東洋との対立からも、この改革の意味があきらかであろう。

(註) 山内豊資は、文化、文政、天保期を通じてこの藩主であり、天保改革の際の豊熙はその嗣子。嘉永元年豊熙病没後、その実弟豊惇が養嗣となり藩政を担当したが、これも在職十三日で病没。そこで分家から豊信が養嗣として入り、安政二年二月隠居後は、豊資の四子豊範が襲封したのである。6

従って豊資は藩主の実父としての権威をもっていたのである。

次はつぎのようにこの時期における土佐

藩の政治機構の改革は、幕藩体制再強化の立場からはかなり徹底したものであった。たとえば「芸家」の廃止は、象徴的である。『海防』をめぐる論議を通じて、伝統的にでてきた幕藩体制的身分秩序否定の方向が、もっとも典型的に現われていたのである。守旧派のいう「秩序紊乱」、あるいは「役人と無役人との別なき而已」という言葉は、とくに注意される。長州藩においても、藩政五年以降に決定した改革方針の中で、「明倫館内にて、陪

坂本を小森有之候ては、士気振起仕候儀如何
可有御座哉、……此後は階級に拘らず、学力
を以て採用仕度、就寨中には勿論御参堂之節
とも、学力を以て席順を定め候様相改候得ば、
則学館之志意に相叶可申、尊王階級論追々消
滅仕、士気引直り可申様奉愚案候……」との
ごらんている。(53)
ここでいう「階級論」の消滅
は、土佐藩の「文武館における「秩序紊乱」と
まさに同義である。
こうして官僚制的政治機
構確立の方向がでてきたのである。
だがこれ

は、あくまで方向としてなされたのであって、必ずしも現実の政治機構が完全にそのように具体化したことを意味するものではない。土佐藩も長州藩も、幸にその議政においてもつとも典型的にでてきているということは、その方向が、方向としてはきわめて明瞭に認識されてはいたが、現実の政治機構に具体化するということは、はるかに容易でなかったことを意味するものであろう。

三　重商主義的改革

『海防』問題が雲消したこの時期の改革は、天保改革にみられた復古主義的財政政策でも到底支えられないにもかかわらず、この改革は一頓挫させた土佐藩においては、緑知政策をとり、天保改革以前に逆転しようとさえしていた。吉田東洋が、「半知並五分借上政策」を廃止し、下士層の官吏登用と一生米被召置、下士層の官吏登用と参り申候時者、上下之困窮実ニ拙策ニ而無比類次第と奉存候」（安政五年四月朔日付、山内五郎右衛門宛

有能」と称賛するのは当然であろう。[57]彼は仁置役に従級早く落土豊信にあてた書状でも「書年の出来映免被仰付、追而文武とも御振立被遊候て、人才を選み、人心を正しき様の御仕向に相成り候様被遊度候と幸存候」と訴えていた。[58]そしてまもなくこの「出来映免」を第一に実行したようである。「年年」実政五年(一引用者)に来福記に関係する事件」と彼が記している十五件の政策の一番最初にあげられているのは右の豊信宛書物からも窺わ

れるように、前述の政治機構の改革に対応するものではあったが、それだけでは財政の不均衡を一層増大させるものであった。

東洋は、従来の藩は六年間の五分一米で以て藩債の整理計画をたてているようであるが一見適論の通り参加は各、当年各年よりの不足増可申、又も当年之通と立ても六年之分足八千貫余ニ相成ル、利金相加ル時ハ余計之金高ニ相成可申」（安政五年四月ニテ三日付ヰ南立部石御小筆記書ル）とのべている

る㉙従って東洋の下においても、徹底した財政
体系の変貌が要請されてくるのである。しか
し彼が「勿論未だ免＝相当おれは有、猫火鉢
厳略不被仰付ト雖有、御勝手御取続難出来ト
義＝候ヘハ」（同上五年三月二十七日村山南
立部石衛門宛状）というところのような
みに㉚単純な政策論の方向に進みもうで
あった。祝に同年七月には俸給令もだされて
いるのである。㉛ところが改革が進められてく
る過程においては、かなり積極的な財政支出

を行っている。先述した「人オ」養成のための文政館の建設、幕命による大阪住吉陣営の建設(61)、さらには洋式大砲、小銃の購入(62)、あるいはまた容堂の隠居所の建設等ここに、一部の反対を押切って出費しているのである。隠居所はともかくとして、このような出費は改革を推進するためには不可欠のことであった。

北辺のやたような出費の中で東洋がとっていった強権政策は、天保期に見られたような商品強権を抑圧する方向をもったものでなく

て、おしすすめられた。商品経済を奨励しそれに順応する方向、さらにいえば資本主義的方向をもつたものであつた。農工商は、東洋の後援後、貯蓄米の買上い、製糖業、製紙業、官営郵、藍玉製造、酒醤油等の醸造の奨励、和紙の専売強化、木材、木炭の方向移出等々の、藩権力による積極的な商品生産の奨励あるいは商品流通への積極的な参画が行われたとしている。(63)

これは東洋の「日記」(64)にみえる断片的な記事のうち現われるたりであつて、具体的に知るこ

とはできないのであるが、全体の傾向として、商品生産の積極的な公認と藩権力による流通過程を通じての強力な統制の方向はあきらかである。東洋の反対派が、「市中ハ商家の產業をとり立ル、或は異論新令を企て、米穀を売買して、立に取るを多く、下に施すことなき」（「我楽多文庫」「悪党横怨録」）と批判していることは(69)、右にのべた東洋の改革の方向が逆に証明できることであろう。

さらに、この方向は、貿易に結

ついていった。すなわち蝦夷貿易の計画である。安政四年閏五月下許武兵衛・手島八助が、函館に派遣されており、六年十月には長崎に派遣されている。六郎右衛門(料)編纂会編『雄新史』は、このことを樟脳・鰹節・紙等の土佐の特産品の輸出計画のためだとしている。(13)そのことの確証は得られないのであるが、「近古北条氏領国の経済構造」の理解に不可欠の人、高純淑氏の教示を得て、今観音寺新旧大橋建設

沖連如風雲、足以紀高延之精妙矣、嗚呼文那人猶俗況古、慢自夢大、曽無取長補短之心、是以一旦望之角、望風駭走不得一措手也」（「送大石種昌帰筑序」、当時文壇の流行語）というように、東洋は海防を重視する思想から南国論に転向していた。東洋の下における積極的な経済政策が、藩内商品生産を藩権力により掌握し、それを基礎として海外貿易に集りだすであろうことは、当然想定されるところである。ところが文久二年四月ハの吉田東

洋加時教さ北改革派政権が後退したため、これは具体化しなかったようである。しかし後述する慶應年間における後進藩二あの下で行われた富城強政策は、この計画の具体化でもあった。

このように高品経済に傾斜的な政策から、一方においては右にのべたように重商主義的な藩営貿易に発展する可能性をみせるのがあるが、他方藩内においては、次にのべるような新しい租税体系が確立してくる。

三月、東洋は「帝国主義より出、新に口銀複
召置台並兼而口銀複召置台も近ニ付、矢張
り新に定之通五十歩一に複仰付度」とのべて
いる。(48) この口銀賦課政策の具体的な内容およ
び実行方法をあきらかにすることは出来ない
が、ここで特徴的なことは、従来から賦課さ
れていた商品も新たに賦課されること。高品も、さ
らに他領より移入される高品も、(49) 全て平等に
二%の口銀賦課が行はれたことである。(註)従来
からの封建的(権力)の商品生産への対応は、常に

特産品的に成長してくる商品生産
においては製紙業――にたいしての
ように、土佐藩
ように、日銀
ように、
ように、
ように、

すること なく積極的に公認しようとする方向を前提とするものであった。

此の「たような経済政策は、政革派的勢力が主導権を握っていた諸藩においては、大なり小なり現われてくる方向であった。

これは在郷の小商人をも含めた全ての商人に対して、「藩商売改正免札」を与え、その商売を公認した上で冥加銀を賦課しようとする方向であった。ここでは農村における商品

経済の積極的な公認と、それに対する藩権力

の強力な統制が要求的傾向となっていた。
たとえば長州藩の安政五年八月にだされた改
革方針には、「山海之生産、無益に移果不申
候、夫と殖産興業活被仰付度候」とあるように、
農村における商品生産の展開を藩権力の保護
の下に奨励しようとする方針が示されている。
そして(その上で、同年十月十八日「産物方頭人、産
物取建被仰付、小民共本業之
合暇を以、地方を盡し、生計を営み候様被仰
付」るのである。すなわち商品生産にたいす

る藩権力の強力な統制が意図されていたのである。

そしてこれと平行して同年八月、「諸商人免札仕法」が実施されてくる。(3)

これは特権的な商人にたいしては、「利権町人に落不申様、町人之利権立つ筈」(4)としむるという方針でもあった。(5)

ここにこの時期における商品経済に順応的な政策が、天保改革において否定されたそれ以前の商品経済を容認する政策との相違がある。

すなわち土佐藩の割一的な銀札藩の場合と同様に、商品経済に

対する藩権力の能動的性格を見ることができるのである。いいかえれば、藩権力が直接的な形で商品経済を統制するのであって、商業資本はむしろ従属的な地位にたつてくるのである。

このような経済政策のもと幕府を前提として、長州藩でも対外貿易の方向に進んでいった。有名な長井雅樂の「航海遠略策」である。文久元年三月二十八日藩是として決定したこの建策には、「於夷狄、一旦屈辱国威、投国

係屹と彼高慢台主、今一為列藩へ申諭かて敵
意可相成、速に大艦を造り、巨砲を鋳、撰
精練士、国を周き海を航し、神州国体を
以て我俗となし、洋夷日新之功利を以我国
となし、和交通商之外を以五州各国を権行し、
其情実熟知之上、皇化を五洲に施ん事遠略之
帝国是復相走、改て勅諚を以右帝国是を百被
仰出、幕府に於て敵意無遠慮、列藩へ台命を
被下、列藩にても敵意遠慮仕ん様相成ん事は、
人心一和、倫国為戦の預習一朝に相改、人々

の膳を御廃し、智識を發明する道に向ひ、富國強兵の術、開物成務の功を容易に成就仕り」とのべられている。長州藩における改革政治も、おきうついた「和交通商」の方向を明示して、重商主義的改革による富國強兵の方針をとりたてるのである。

越前藩の財政財政上の改革を指導した横井小楠の「國是三論」（一万石元拝領）はこの重商主義的政策をもっとも明瞭にのべていた。

「一國中の所産凡幾千万金なるべし、悉く官

何に買ふ事を得されば、たとへば海外三国漆等に大商産を設け、豪農富商の二直なる者を選み元締となし、諸産物を買ふ事官府と同様なるやうし、「一次は諸物品を作りまし、或は作り増んと欲まれ共力及ざるもの如くなる者を得さる者多し、官又是に資穀を貸し其の高を返しめ、其物品を官に收め、其價にて其の高を返しめ、又利息を見る事なりによって其債を償しめ、又利息を見る事なりとも此は、民大に便を得て且惠を蒙るべし」とのこのやうなる積極的な商品生産

う強力と藩権力による強力なその掌握が主張
されていた。そしてこのことを前提として藩
営の貿易が主張されてくるのである。「今や民
間に無量多数の生産あり共、是を海外に運輸
す此は僅を減ずる且空隙の憂なし、されば勿
めて産を制するが為に民を富し、産を生する
によって国を富すべし、一陽を挙て
是を塞んに、先つ壱万金の銀鈔を製し、民に
貸して蚕業の料に充て、其繭糸を官に収め、
是を南港の地に輸し洋商に売るなら は、大約壱

万金の西金を得へし」とのやいる。[86]

以上のべた長州藩の「航海遠略策」および横井小楠の「國是三論」に窺われる富国主義的な政策論は、いづれも具体的に実施されるところまで進まなかったのであるが、土佐藩の場合に論じてきたように、『外圧』に迫られて『海防』問題を取り上げるに至った改革派が提起してきた経済政策を、もっとも明瞭に示していると思われる。そこには、天保期にみられた解体しつつある本百姓体制の再

統制およびそのための商品経済の一定の枠の中に留めようとする抑圧的な政策にみられた、いわば復古主義的ないしかれば商品経済の展開にきわめて消極的な態度は、全く否定されている。すなわち蓄積方自体が、商品生産の保護、統制の機構を整備する方向において全面的に開花することを認めていった。しかしこの方向は、二重の意味においても百姓の手痛であるといわねばならない。

その一つは、商品経済の展開が農村にも

らず影響の問題である。商品経済が農村をま
きこんで展開すれば展開する程、農村の階
級分解はますます進行する。すなわち本百姓
体制は解体の一途をたどるのである。本百姓
体制の解体は　幕藩領主にとっては致命的な
問題である　従って論理的にいえば　改革派
が幕藩領主的立場を堅持しながら農民の商品
生産を公認するということは、自らの存立基
盤である幕藩領主的土地所有の解体をも意味
するということである。　だから改革派が幕

藩領主的立場を堅持するならば、『外圧』に直面して富国強兵をはかるため重商主義政策を推進しても、そのことによって必然的に展開する農民分解は、全く強めることができないものであった。

この点に関して土佐藩においては史料的にあきらかにすることはできないが、長州藩においては、前に引用した安政五年八月の改革方針において、商品生産を積極的に奨励する方向が明示されてくるが、同時に「租税を薄

くし課役を省きかつ勧農之事」、あるいは「両国へ長吏二国――引用者）田畠石埒之儀は、――宇都宮藤平均を主とし」とのべ、さらには「百姓地撫育は勿論政之根元」と主張されているのである。(69)こうした表現は、天保期にみられたほど本百姓体制再創出の方向を直接的に明示してはいないが、農民分解を抑止しようとする点なども貫かれていることはあきらかであろう。これが把握の前進においては、もっとも明瞭である。

第一章では見たように、均田制が

改革派政権によって、安政期から文久期にかけて強化されてくるのである。安政期における改革派の強権政策は、一方において農民分解をいかえるならば幕藩領主的土地所有を崩壊させる農民の商品生産を容認する方向がおし出されながら、他方で封建的には、なお強く年貢体制をいかえれば幕藩領主的土地所有の維持、再強化の方向が強くおし出されていたのである。

われわれはここに、改革派路線の自己矛盾

とみないわけにはいかないのである。だが改革派政権は、というより改革派政権なるが故に、『海防』とそのための富国主義的政策を否定することはできなかった。彼らは『外圧』に直面して、それを「一国」（藩）の問題として対処するだけでなく、「天下」（日本国）の問題として対処することを主張して政局の表面に進出してきたのである。実はここにもう一つの自己矛盾が存在していた。というのは、改革派が主張する『海防』とそ

うたものの、官営主義政策は基本的な制約を決定することによつてのみ、すなわち中央集権的な統一国家においてのみ全面的に推進しうる政策であるからである。一例をあげよう。安政二年十一月四日、老中阿部正弘が下田に諸国の産物会所設立案には、全国の産物を公領、私領を問わず江戸へ直接運ばせ、五カ所の「諸国産物会所」において販売させる計画が書かれていた。この計画的な実現がなかつたのであるか、各藩で問題になつた

重商主義的政策を幕府が実行した場合は、どうなるかということを端的に示している。このような全国の商品を幕府の下に集中させることが実現したならば、各藩の立場は全く否定されるといわねばならない。これが実現されるためには、幕府を中心とした中央集権的な統一国家の実現こそが前提となるのである。

次に『海防』に関する例をみよう。文久二年八月、幕府の「海陸防備向並海軍制取調御用」は、海軍に関する兵備案を提出しているが、

それとは別に将来にたいする理想案として、
江戸を中心とする「東海」、函館を中心とする「東北」・能登を中心とする「北海」・下関を中心とする「西北」・長崎を中心とする「西海」。大阪を中心とする「南海」の六治学艦隊を編成することを論じている。これも計画倒れに終ったものであるが、このような計画も平安時代的な統一国家の下においてのみ可能となる「海防」方針である。要するに「天下」の問題とし「海防」とその改革派が

ための重商主義的政策を論ずることは、その存立基盤である『藩』を否定することに他ならない。ここに重要な自己矛盾が存在するのである。従ってこのような自己矛盾を克服するためには、幕藩体制を否定して中央集権的な国家統一を実現する以外に道はないのである。

だが改革派は、幕藩の改革派である限りにおいて、幕藩体制否定をその政治目標たりえない政治勢力である。むしろ改革派

のみ解、さらには改革への下から出てくる反対の中から、その方向への新しい芽が出てくるのである。

四　改革反対派の問題

土佐藩倒幕派の一人であった谷干城は、幕末の土佐藩の政治形勢について、次のようにのべている。「彼のペリーの来ましてのち、即ち治海を防禦して攘夷をせねばならぬと云ふ事に就ては、一向内輪に少しも異論ないし形勢であったが、藩主豊信が処罰されてのち（隠居後の安政六年十月十一日の運柄を命ずる――引用者）、「内裏に在ったものが發露して、三つの党派になった」というのである。(80)

その三つの党派とは、「尊皇攘夷」のそれぞれ主張をもつ「開国」・「尊王攘夷」・「佐幕」の党派である。

まず「尊皇攘夷」の党派とは、「無学者の内閣をとこまでも保護し、くに、「内閣をとこまでも保護し、ににおさせるとする反動主義」であると有手成かのでいるように、内面的な下士層を中心とする守旧派といわるやき勢力であった。

吉田東洋の表現に従えば「解禁」であって、政治機構の改革を通して藩政の主流から後退

を余儀なくされた事もである。しかし彼らの背後には、先述のように藩主豊範の実父豊資および一門の山内豊栄がついた。彼らは改革が進むにつれて、旧格墨守の立場から次第に反対し、さらにその中心にあった吉田東洋らの排斥にのりだしてきた。それのいた文久元年5月の豊資による藩政改革反対の声明がそれである。

東洋はそれにたいして、「天皇藤（山内豊栄）二ハ、勅国（土佐藩）之御為之思

居ニ看視在間敷、所制度改正被仰立ハ、一時之所務ニテハ、所底意ハ所役人所退被遊度旨ト奉伺答ハ」トノミニテ、サラニ「大学様思召被為在ハ哉、ヲ将棟（豊資）江所人珊ヲ以所案談被為遊ハ儀有之ハ」ト、弘人（敕政深尾）儀深ク外心配仕リ、大学様へ罷出、年ノ年（安政五年）已来ノ所趣意並文武館所制度改正等迄、無残所奉申上ハ得共、所胸ノ無之極承ハ」（文久元年六月朔日付山内豊信宛）ト訴えている。

さらに安政五年十二月二十二日の

書物には　豊富、豊範および奉行、市団役の前で「当今の政務、帝国の学習、士風の倫情、速一に申上げ、文武教育の理、人材選擢の道、後先緩急施しの手段」を詳しく説明することによって、一応の納得を得るに至ったとのべられている。(23)

要するに守旧派は、改革派の路線に反対しても、それと退りえ藩政の主導権を確保しうる条件にはもはやなかったのである。

つぎに「尊王攘夷」派がある。この勢力は、

慶應期に入って『王政復古』が具体化する」つれて『復古党』ともいわれるようになるのであるが、この中には、先述した古かこ也組といわれた勢力と後述する文久元年夏に結成された下士、郷士、村役人層を中心とする勤王党的勢力との二つの勢力が含まれていた。ところが、この「士格」に属する層を中心とする古おこせ組と「郷格」以下の層を中心とする勤王党とでは、後述するように同じ「尊王攘夷」をスローガンとしていても、政治

路線に非常な相違があり、単純に同一視することはできない。従ってここでは、この「尊王攘夷」派には勤王党を含めないでおく。

この勢力の中心は、「尊王攘夷」という旗じるしであった。㊀

この勢力がとりわけ問題となるのは、「佐幕開国」派とされている幕府一派に対して新たに登場し、共に改革派の勢力としし改革を推進してきた勢力であるにもかかわらず、何か故に対立するに至ったのかという問題で

ある。先述したように右かこも迫に屈した伍々木高行は、明治五年の吉田東洋の復帰を喜んでいたし、また同じ須江弥久馬は、嘉永吉田東洋に推挙されて役職につき、新旧両『ヲコゼ』の眼目たりといわれていたとのことである。

また最初の谷干城の言葉によれば、『パリー来航から明治大獄までの間は、『西洋』問題を中心とすることに異論がなかったのであった。このようなこの数カ月が、何故「尊王攘夷」・「佐幕の開国」と対立するに至った

のであろうか。佐々木高行によれば、吉田東洋は「禅公より夢台が大人物」であり、「赤穂義士は國法を破った罪人」であるとしていたとのことである。(b) ここに窺われることは、東洋如き名論と政治論をはっきり区別していたことである。それは彼の「北條泰時論」にも窺われるものがあった。「泰時の接遇は人神ともに哀れむ所なり。独り其の才を愛めず、其の自を退け、心を民に盡さば、その効すなわちかくの如し。いわんや泰時の悪なくしてそ

の善を行うものをや」というのである。[71] このような主張が、格式の改革を可能にし、先述のように西洋文明を技術として高く評価することを可能にしたのである。しかもおおむね佐幕派はこのような主張に立ちえなかった。佐々木高行は、自らの勢力を「一律義にして武骨一偏の学風」[72]と評している。[73] きわめて曖昧な表現であるが、吉田のように名分論と政治論とを区別するのと異って、名分論で現実を解釈しようとする観念的な傾向を見ることは可

能である訳。このような考え方の相違が、「佐幕開国」と「尊王攘夷」の対立をもたらしたものである。ことは、一概考えることはできよう。しかしこの「佐幕開国」と「尊王攘夷」との間にどれだけの相違があるのだろうか。「討幕」を意味しない限り、大きな相違はなかった。長州藩の安政五年の「藩是三大綱」では「幕府への忠信義」と「天朝への忠節」を両立させているのである。(59) 右おこせ組が、後述するように勤王党と一線を画している限

り、彼らの「尊王」は決して「佐幕」とは対立しない。しかしこの場合の「佐幕」は、後述する雄藩連合運動的な性格をもつたものでなければならない。また「攘夷」と「開國」との問題も、名分論的には「攘夷」を主張しても、「海防」の問題を現実の政治の問題として捉えるならば、「開國」は必然であろう。「藩是三大綱」では、「攘夷」が主張されているのであるが、先述の文久元年の「航海遠略策」になると、「天朝への御忠節」と「幕

商への帝信義」をそのまま前提としながら、「開國」が主張されているのである。要するに「攘夷」を名分論からのみ考えるか、あるいは名分論と政治論とを区別する立場から考えるかの相違に帰すると考えられる。

従って「尊王攘夷」と「佐幕開國」との相違を問題にするときには、このスローガンを通じていかなる政治体制を構想しているかを分析しなければならない。新おこし組もおこし組も、共にその階級的立場からいって幕

藩体制否定の方向はもうえず、いずれも藩体制の再強化を改革方針としていた。彼らはその立場から「外圧」に対処するため権力の集中化の方向を模索していったのである。それが攘夷問題にしたい「雄藩連合運動」であった。

①日憲章簿四・官掟之部(三)・一五二。

②日勤王秘史 依々木老侯昔日談四へ以下日依々木談四と略す〜・五六頁。

③ 『吉田東洋遺稿』・二一四頁。坂崎斌著『鯨海酔侯』・三九頁。

④ 文部省維新史料編纂会編『維新史』(二)・一一七頁。

⑤ 同前(二)・一二七頁。

⑥ 修訂『防長回天史』(二)・四二八頁。

⑦ 同前(二)・四三一頁。

⑧ 平尾道雄著『容堂公記伝』・一〇頁。『佐々木談』・五四頁。

⑨ 平尾前掲書・一〇頁。

⑩ 『憲章簿』・官位之部(四)・三七。

⑪ 同条・里正之部・一七三。

⑫ 同条・郷人之部・一〇三。

⑬ 同条・海衛之部・一二。

⑭ 同条・所侍諸奉公人之部・一六四。

⑮ 手島道雄稿「高知藩の兵制改革」(『土佐史談』三五号)。

⑯ 『憲章簿』・海衛之部・一三。

⑰ 同条・郷人之部・一一三。

⑱ 同条・所侍諸奉公人之部・一六四。

⑲ 同憲章簿四・所沽語奉公人之部・一五八・

⑳ 同吉田東洋遺稿四・二二三頁。

㉑ 日本経済史研究所編同幕末経済史研究四・一〇九～一一二頁。平尾道雄著同吉田東洋四・七四頁。

㉒ 平尾道雄稿「高知藩陸軍叢話」（土佐史談三三号・八三頁）

㉓ 同憲章簿四・海備之部・五

㉔ 平尾道雄著同吉田東洋四・二四頁。

㉕ 坂崎紫瀾書・九六～一〇三頁。

㉖ 日憲章簿㘝・官捉之部(四)・四。

㉗ 同前・官捉之部(四)・五。

㉘ 同前・官捉之部(四)・一〇。

㉙ 日俄公本誌㘝・一〇六頁。

㉚ 同前・一〇七頁。

㉛ 坂崎前掲書・四八頁。手屋前掲書・八三〜八八頁。

㉜ 日憲章簿㘝・官捉之部(四)・四九。日俄公本誌㘝・一〇七頁参照。

㉝ 日俄公本誌㘝・一〇七頁。

㉞ 奥宮正治著『吉田東洋』・一一一頁。
㉟ 同前・一二二頁。
㊱『吉田東洋遺稿』・五一頁。
㊲ 奥宮前掲書・一一二頁。
㊳ 坂崎前掲書・七一頁。
㊴『佐々木談』・一〇八頁。
㊵『鍋島直正公伝』(三)・二〇一頁。
㊶ 坂崎前掲書・一二八頁。
㊷『吉田東洋遺稿』・四二頁。
㊸ 同前・二一頁。

㊻ 同氏・二〇頁。

㊼ 入交好脩著『岩崎弥太郎』・五二頁。

㊽ 平尾魯僊『増書』・一一五頁。

㊾ 平尾道雄著『子爵谷干城伝』・四九頁。

㊿ 平尾道雄著『吉田東洋』・一三九頁。

(51) 平尾魯僊『増書』・一四〇頁。

(52) 平尾魯僊『増書』・一四一頁。

(53) 『谷干城遺稿』(上)・二四四頁。

(54) 平尾魯僊『増書』・一四一頁。

(55) 坂崎紫瀾『増書』・一三一頁。

(54) 『吉田東洋遺稿』二五七頁。

(55)① 修訂『防長回天史』(二)・三四〇頁。

(55)② 『吉田東洋遺稿』・五一頁。

(56) 坂崎紫瀾・一二九頁。

(57) 『吉田東洋遺稿』・三〇七頁。

(58) 同前・五一頁。

(59) 同前・三四頁。

(60) 稿本『豊信公記』。

(61) 坂崎紫瀾・一三三頁。文部省維新史料編纂会編『維新史』(三)・二一七頁。

(62) 坂崎斧臨書・一三四頁。『吉田東洋遺稿』五一頁。

(63) 原口清稿「幕末政局の一考察」（『正史学研究』一四二号・三二頁）。

(64)「参政録存」（『吉田東洋遺稿』）。

(65) 『武市瑞山関係文書』(二)・四三〇頁。

(66) 文部省維新史料編纂会編『維新史』(三)・二一六頁。

(67) 坂崎斧臨書・一三六頁。

(68) 『吉田東洋遺稿』・一一三頁。

⑲ 同前・三〇六頁。

⑳ 修訂日防長回天史巻(二)・三六四頁。

㉑ 同前(二)・三六九頁。

㉒ 田中彰稿「討幕派の形成過程」(『正史学研究』二〇五号・六頁)。

㉓ 修訂日防長回天史巻(二)・三五八頁。

㉔ 同前(三)・四一頁。

㉕ 山口小柳遺稿五・五一頁。

㉖ 同前・五五頁。

㉗ 修訂日防長回天史巻(二)・三六一～三六

三頁。

(78) 本庄栄次郎著『幕末の外政策』・二九三頁。

(79) 文部省維新史料編纂会編『維新史』(三)一九四頁。

(80) 『谷干城遺稿』(上)・二四九頁。

(81) 同前(上)・二五〇頁。

(82) 『吉田東洋遺稿』二五六頁。

(83) 平尾道雄著『吉田東洋』・一三九頁。

(84) 『谷干城遺稿』(上)・二五〇頁。

(95) 李石石路著日土依偉人伝四・三八五頁。

(96) 日依々不諮四・九一頁。

(97) 手展芳躅書・六五頁。

(98) 日依々不諮四・九一頁。

(99) 修訂日防長回天史四(二)・二三三頁。

(90) 同芳(三)・四一頁。

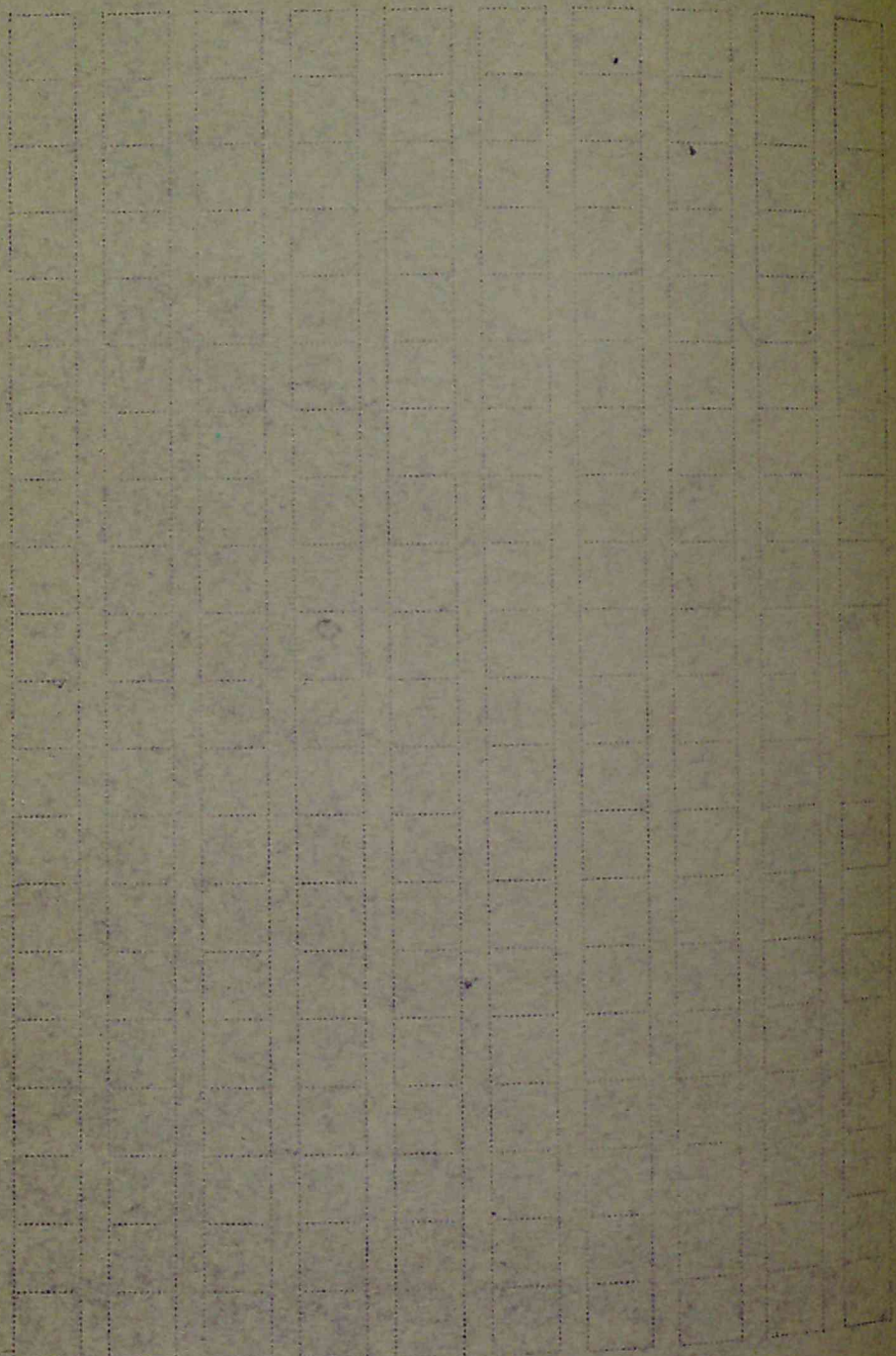

第三節　報恩連合運動

―おすがたかえて―

「近来外患内憂日々切迫、禍乱旦夕に相迫れ付、皇朝連綿と御門地に被為立、御両國（長防二州）御持堅めの御手段而已被仰付候ては、朝廷全國之一大事とは御傍観被打過候ては、朝廷への御忠節、幕府への御信義、御先祖様への御孝道難相立、猶又御全國治平之政一旦土崩瓦解之節は、御両國御堅持之儀も無覚束被思召」

これは先にも引用した文久元年三月長州藩の藩論となった「航海遠略策」の冒頭の一節である。国外の危機が切迫すると共に、「全国を一大事」を傍観することが許されないとする考えである。ここに改革派のもつ政治的性格の一端が象徴的にでている。政革派は、「海防」の問題を真剣に考えれば考えるほど、その問題を「一国」（藩）に局限することが不可能であり「天下」の問題に還元することを認識するに至った。だが

改革派は、あくまで藩政の改革を通じて幕藩体制の再強化を求める政治勢力であって、幕藩体制的制約の体制を否定することは全く考えていなかった。従って彼らが「内憂を」「天下」の問題に還元しようとする時、それは中央集権的統一国家を指向する方向には具体化していかない。先に引用した山内豊信が幕政五年計画案にだした意見は、「海防を急務は、藩侯の疲弊を救わざるべからず」と「一大強力な政府を立てる」と主張されている。[20] むしろ権力分散化の方向か

現われているのである。しかしそれが幕王強を通じて、新たな集権化の方向を模索していたことは、すでにのべた通りである。

老中阿部正弘が、ペリー来航後の政治的危機の中で、幕政の改革を推進するとともに、水戸藩の徳川斉昭、越前藩の松平慶永、薩摩藩の島津斉彬、土佐藩の山内豊信等、開明的な雄藩と主として協調する方向を提起しだしたのは、このような諸藩における改革派が目指

した幕藩体制の新しい集権化の方向を積極しつつある動きを背景とするものであった。ところがこの雄藩連合運動に関する従来の諸研究は、たとえば「従来の将軍独裁制に改革を加え、藩藩への政治的譲歩を意図したのであった」と(3)きめ付けて単純に「幕藩関係の変動」にのみ焦点がむけられている。従ってこの政治運動が何故展開してきたのかという点に関しても、「幕府の独裁をもってしては、時局を処理する自信を持たなかった」からとき

かめて抽象的にのべるか(4)あるいは「国際的
圧力(か)」、「国内のすでに深刻に存在す
る政治的危機を激化せしめる」からであると(5)、
対外問題を一般的に強調することによって理
由づけしようとしているにすぎない。そこで
は、対外的危機があるいは内部矛盾の展開が、
何故幕閣の独裁を許さなくなるのか、あるい
はまた雄藩連合といわれる幕藩体制の変質を
もたらすのかという点が問題とされていない
のである。

この点に関しては、前節においた諸藩における政府の諸改革、さらには『外圧』に直面した改革派の志向から自から解明されるであろう。

もはや幕藩領主的立場を堅持しても、幕藩体制の新しい変質が要請されていたのである。

しかし、それを当面要請した改革派は前節であきらかにしたように、あくまでも幕藩体制再強化を基本方針としていたのである。

従って彼らの要請する幕藩体制の集権化の方向は、決して『藩』の相対的独自性を否定し

ではなかつた。だからその集権化の動きは、ちくさいも幕府倒の成績を前提とするものであつた。そこに改革派の予信した集権への要請がある。雄藩連合運動が、当面幕府打倒の行動を修正するところがはじまつたのは、そうしたところに起因しているう。

内地之部

一、建儀、一、我公（松平慶永）、水戸公（徳川斉昭）、薩公（島津斉彬）位を國内

事務宰相の專權にして、肥前侯（鍋島直正）
を外國事務宰相の專權にし、大に川路（聖謨）、
永井（尚志）、岩瀬（忠震）位を指添、其外
天下有名達識之士を、悉く陪
臣、又は不拘席等致し、此も右專權之宰相
に統別に致し附置、尾張（徳川慶恕）・因州
（池田慶徳）を初め之宇護に、其指添に彦根
（井伊直弼）、戸田（氏榮）位、蝦夷へは伊
達遠州（宗城）・土州侯（山内豊信）位相遣
し、其外小名旁右之向正學用ひは、今之勢

にしも随分一生居出来ぬ半歩と考ぬ、甚だ
魯西亜、亜墨利加より活芸術之師範役五十人
位借受、活動に学術、稽古事相起、物産之道を
手厚に始め、内地之乞兒、雲介之類に頭を支、
相應の賄遣し蝦夷へ遣し、山海之管為致、往
来は専に海路より致し候ほど、蝦夷も急速開
可相成、航海術も直に可熟奉存候」（安政四
年十一月二十八日、村田寿宛）。

これは雄藩連合運動を実質的に指導していた橋本左内の有名な書物の一節である。ここ

には前節に述べてきた改革派の全ての問題が集約的にのべられているといえよう。政治機構の改革、重商主義的政策等もあるが、とりわけ注意されるのは引用の前半部分にみられる幕閣改造の計画である。ここに改革派が画する幕藩体制の集権化の構想をもつと請していた幕藩体制の集権化の構想をもつと共に具体的に示していると考えられる。しかしこの構想は、きわめて具体的であるようにみえるが、決してそうではない。すなわち『えもの』と『蔭』との関係をどう処理するかと『蔭』と『幕府』

いう問題をきわめて不明確なままにされて
いるからである。にもかかわらずこの構想は、
従来の幕藩体制的秩序を否定することなくしては実現しえないものであった。先述した改革派の幕藩体制的秩序の変質への要請がもっていた自己矛盾が、この雄大な構想や北国の構想にもやはり内在しているといわねばならないであろう。

その実例を北方、オランダの地理書によって、ドイツ連邦の智識を学び、それの日本

への適用を考慮していたという事実は、
より具体的なものがあったという点よう。この
阿部正弘が考慮していたことは、幕藩体制を
一貫の連邦国家体制に移行しようとしていた
ものであって、のちの列藩会議論につながる構想であるといえる。ここでは藩の相対的
独立性がそのまま残しながら、幕藩体制の
変質とこの集権化が可能となってくる。これ
によって先述の改革派の自己矛盾を脱却する
ことは可能となるであろうし、さらに『外圧

に直面した改革派的立場から「国家的統一と軍事面を中心にした『近代』の移植が可能となるであろう。

最近の維新史研究は、この政治の改革に絶対主義への傾斜の起点を求めようとする見解を提起している。[3] しかしそこでは一藩内部の問題としてしか論ぜられないのである。たとえば長州藩の改革を分析した関順也は、「いわば藩を単位とした絶対主義的な富国強兵策の推進であった」とのべている。[4] しかし

絶対主義といわれる以上、それは封建的権力の中央集権化の問題として究極的には論ぜられなければならない問題である。従って重要なことは、安政期の諸状勢の中で、諸藩改革派の動向がどのような男代性をもって幕藩体制の集権化を採用しているかをあきらかにすることである。要するに前に見た石井、遠山、井上の雄藩連合運動に関する視解は、この動きを安政期の諸藩の改革と無縁のところで理解しようとするものであり、他方関に代表さ

ル見解は、雄藩連合運動と無関係に、いいのえれば幕藩体制の集権化を問題にしないで絶対主義への傾斜を論証しようとするものであった。

だが改革派が西語した幕藩体制の集権化、いいかえれば橋本左内や阿部正弘が構想した新しい体制は、実現しうる条件をもっていたのであろうか。さらにいえば、改革派の自己矛盾は論理的には一応脱却しえたかにみえるが、現実の矛盾を克服できるであろうか。

実はそうではなかった。中央政局においては一橋派は幕閣独裁を主張する紀州派に退けられ、諸藩においても、大なり小なり改革は自らの手元をさらけだして分解してしまった。

このことは、改革派が『外圧』に直面しながら要請した集権体制の確立に明治維新の可能性を見出すなら、実際にはその程度の集権体制では明治維新を実現させなかった幕藩体制下における国都手元の深刻さを物語るものである。

いわゆる『日本』は、改革派が要

詰したよりも一層徹底した統一国家の形成を可能とする内部的条件を備えていたとはいわねばならない。

先にみた土佐藩における「勤王攘夷」派が二つの勢力に分類できるのは、改革的集権化を要求する勢力とそれをのりこえる集権化を要求する勢力とからである。前者が吉田東洋であり、後者が次章にのべる勤王党である。

①修訂日防長回天史四(三)・四一頁。

② 坂崎斌著「鯨海酔侯」・九六頁。

③ 石井孝稿「幕藩関係を中心とする嘉永・安政年間の政局」（日本史研究八号・二〇頁）。

④ 遠山茂樹著「明治維新」・八二頁。

⑤ 井上清著「日本現代史Ⅰ・明治維新」・一〇三頁。

⑥「橋本景岳全集」(上)・五五四頁。

⑦「杉先生講演集」（石井孝稿）。

⑧「明治維新史研究講座」・第二巻。

⑨ 関順也著「藩政改革と明治維新」・一二
七頁。

第三章 導攘運動

第一節　尊攘派の成立

一、はじめに

「偖、途中之巷説区々、江戸にては既ニ夷及相接居ハ勢ならんなどと、殊之外人心騒擾、雲介土民迫大ニ擔憂、頻ニ詰問ニ逢ひ困切ハ位、……所要、血臭世の中ニ相違ハなしと申合、万國一和、実に不安事ニ御座ハ、……其中、可悪ハ書生輩頻ニ流言を觸らしハ塩梅、此等より別て不落付ニ相成ハ欤ト被思遣ハ」（安政五年二月八日付、中根雪江宛書状）。

「兎角、万事書生輩之為に種々公武嫌疑も相生し、却て皇國之御為筋にも不相成ことと出来可申哉と、深痛心罷在候」（安政五年二月十五日付、中根雪江宛書状②）。

この二つの橋本左内の書状は、いずれも彼が一橋派の中心として将軍継嗣問題のために入京した時、京都の形勢を同藩の者に書送ったものである。ここで注意したいのは、橋本左内が、自分たち一橋派の行動を「書生」の動きとはっきり区別していたことである。

また、この当時の京都の形勢について、「徳川慶喜公伝」は、「諸書生（これは儒者・浪人を意味している――引用者）」は、「尊親しく皇室の衰微を見聞しつつ、夢ろ幕威を犯すとも、攘王の大義を主張せんとの意氣を有すれば、其議論は、時には朝紳を通じて宮廷をすう動かす事あり。……安政五年の頃に及びては、是等書生の議論は攘夷の世論と合一して、実に政治上の一勢力たりき」とのべている。③ここでいわれている「書生」の「幕

威を犯す」可能性をもった「尊王」論、さらには「攘夷」論は、前章で問題にした改革派の「尊王攘夷」論とはかなりその内容が異っているといわねばならない。改革派の尊王攘夷論は、橋本左内らが主導した旭蕃連合運動の中に包摂されうる政治論であったのである。が、この「書生」の尊王攘夷論は、橋本左内にいわせると「可更」ことがうであり、「流言」にしかすぎなかったのである。従って同徳川慶喜公伝」が評価した「政治上の一勢力」

となった「書生」の動向は、いわば雄藩連合運動とは区別された政治勢力であったのである。

ところが戦後の維新史研究においては、この一応区別されていた二つの政治勢力が、単純に同一視される傾向をもってきた。たとえば遠山茂樹は、「政争の進展は、封建支配層の上層から下層へと深められた。当初は大名間の勢力争いが、その手先としての有能な下級藩士・浪士の中央政界登場を促し、ついで

志士間の全國的提携さえもが、尊王攘夷ないし一橋擁立による幕政改革の線に沿って、ある程度成立するに至った」とのべ、さらにこのような事態への幕府側の弾圧である安政大獄の結果、「却って封建支配者間のもろもろの対立を、幕閣派と反幕閣派との二大対立に統一させる機縁となった」と主張している(十)。また井上清は「諸藩の俊才や処士浪士らは、この「京都手入」を中心とする全國的政局に、重要な役割を演じはじめた」とのべ、さらに

このような動向が、安政の大獄を契機として「尊王論は攘夷論と不可分」に結びつき、「幻住幕閉國」に対立する反幕スローガンとなり、その上「尊王論がすべての改革派をひきつけ反幕的となり」「倒幕王政復古論に転化する」と強調している(5)。

このような遠山や井上の見解は、薩藩連合運動に集中的に現われてくる改革派の動向と、橋本左内や「徳川慶喜公伝」が一応区別して「書生」の動向とを、同一次元において

評価する見解であったといわねばならない。

こうした見解の背景には、長州藩を素材とした、天保期に成立した改革派が「郷士＝中農層」を階級的基盤としながら、尊攘派になり討幕派に成長していったとする奈良本辰也の見解があったのである。⑥

だが前章でのべたように、改革派は天保期から安政期にかけて、その政治綱領の内容を大きく変化させはしたが、幕藩領主層の内部的反対派であったという階級的本質は全く変

化していなかったのである。いいかえれば改革派は、外圧に直面することによって、幕藩体制の集権化は要請していたのであったが、それはあくまで幕藩体制を前提としながら要請していたのであって、決して幕藩体制の否定は要求していなかったのである。ところが右にのべたように、橋本左内が自分たち勢力と「書生」とをはっきり区別していたことは、「書生」の動向の中に、前章で問題にした改革派的本質をのりこえる動きを見たがら

ではなかろうか。それはともかく、改革派が要請した幕藩体制の集権化の構想は、実際に維新を通じて実現した明治国家にみられる中央集権的な統一国家ではなかった。逆にいえば改革派の構想からは決して明治国家は成立しえないのである。ということは、改革派のいう幕藩体制集権化の政治路線が、のりこえられることなくしては、明治維新は成立しえないことを示すであろう。「橋本左内」と「書生」とを区別しようとするのは、つまると

ころ以上のような点にかかわるのである。

安政の大獄の前夜における政局の進展の中で、改革派的勢力よりも広汎な諸階層が反幕閥運動に参加しつつあったのは否定さるべくもない事実であり、また「尊王」という抽象的なスローガンの下に統一されつつあったことも事実であろう。だが同様に「尊王」といっても、「尊幕」と両立する「尊王」もあれば、全く対立する「尊王」もあった。改革派の「尊王」は、前章でのべたように前者であ

ったが、たとえば吉田松陰の場合は後者であった。安政五年七月一三日に、彼は「（幕府）敕然自得、以て蛮夷に詔事して天下の至計と為し、國患を思はず、國辱を顧みず。而して天朝を奉せず、是れ征夷（将軍家）の罪にして、天地も容れず、神人皆憤る。」これを大義に準じて、討滅誅戮して、然る後可なり、少しも宥すべからざるなり」といっている。(17) 松陰は、幕府が「天朝を奉ぜ」ざるが故に、これを「討滅誅戮」することを主張しているの

である。このように「攘夷」と「開國」の問題が深刻化するなかで、「開國」に踏みおれない「尊王論」は「尊王」を目的化してしまって、「尊王論」が直ちに「討幕論」に転化してしまったりである。それはともかく、としてこのような「尊王論」では、改革派の

それと同様に幕藩体制と両立することは不可能であった。すなわちここでは、天皇制が、幕藩体制再強化の要(悪)としての役割にとどまらない新たな政治的仕務を担うことが要請さ

れているといえよう。従ってここに、改革派のいう幕藩体制集権化の政治路線をつりこえる方向が、曲りなりにも窺えるのではなかろうか。

だがこの吉田松陰の討幕論も、現実の政治路線として要請されたというよりも、名分論的なちるいは倫理観的な立場からの要請が強かった。そこで封建的な武士の倫理が、「言過を匡救すること莫れ御奉公はちるまい」（安政五年七月二七日付、久坂玄瑞宛書状）と

いった考え方が⑧、幕府にたいしても適用されてくるのである。その結果、「紀伊に党する者は皆邪人なり。一橋を援くる者は皆忠臣なり」へ安政五年八月上旬稿、囚室臆度」という幕閣改造論、すなわち改革派的政治路線と同様の見解になってくるのである⑨。しかし事態が深刻化していくにつれて、産野政直がいみじくも指摘しているように、大義名分論的な、「義」の立場からではあるが⑩、次のような、今の幕府

も諸侯も最早酔人なれば扶持の術なし。草莽崛起の人を望む外頼みなし。されど本藩の恩と天朝の恩とは如何にしても忘るゝに方なし。草莽崛起の力を以て近くは本藩を維持し、遠くは天朝の中興を輔佐し奉れば、匹夫の諒に負うが如くなれど、神前に大功ある人と言おうべし」（安政六年四月七日付、北山安世宛書状）[11]。あるいはまた「吾藩当今の模様を察するに、在官在禄にては迚も真忠真孝は出来不申候、尋常の忠孝の積りなれば可なり。真忠

孝に志あらば、一度は亡命して草莽崛起を謀らねば行け不申候」（安政六年二月初旬付、佐世八十郎宛書だ）というのである。この彼の尊王論を実践する主体を「草莽」にもとめようとする「草莽崛起論」になってくれば、もはや完全に改革派的な幕藩体制集権化の政治路線はのりこえられているというべきであろう。「草莽」が政治主体として立現われてくるということは、とりもなおさず幕府も諸侯も「酔人」なることを意味するのであって、

幕藩体制的支配秩序はあきらかに否定されてくるのである。

従ってここで問題になるのは、「草莽」自身の政治的動向である。吉田松陰は決して「草莽」ではない。また彼は、封建的武士の立場から、安政の大獄前夜の緊迫した状勢の中で、「草莽」を政治主体として評価する見解を提起したのであって、「草莽の志士」の形成は別個に論ぜられねばならない問題である。ここ問題は後述にまたねばならないが、ここ

で注意されるのは、安政期において支配的な幕藩体制への改革的な政治路線は、いうまでもなく「改革派」のそれであったが、すでにこの時期から「草莽の志士」が、「尊王攘夷論」を主張しながら現状変革を要求する政治勢力として立現われつつあったことである。そしてこの勢力は、改革派的勢力とは異ったというよりむしろそれをのりこえる可能性をもっていたのであった。このことを特に強調するのは、「外圧」によって早期的に要請さ

れた統一國家の形成という國民的課題が、改革派的勢力によって果される場合と、「草莽」をも含みうる勢力によって果される場合とでは、その性格に大きな相違がでてくるからである。この点の相違をあきらかにすることなくしては、安政期以降維新に至る政治過程はあきらかにならないであろう。前にのべたように、安政の大獄を契機として遠山茂樹が「もろもろの対立を幕閣派と反幕閣派との二大対立に統一」させると説き、あるいは井上清

が「尊王論がすべての改革派をひきつける反幕的となる」ったと強調するのは、事実を誤るものだといわねばならない。右にのべたように「反幕闇派」に二つの勢力の内在をみることが必要なのであり、すべての「改革派」が反幕的になったすでは決してなかった。文久二年四月、伏見の寺田屋において尊攘派の弾圧を計った（寺田屋事件）薩摩藩の島津久光にしても、決して幕閣派ではなくやはり改革派的政治路線にあった。あるいはまた文久元

年、長州藩改革派政権によって支持された長井雅樂の「航海遠略策」は、開國と公武合体を主張していたのであって、全ての改革派が反幕的になった訳では決してないのである。

従ってこのような事実は、戦後の維新論の主軸となっていった奈良本辰也の維新論、とりわけ改革派の理解の再検討を要請するものである。

以上のことからわれわれは、改革派とは階級的本質を異った尊攘派の分析に進まねばな

らない。そしてこの尊攘派によって、改革派的幕藩体制の集権化の路線をりこえた統一國家形成への新しい可能性を追求する必要があろう。本稿では、この問題を土佐勤王党の分析を通じて追究していく。

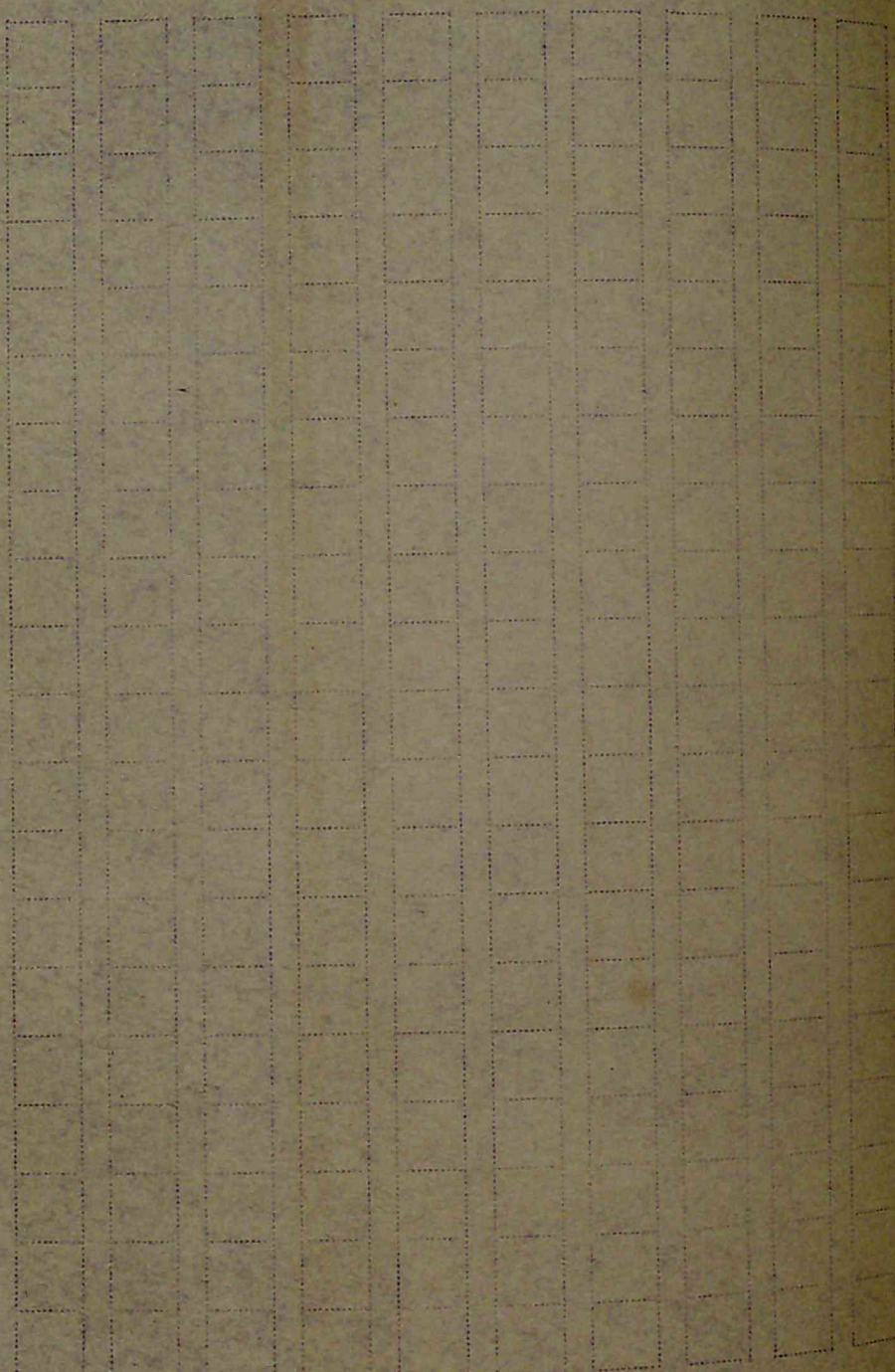

二、土佐勤王党の形成

文久元年八月、江戸遊学中であった土佐藩郷士武市半平太（瑞山）は、長州藩の久坂玄瑞・桂小五郎（木戸孝允）・高杉晋作および薩摩藩の樺山三圓などに影響されて、同じく江戸にあった郷士大石弥太郎（圓）・足軽河野万寿弥（敏鎌）らと共に、自ら盟主となり血盟をした[13]。これが土佐勤王党の発端である。この武市らが九月土佐に帰郷し、その廻りに郷士層を中心にした層が結集していった。こ

の当時土佐藩には、高知城下およびその周辺に居住する下士・郷士は別としても、幡多郡における下士樋口真吉を中心とするグループ[13]、高岡郡佐川の家老深尾鼎家の家臣を中心とするグループ[14]、安芸郡における清岡道之助を中心とするグループ[15]などがあり、全藩的に勤王党的勢力が成長しつつあった。勤王党は武市瑞山が中心になり、このような勢力を吸収して成立したものであり、その成員は文久三年二月武市瑞山が、前藩主容堂に提示した名簿

氏名	出身階層	出身郡	摘要
武市半平太	郷士	高知	
大石弥太郎	〃	香美	勝塾
島村衛吉	士族	高知	文久三・九入獄
間崎哲馬	徒士	〃	文久三・六切腹
門田為之助	藩士	〃	
柳井健次	陪臣	〃	五十人組
河野万寿弥	足軽	〃	五十人組 文久三入獄
小笠原保馬	藩士	〃	瑞山の甥
坂本竜馬	郷士	〃	海援隊長

によると一九二名であった。(16) これを表示すると上表の通りとなる。しかしこの血盟者名簿が、全勤王党員を網羅しているとは限らない。というのは、右にの

岡本植之助	士族	土佐					
川原塚茂太郎	〃	高知					
上田楠次	〃	〃					
弘瀬健太	藩士	土佐	文久三・六切腹				
多田哲馬							
曽和伝左衛門	足軽	長岡	五十人組				
島本審次郎	下代類	高知	文久三・九入獄	五十人組陸援隊長	太左屋	士族	高知
中岡光次	太左屋	安芸	五十人組慶応二・三入獄				
島村寿之助	郷士	高知					
吉井茂市							

べた樋口眞吉は、同高知藩勤王諸家名鑑によると血盟したことになっているが、右の血盟者名簿には名前がでてこない。このような例が他に散見されるからで

望月清平							
土方楠左衛門							
小畑孫三郎	監察吏	高知	土佐				
安岡宣之	〃	〃					
島村寿太郎	足軽	高知		五十人組父は郷士			
吉本善吉							
鎌田菊馬							
吉田省馬							
山本三治	郷士						
石川壱久馬	足軽	高知		五十人組			

ある。また文久二年四月八日の吉田東洋暗殺事件に参加した那須眞吾以下三名の者の名前も、政治的理由から除かれたようである。[17]

(註) 樋口眞吉の

依岡権吉	近軽	高知	五十人組	
宮田頼吉	地下浪人	安芸	野根山七集	
森脇唯次郎	士族	高知		
千屋寅之助	庄屋代	安芸	五十人組	
浜田清蔵	士族	土佐		
仲彦太郎	〃	高知	五十人組	
谷崎太郎	陪臣	土佐	五十人組	
岩崎馬之助	士族	安芸		
檜垣清治	郷士	高知	五十人組	
村上保次			五十人組	

私塾に集るものは通計千名といわれている。その大部分は郷士および上層農民の子弟であろう。(18)

さらにいう(ろ)い

藤本駿馬								
千頭赤源次								
大利鼎吉	足軽	高知	五十人組 文久三、脱藩					
宮崎勝蔵								
北代忠吉			五十人組					
三瀬八次								
村田忠三郎	郷士	香美	五十人組 元治一、八人獄					
田所助次郎	士族	土佐						
小畑五郎馬			五十人組					
池田卯三郎								

ろな理由から血盟には参加しなかったが、勤王党員と共に活躍していた者もかなりの数字に達していたと考えられる。安芸郡の清岡道之助もその例である。(17)

島地磯吉	郷士					
吉松恒吉						
野々村庄吉						
沖野平吉	用人	長岡	五十人組			
尾崎幸之進	茶坊主	土佐	五十人組 文久三脱藩			
田所荘之助	取人	高知	五十人組			
志和寅之助	士族	高知	五十人組			
岡田啓吉						
小松熊市(吉)						
伊藤四十吉						

また後述する土佐勤攘水戸唯一の藩内蜂起事件である野根山包集事件の参加者二三名中、この血盟者名簿に名前がでてくるのは僅か七名である。このことは、

土居左之助	士族	高知	文久三、脱藩 天誅組			
中島与市	〃	高岡	元治一、二 脱藩			
安岡覚馬	〃	香美				
山本四郎	〃	〃				
山本兼馬		土佐	文久二、三 保安の衛士			
田口文良	士族	高知				
岡野佐五郎						
伊藤甲之助	士族	土佐	禁門の変			
田岡祐吾						
平石六五郎	士族	土佐				

勤王党員がその周囲にかなり多くの同調者を組織していたことを示しているであろう。その上維新以後、個々の主観的な要請からきわめて無原則的に尊攘派

西山直次郎	士族	高知	慶応三、二、六日付					
小川平馬								
楠本文吉								
岡崎山三郎								
上田官吉	士族	土佐						
中城益四郎								
石川潤次郎	足軽	高知	池田屋事件					
観音寺智隆	僧侶	長岡						
山崎長藏	庄屋	高岡						
千屋菊次郎	大庄屋	〃	禁門の変					

に加えられている者もある。このように考えると、尊攘派の範囲はきわめて曖昧になってくる。だからここでは、考察の基礎として瑞山が豊信に示した一九二名

今橋権助	士族	高岡	五十人組	
千屋金策	大高屋	〃	五十人組 元治一、五脱藩	
谷脇清馬	士族	〃	五十人組	
高橋俊助	〃	〃	五十人組	
片岡左太郎	郷士	〃	五十人組	
海路十寸吉	士族	〃		
戸梶直四郎				
竹村猪之助				
山崎庄馬	士族	高岡	五十人組	
片岡登藏	郷士	〃	五十人組	

の名簿によった。

しかし出身階層の判明したかなり部分は、「高知藩勤王諸家」における「士族」であることのみしかわからない。この「士族」には当然

中平喜之助	庄屋	高岡						
北添佶馬	庄屋	〃	池田屋事件					
江口参太	〃							
中村左右馬								
片岡団四郎	郷士	土佐	五人組					
中平大治								
市川辰三郎	庄屋	高岡						
今橋武之助								
西田可蔵	士族	高岡						
近藤亀弥	庄屋代	守若	五十人組					

「郷士」もふくまれており、土佐藩のように「郷士」が大きな役割をはたしているところでは、「士族」と判明するだけでは全く無意味である。そこできわめて

宮田節斉	医師						
和食午馬	安芸						
安岡斧太郎	庄屋	安芸	五十人組天誅組				
上田幹馬							
川久保健次							
井原右輔	陪臣	高岡	元治一、八脱藩				
浜田辰弥	〃	〃					
岩神主一郎	〃	〃					
鳥羽謙三郎	〃	〃	文久三、九入獄				
下方弥三郎	〃	〃					

危険であるが、城下居住者を「士分」とし、それ以外に居住する者を「郷士」と認定することにした。なお「士分」には、郷士以外の武士身分の者を軽格・

中山刺客								
古沢迂郎	陪臣	高岡						
橋本鉄猪	〃	〃						
土方左平	〃	〃						
那須盛馬	〃	〃						
堀見久庵	〃	〃						
清岡治之助	郷士	安芸	野根山屯集					
阿部多司馬								
小畑孫次郎	士族	土佐	文久三入獄					
久松喜代馬	〃	高知	慶応一、八入獄					

陪臣をも含めている。もちろん「士分」でも城下以外に居住し、「郷士」でも城下に居住する者がみられるが、両者の性格から考えて、この認定の仕方によっ

松山深蔵	六尺屋	高岡	葉門ヶ変
田辺彦次郎	郷士	幡多	
高松太郎		安芸	海援隊
相原慎吉	郷士	〃	
筒井米吉	士族	〃	
五十嵐幾之助			
佐井寅次郎	士族	土佐	
川田真七			
堀内賢之進			
佐井松次郎			

て大体の傾向はつかめると考える。そこで出身階層によって分類したのが次表である。この表からあきらかなように、この勤王党は、「士分」、「郷士」・「村

板垣實之助	士族	高知	
島村源六			
中沢安馬	士族	土佐	
南部辰衛			
千頭小太郎	士族	土佐	
宮川助五郎	馬廻格	〃	五十人組總頭
栗井兎之助	士族	〃	
白石馬之助	〃	〃	
秋沢清吉	〃	〃	
安岡権馬	〃	安芸	

出身階層	人数
士分	五二
郷士	五八
村役人	一四
地下浪人	二
平民	一
職人	一
医師	一
僧侶	一
不明	六二

矢野川竜右衛門	郷士	土佐					
馬崎源八							
浜田良作	監察史						
田内衛吉	士族	高知	五年組、文久三・二下獄				
深瀬鉄馬							
吉永良吉							
三宅謙四郎							
田中作吾							
村田右馬太郎							
村田角吾	郷士	香美	五十人組				

役人」によって構成されている、ということができよう。ところがこの「士分」のうち、いわゆる「士格」に属することがあきらかなものは、宮川助五郎・一瀬源兵衛、西

公文藤三	士族	高岡	五十人組				
武政左衛馬	〃	吾川					
中村惠三郎	大庄屋	高岡	五十人組				
中平菊馬	士族	〃					
長尾省吾	庄屋	香美	五十人組				
山本安三之助	郷士	〃	元治一、二入獄				
平井牧二郎	藩士	土佐					
森助太郎	〃	香美					
森田金三郎	郷士	土佐	文久三、八入獄				
中平保太郎	士族	高岡					

山直次郎の三名のみである。だから「士分」五二名中の大部分は下士・軽格であるとみて大過ないであろう。他方地下浪人以下は、僅か六名できわめて少な

三原忠弥								
岡本八之助	徒士	土佐	慶応一、五刑死					
上田宗児		高知						
坂本宗十郎								
浪越肇	士族	土佐						
服部東蔵								
川田乙四郎								
吉本平之助								
楠瀬六衛	士族	高知						
那賀田文八								

い。出身階層不明者の中に地下浪人あるいは一般農民の存在を推定できるが、全体からみれば、決して主流でなかったといいうるであろう。まさしく勤王党は、

安岡覚之助	郷士	香美	慶応一入獄	
上岡膽治	平民	高岡	五十人組又ニ、ル脱藩	
弘光明之助	士族	香美		
田所駒吉				
岡甫助	士族	高知		
島村左伝次	〃	土佐		
西山平馬	〃	長岡		
池知退蔵	郷士	〃		
安東真之助	士族	高知		
島村外内	郷士	香美		

下士・郷士・村役人を主体とする政治結社である。と結論づけることができるのである。

次表は出身郡を整理したものであるが、この表からあきらか

岡本猪之助	士族	香美						
安岡金馬	庶屋	安芸						
足達行藏								
細木核太郎	士族	高岡						
一瀬源兵衛	小姓組							
楠目民五郎								
岡本瀧馬	士族	高知						
森下幾馬	足軽	土佐	五十人組 天誅組					
宮地宜藏	士族	高岡	文久二、三脱藩					
山田三藏	地下浪人	〃						

なおうに、勤王

出身郡	高知	安芸	香美	長岡	土佐	高岡	吾川	幡多
人数	三四	一二	一二	五	二七	三六	一	一

庄村良達	用人格	五十人組
西村庄藏	士族	
	高岡	

〈備考〉　順序は、名簿の順序にしたがった。出身階層・郡および摘要は、『高知藩勤王諸家伝』（平尾道雄筆写本）・寺石正路著『南学史』・同氏著『土佐偉人伝』・平尾道雄著『陸援隊始末記』によった。

党は、高知城下および安芸・香美・土佐・高岡の諸郡出身者によって立流が形成されている。このような地域差がいかなる理由によってでてきたかを速断する

ことはできないが、幡多郡の場合には、嘉永六年の郡治改革までは、この郡のみが特別区であった事情、あるいは土佐最西の郡であるという地理的事情なども考えられるが、全体的に地方分散的性格が完全に克服されていなかったことに基くものと考えられる。しかし土佐藩全体から参加しているように、全藩的に横断的な組織であった点は無視されえない。

次表は、先述の野根山屯集事件の参加者の出身階層を整理したものである。これによっ

出身階層	人数
下士	一
郷士	四
村役人	九
地下浪人	二
百姓	三
町人	一
商人	一
医師	一
僧侶	一

て、勤王党員に組織された同調者の階層の一端をしることができよう。これによってあきらかなように、勤王党は農民的勢力の上層部分を、自らの同調者として組織していたといえる。

このようにみてくるならば、勤王党的勢力は、新おこぜ組あるいは古おこぜ組の改革派

〔備考〕中野清気編述『三十三士』・寺石正路著『土佐偉人伝』による。

的勢力と、その階級的本質が明白にことなる政治勢力であることはあきらかであろう。

後者が、幕藩領主的支配者層の内部的反対派以上にでるものではないのにたいして、前者はそのような枠にとどまらず、幕藩体制を否定する方向をとりうる可能性をもった政治勢力であったことはあきらかであろう。

三、土佐勤王党の性格

文久元年八月に結成された土佐勤王党は、その政治綱領である「血盟」において、次のようにのべていた。「堂々たる神州戎狄の辱しめをうけ、古より伝はれる大和魂も、今は既に絶えなんと帝は深く歎き玉ひ、しかれども久しく治れる御代の、因循委情といふ伝にも習ひて、猶りも此心を振ひ挙て、皇國の禍を攘ふ人なし、――――爰に神明に誓ひ、上は帝

の大御心をやすめ奉り、我が先公の御志を継

ぎ、下は万民の患をも払はんとす」[20]と。この綱領について特に注意されなければならないのは、次の二点であろう。第一点は、「堂々たる神前」[21]が「戎狄」に侵略されつつあるという、対外的危機意識であり、第二点は、「皇國の禍」という表現に端的に示されているように、きわめて直接的にいわゆる「天下」の問題として対外防衛が主張されている点である。第一点の対外的危機意識については、たとえそれが上層の家臣であろうと、あるい

は草莽であろうと、現実の情勢について真剣に考えるならば誰しも持ちうる危機意識であろう。だがその「外圧」をどのように受けとめるかになると、そのおかれた社会的政治的地位によりて相違がでてくるのは当然である。その点でこの綱領が、直ちに「皇國」の問題として対処する立場を示していることは、先述の改革派の「海防」問題に窺われなかった点である。ここで「老公の御志を継ぎ」と前藩主山内容堂の雄藩連合運動における活躍を

積極的に支持はしているが、そのことから、この綱領の立場を容堂すなわち改革派の立場と同一視することは誤りであろう。それよりも「上は帝」、「下は万民」の「愚」を除こうという意識こそが強調されねばならないであろう。このことからこの綱領に、全國民的立場に立った「海防」が主張されているという訳では決してないが、先述した山内容堂の幕府への意見書にみられる「諸侯の疲弊」を救うことが「海防」の第一であるといった藩

体制の強化を前提とした「海防」意識でない
ことだけは確かである。
このような相違が何故起るのか。これこそ
攘夷派の階級的性格をあきらかにする問題で
あろう。前節でみたように土佐勤王党は、下
士・郷士・村役人層を主流として形成されて
いた。従ってこれらの層が、いかに門閥層を
排除したとはいえ、正規の家臣で講成されて
いる改革派と、その危機意識の内容が同様で
ある筈はない。佐々木高行が、文久元年九月

江戸から帰ってきた武市一派にたいして、「陰密の間に援助」し、「正理の矣」をのばすことは申合せたが、「藩公との関係」が異るから「悉く賛成」はできないと、古おこぜ組と勤王党との関係をのべ(21)、あるいはまた「士分の(同志)帰意(古おこぜ組を意味する)」は……

もとよりその精神は、山内家をしてどこ迄も勤王のために尽させようと尽力する筈であるが、郷士以下は、山内家には縁が薄い処から、大義のためには山内家を顧みぬという過激の

考えであるから、自然見込の違う処もあって」とのべているところから(22)、この相違をもたらす理由があきらかにされてこよう。要するに改革派の場合は、あくまでも幕藩体制の内部的反対派の枠を脱することはできなかったのであるが、尊攘派の場合には、そもそもその様な枠を最初から考えていなかったのである。

こうしたことは、文久二年閏八月に執筆された武市瑞山の京都朝廷への建白書草案に、

一層はっきりとみることができる。この建白書草案は、藩主の名前で朝廷にだすことを考えていたもので、そこでは(一)「五畿内一円御領に奉附」、(二)参勤交代の緩和、(三)「政令一切朝廷より御施行」の三カ条が主張されている(23)。もはや勤王党は、改革派でもなければ、客堂を支持したとしても雄藩連合運動に受けいれられる勢力でもないことはあきらかである。「五畿内一円」を天皇の直轄領とし、之を各親王・公卿に分与し、その下に「諸國忠

勇の浪士」を召抱え、「大坂豪富之者」に「器械戎具」を整備させようとし、さらに「徳川氏諸侯を弱くするの権道」である「参勤交代」の改革、つぎには「政令は朝廷より御施行可被為遊処にして……諸侯も亦直に朝廷に参覲仕り様被為成度奉存り」と主張されていた。

この「建白」は、直接幕府打倒をこそ主張していなかったにしても、あきらかに幕藩体制否定の政治路線であった。とりわけこの天

皇への権力の集中を許していることは、先述の改革派のいう幕藩体制の集権化とは全く異った新しい集権化、すなわち幕藩体制否定につながる國家的統一の方向が提起されはじめたといえるであろう。

外圧が、日本にたいして早期的に統一國家の形成を要請し、それがまず改革派によって受けとめられ、雄藩連合運動が展開したのであるが、そこからは決して明治維新、すなわち中央集権的な明治國家の形成は構想さ

れなかったことは前章でのべた通りであるが、右の武市瑞山の建白からは、明治維新への見通しが開かうはじめたといえよう。従って安政改革が進められ雄藩連合が展開していた時期と、土佐勤王党にみうれるような尊攘派が政局の表面に活躍する時期とは、段階的に区別されなければならないであろう。石井孝は、その最新の著書において、安政期の諸改革から絶対主義への傾斜がはじまることを、最近の諸研究によりながう主張しているが(24)、その

絶対主義への傾斜とは「一藩的規模」で行われたというのである。しかし絶対主義の成立といわれる明治維新は、幕藩体制を克服したところに可能となった。とするならば、「一藩的規模」での絶対主義とは、まさに自己矛盾着的な表現であるといわねばならない。安政期の諸改革においては、前章でみたように改革派の自己矛盾の結果として集権化の方向が現われはしたが、幕藩体制否定の方向は決してみられなかったのであって、幕藩体制を克

服した明治維新は、前述の勤王党の政治路線によってはじめて構想されうるものであった。このような意味で尊攘派の成立は重要な意味をもつのである。

従って土佐勤王党は、土佐藩における吉田東洋が主導した安政期の改革に、真正面から対立してくるのである。文久二年三月、武市瑞山は、「何分にも時勢之御変格を以て、執政の場合、真に正義にて目附の宜きもの御選挙被為遊度、左様相成ればず、其以下忠直の

者相用申ル儀ニ御座ル、……何卒御英断を以て、右変格被為遊度奉存ル、抜擢等の儀は人気に係り申ル儀に付、一時は聊か俗論沸騰可仕ル得共、決して憂るに足らざる御事にて」と前藩主山内容堂に許之ている。(25) また同年十二月には、勤王党員平井収二郎・間崎哲馬・川瀬健太が、格式打破・人材登用のための藩政改革を行わせるために、青蓮院宮から守旧派の中心であった元藩主山内豊資宛の令旨をうけている。(26) ここで主張されている格式打破・

人材登用の方針は、すでに改革派によって守旧派の圧迫を退けながら遂行されていた方針であった。にもかかわらずこのような主張がなされるのは、勤王党の主張する格式打破・人材登用の内容が、改革派のそれと異っていることを意味しよう。武市瑞山は、右の異見書の中で、きわめて直接的に「天朝を奉誹謗」るようないわゆる俗論家の追放を許えている。このことは、彼らのいう改革の内容が、改革派の場合のように藩体制の再強化を目的とし

たものでなくて、尊王攘夷を実行するための藩内の統一を目的としたものであった。

さらにまた、すでに幕藩体制の枠をのりこえながら、全国的な連繋の下にたたかわれはじめつつあった尊攘運動に、土佐藩も参画させようとする意図の下に主張されていたようでもある。すでにこの頃から坂本龍馬・吉村虎太郎(寅太郎)らは、脱藩して直接尊攘運動に参加しつつあった。また文久元年一二月二一日付の長州尊攘派の指導者久坂玄瑞より土佐の武市

瑞山にあてた書状には、「尊藩御事も、二君より承は処何共御苦心之段奉察は、敝邑も委靡至極にて、二君御来遊之御思召通にも相叶不申、面目も無之次第に御座は、」といわれていた。[27] このような事情からもあきらかなように、その格式打破・人材登用が、藩主に訴えられあるいは藩政改革に求められようと、それは「一國」（藩）の問題としてではなく、「天下」の問題として論ぜられていたのである。

(註) 二君とは、武市瑞山が長州に派遣した血盟の勤王党員山本喜三之進（香美出身の郷士）および大石團蔵（不明）である。

また土佐勤王党の性格をあきらかにするものとして、改革派政権がとろうとしてくる重商主義的政策にたいする反対がある。土佐勤王党も、全國的な尊攘運動の後退の中で、やはり弾圧を受けるのであるが、その際だされたまた勤王党員の釈放を要求した歎願書の中に、そのような意見がみられるのであ

る。「海防厳備の被仰出も無之、御國中士気御取立の御模様共不奉伺、却て御國産樟脳の類、長崎辺迄も御積廻に相成、交易品の御手後に相成候様、頻に風説御座候、……右等之儀に付、人心益々疑惑仕り、必死の覚悟仕候者も自然相弛みし」と、元治元年七月二九日にだされた安芸郡二(十)三士連名の歎願書には記されていた(29)誰。また六月一五日に藩庁に提出された五郡(香美・長岡・土佐・吾川・高岡)二九名の右と同様な歎願書では、「加之、海

岸防備厳重之御沙汰も無之、御國中之文武盛興之御様様も不相見、甚敷に至ては、商賈交易の勢日に盛に、士民華奢風流に長し、内憂外患目前に増長しながら、徒らに太平遊惰の習に赴き、動もすれば勤王などと申て、一座の戯言に致け様にて、実に不安次第奉恐入事に御座け」と主張されている。(30) いずれにおいても、長崎における藩営貿易、すなわち重商主義的な藩の経済政策への反対が強く示されていた。

このような土佐勤王党の重商主義反対は、その階級的性格から考えて、たとえば古おこせ組の場合のような復古主義的なあるいは消極的な抑商主義的な意識からでているのではないであろう。勤王党を構成していた下士・郷士・村役人層のうち、下士はともかくとして、後の二つの階層は、経済的にはいわば豪農・商層と一般にいわれる階層に属するであろう。土佐藩における郷士制度の発生が、長曽我部遺主の懐柔策ではあったが、幕末期の郷士は、

先述したように農村における貨幣経済の展開と共に、新しい変貌をとげた者があるいは新興の上層農民が郷士株を譲受けた者が大部分を占めるに至っていたからである。(31)

一例として勤王党の首領武市瑞山の場合をあげよう。彼は白札格郷士として、二人扶持五石を給せられていたが、彼の家には高五〇石程の田畑を有し、その大部分を小作に出していた。しかも先代半右衛門が、山に楮草を栽培したり、あるいはこの

山斜面を水田にすることを試みたりしている
ように、いわば豪農的性格を多分に残してい
たのである。[32] あるいはまた脱藩して天誅組の
乱の中心になっていった吉村虎太郎は、高岡
郡津野山郷芳生野村の庄屋の家に生れており、
また万延元年十一月には椿原村番人庄屋とし
て、他の庄屋と共に銀納貢租の改正を要求し
て愁訴をしている。[33] 同様に勤王党員であった
中岡慎太郎は、安芸郡北川郷の大庄屋の家に
生まれており[34]、また坂本竜馬は、「浅井金持、

川崎地持、上の(末)谷屋道具持」と、俗謡に歌われたほどの高知の豪商才谷屋の出であった。[35]

しかもこうした勤王党員たちは、地方の豪農、商層に支えられていたのである。たとえば備多郡中村の商人木戸定蔵は、樋口真吉に運動資金として金百両を提供したといわれており[36]、'69年安芸郡田野の素封家村木虎二郎は、中岡慎太郎に上京の旅費を提供していた。[37]しかし高岡郡吾井郷庄屋山崎長蔵が尊攘運動を支援しようとしたのにたいして、村民は自らに負担が

かかるかうと反対をうけた事実(38)が、多数的に示しているように、このような勢力の政治運動は、決して全農民の支持をえたものではなかった。それは先にのべた天保期の土佐藩の庄屋同盟に結集した層が、客観的には幕藩領主的土地所有否定の方向を示しながらも、主観的には「土地人物之総宰」として、村の封建君主としての地位を確保することを要求していたのと同様なものであった。後に禁門の変で戦死する郷士那須俊平が、天保十四年の

越知面村の一揆を鎮撫し解散させうる社会的地位にあったということは(39)、この勤王党に結集してくる諸勢力の立場を象徴的に示しているようである。

このような階層によって土佐勤王党が支えられているということは、彼らの重商主義政策にたいする反対が、一面抽象的な「尊王攘夷」の立場からする名分論的な反対論にすぎなかったとはいえ、やはり封建的統制に抵抗する商品経済の自由をもとめる意識を、その

中に含みこんでいると判断させる。すでにのべたように土佐藩においても、幕末期には貨幣経済の展開に伴う農村の変貌によって、封建的な経済体制は解体しつつあったが、改革派のとった重商主義的な経済政策は、むしろ貨幣経済展開の方向に順応しながら封建権力の経済的基礎を確保しようとするものであった。従ってこの方向にたいする勤王党の反対は、封建権力の新しい対応にたいする抵抗であって、すぐれて反封建的な、いわばブル

ヨワ革命運動につながる可能性をもった反対であったといえよう。このような意味では、間崎哲馬(註)が藩庁に建議した「二弊一事」に窺われる「尊攘の事興てより、國用多端、万一富豪の家に課し、以て之を補ふあらば、益々民心を失ふべし、之を補ふは、山に鋳て海に煮るに在り、民銭の如きは儲蓄せしめ、之を他日の急需に備へば、國力自ら富強に至るへしという主張は(如)、一層その方向を明示しているのではなかろうか。とりわけ「民銭の如

きは諸著せしめ」という主張は、右にのべたような階層に属する勢力の主張であるという点において重要であろう。

(註) 間崎哲馬は浪浪と号し、徒士であったが、家が代々幡多郡間崎村にあったところから㊦間崎と姓を名乗ったという。このことは、彼が徒士であったとはいえ、いわば在地性をもった豪農的性格を多分に有していたことを想定させる。

以上のべたところから、土佐勤王党を支え

ていた勢力の階級的性格はあきらかであろう。いわば商品経済の展開と共に、封建的経済制度を解体させながら成長しつつあった勢力であって、従って安政改革にみられる藩権力の商品経済にたいする順応的な対応体系にも抵抗する、いわばブルジョワ革命運動にもつながる可能性をもった反封建的な勢力、いいかえれば幕藩体制下においては被支配階級であったのである。だが彼らは、決してブルジョワ革命の主体たるべき、あるいは指導階級た

るべき勢力ではなかった。このことは、『郷士』なる身分が象徴的に示している。この時期の郷士の大部分が、「新規郷士」あるいは「譲受郷士」であったように、経済的には農村における貨幣経済の展開により成長してきた豪農でありながら、その成長が、郷士という封建的支配身分への上昇にみられる傾向にあったということである。そこには近代的な農民分解が歪曲されつつあったのである。こうした日本における近代化の内発的諸条件に

みられる特殊性が論ぜられるのであるが、しかしこの特殊性から明治維新における『近代化』の未完成を論ずることは事態を誤るものである。何故なら、近代的な農民分解が歪曲したということは、『外圧』による早期的な國家的統一への要請に基く面が多分にあるからである。このような点で、安政改革における経済政策が、農村の変貌に果した役割をあきらかにする必要があるが、土佐藩に関しては、史料的な関係から不可能である。

だがここで重要視しなければならないのは次のような点である。右にのべたような近代的な権力確立のプログラムを確定するほどには階級的に成熟していない社会的勢力が、『外圧』に直面して、国家的統一が要請されたとき、どのような反応を示すかという点である。勤王党に結集した諸勢力は、階級的には未分解な勢力であって、近代的な国家統一という歴史的任務を果しうる階級には甚だ遠い存在であった。にもかかわらず彼らは、『外

圧」に直面して國家的統一という歴史的任務を自らの課題として認識しはじめていたのである。われわれはこのような方向から土佐勤王党のいては尊攘派の綱領を分析しなければならないのであって、勤王党の階級的性格から直接この問題を論ずることは、非歴史的な方法であるといわねばならない。

このような方向から考えるならば、土佐勤王党が、幕藩体制の再強化を前提としない國家的統一を主張しうる政治勢力であったにも

かかわらず、封建的諸権威に依存しながら自らの主張を貫こうとしていたことはきわめて当然のことであったといえよう。「血盟」で は、「老公の御志を継ぎ」と山内容堂を支持していたし、あるいは「此間内は、日々容堂様へ御目通りいたし、御懇命をいただきは、其内此間御前にて御酒をいただき、御手づから御てうしを御取にて……実に身にあまり難有事にてけし」の文久三年二月一七日付、妻宛書状(42)と、封建的な身分意識から余り脱却

していなかったのである。あるいはまた先述した武市瑞山の藩政改革の建言が、藩政改革としては実現しえない幕藩体制的身分秩序をこえた内容をもっていたという矛盾にも、この矣は明瞭である。従って土佐勤王党の性格として強調されなければならないのは、この勢力によってはじめて、幕藩体制の再強化を前提としない国家的統一の方向が、勤王攘夷という スローガンの中から曲りなりにも模索されはじめたということである。武市瑞

山加、「当時勢は実に皇国存亡の秋にて是非
天下の人力を尽し不申ては不相成」と
主張していたことこそが重要なのである。(23)

四、諸藩の尊攘派

長州藩の「航海遠略策」が、同藩における改革派の幕藩体制集権化の方向を、もっとも典型的に示していたことはすでにのべた通りである。しかし長州藩においても、この幕藩体制再強化の方向を前提にした政治路線に反対する動きが明確化してきた。たとえば木戸孝允は、「就而は此度之公武御合体と申説も甚不審千万に奉存候、当時之幕吏と申合せは而謀り候位にては中々行届不申、自然御家を

りして勅意を緩め奉りり様に相聞り而、実以
対御家、いか様天下有志之もの御懇を申上
り哉、難計」へ文久元年六月十一日付、末原
良蔵宛書状）と、「航海遠略策」を批判して
いたし(44)、また久坂玄瑞は、「此度公武御合体
を名目として、実は外夷交易御免の勅状を申
下すなど言語同断之振舞」と許えていた(45)。
このような「航海遠略策」にたいする反対
意見は、きわめて名分論的なものであるが故
に、きわめて単純なものであったといわねば

ならない。しかもこのような批判は、「此節の如く、自滅の姿に相成、五大州に奮飛仕候事なそは実に思もよらず、御國（長州藩――引用者）一般いか様相整けとも、天下之算は相立申間敷け間、是非御参府決然御延引被遊、人材選挙・姦吏掃蕩之御周旋（旋）有之度」（六月十一日付、周布政之助宛書状）と藩主に幕政改革の周旋をさせようとする木戸孝允の主張に窺われるように、(44) 現実の政治論としては、雄藩連合的政治路線から余りでていないよう

であった。しかしここでも名分論と政治論とは、はっきり分離していたのである。彼らは名分論的に「尊王攘夷」を強調したことによって、「藩連合的すなわち幕藩体制再強化を前提とする政治路線を逸脱する可能性を見せていたからである。木戸は右の書状につづけて「対州之儀（ロシア艦隊の対馬占領事件―引用者）も不堪聞、天下数百之諸侯一人も其正気を助け、其急を救ひもの無之、終に瓦解、残念千万」とのべている。「天下三百之

諸侯」にたいする不信の念が強く示されていた。このような不信の念が、さらに「人民不折合も不取敢（とりあえず）、草莽間力を尽擾に尽せしものは、猥に斬戮等せしめはよりして、遂に重三之一挙（桜田門外の変――引用者）も有之」（前引書状）と、「草莽」の行動を容認する方向へと転化させていくのであった。こうして久坂玄瑞の「草莽崛起論」が現われてくるのである。「僕等一両輩友人共申様は、諸侯頼むに足らず、俗吏依るに足らずと存じ候、

之に頼み之に依る様にては、迚も天下に稗益する事は相叶まじく、此節者仕方無之様に存じ候也」（文久元年十二月二一日付、武市瑞山宛書状）といい、さらに「意に諸侯不足持、公卿不足恃、草莽志士糾合戦挙の外には迚も策無之事と私共同志中申合居候事に御座候、乍失敬尊藩も幹藩も滅亡しても大義なれは苦しからず、両藩共存しはとも、恐多も皇統綿々万乗の君の御憂慮相貫不申而ハ、神前に衣食する甲斐ハ無之欤と友人共申居候事に御座

れ而い」（文久二年正月二一日付、武市瑞山宛書牘(48)）とまで主張するに至るのである。ここまでくればもはや、改革派的集権化の政治路線は全く否定されたといわねばならない。すなわち幕藩体制の再強化を前提としない集権化の方向、いいかえれば明治維新への方向が芽生えはじめたといえよう。

このような木戸孝允や久坂玄瑞の主張は、いうまでもなく「政府を相手にしたが一生の誤りなり、此の後は屹と草莽と策をかへて、

今一手段やって見やろう」（安政六年四月一四日付、野村和作宛書状）との吉田松陰の思想を、文字通りうけつぐものであったのである。だがここで注意しなければならないのは、この長州藩における尊攘派は、決して「草莽」ではなく、正規の藩士であったことである。木戸が養子に入った桂家は九〇石の家臣であり、久坂は藩医の家に生まれており、また高杉晋作の生家は一五〇石の家臣であった。このうしたことは、長州尊攘派のあり方が、先述

の土佐尊攘派である勤王党の性格とかなり異ったものたらしめたことはいうまでもない。だがこの相違を、土佐勤王党が、先述のように、山内家には縁が薄い処から、大義のためには山内家を顧みぬ」といわれたのと異って、ともすれば「烏乱烏雨、毛利氏忠臣たらんことを頼(願)而已也」（慶応二年付、木戸孝允宛、高杉晋作書状）といった意識が、(50)頭をもたげてくるといった点での相違にのみ求めることはきわめて危険である。

問題は、『草莽』といわれる階層に必然的である視野の狭さあるいは階級的な未成熟性につきまとう現実の政治にたいする未熟さらには非現実主義的な態度と、それを克服しうる可能性との相違の問題である。草莽は、直接藩体制とは関係をもたない存在なるが故に、非現実的観念的な態度ある意味では無責任な態度で名分論的な思考を追求していくことが多いが、ところが長州藩の場合のように直接藩の機構と関係のある存在であれば政治

にたいする現実主義的態度をぬぐいさることは容易ではないであろう。このような諸要素がからまることによって、長州尊攘派の場合には、一面久坂玄瑞の主張に端的に現われているように、きわめて急進的な方向が明確にされている反面、土佐尊攘派にはみうけられない開明性が特徴的である。

たとえば高杉晋作は、日航海遠略策に反対しながら、文久二年木戸孝允にすすめられて幕吏と共に上海に渡っており(5)、帰國後よく

知られている重商主義的な「長崎互市之策」を提起するのである。そこでは「実に勤國と申しても、富國強兵事に御座候、強兵者即ち富國ことなり、聖人すうも、足食足兵、民信之と謂れ申候、聖人を只今出しはしても、勤國勤國勤國と大声にて、慷慨而已被致候者、すまじきことと存候」と主張されている(52)。要するに彼は「尊王攘夷」を名分論的にではなく、具体的な政策の問題として提起しようとしていたのである。この点で高杉が文久三年に書

記した次の一節は、より明瞭である。「多き中には自分の名を他國人なとに知れ度き爲め、言わひ而も能き事も馳廻り、虚言を吐き散らし、勤王の志有を知られ度きが爲、往かい而も能き公卿方へ、陪臣の身分を忘れ罷出、議論なと申上け事、実に可悪事に御座ハ」という事である。[53] ここには、高杉の現実主義的な態度がもっとも端的に示されていよう。彼はこのように尊攘派の空疎な思考や行動を非難しながらも、決して尊攘派の立場は捨てて

ないのである。彼はこれに続けて、「天朝の御趣旨、破約攘夷と相定け事なれは、我君上にも、破約攘夷の趣旨御奉命被遊けはゝ、今日より二國を勤王の為抛つと御決心被遊は時は、二國四民不残今日必死の時節と決心仕け得は、公(御)卿方へ出入も、越前春嶽(慶)・一橋公への議論も、幕府小吏の穴をつゝく事も、水府有志・薩土の有志と謀るも……皆々訳も分らぬ無益事に御座け……決心まだ附ぬのに、勤王と申唱へ、右様の虚動有之義は、功名勤

王に而真勤王には無之事」ときわめて率直に主張してくるのである。このように高杉が現実主義的態度をとったからといって、右の引用からもあきらかなように、改革派的政治路線をのりこえた尊王攘夷の基本路線は、あくまでも堅持されていたのである。

以上のような長州尊攘派の性格は、肥前藩の場合にも共通するものであった。肥前尊攘派の組織たるべき義祭同盟[註]に属していた大隈重信たちは、先にのべたようにもつとも

典型的に藩主鍋島直正の下で主導権を確保していた改革派政権にたいして、万延・文久の頃に新たな「人材登用」を要求していた。その理由として「是内外相応するの一策として処置なるものたり。蓋し京師より内命を閑叟（藩主直正、文久元年十一月退隠――引用者）に伝へ、彼愈〻起ちて天下の難局に当るに至らば、従来の吏員にては、到底其用に適すへからす。即ち其用に適せしめんとならは、先つ余う同志の士を彼の左右に侍せしめさるへ

からすと（という）後年（明治二八年）になって回顧し
ているのである。大隈重信たちのグループが、
改革派政権の構想をのりこえた尊王攘夷運動
に捉身しつつあったことはあきらかであろう。

（註）この義祭同盟は、藩の鎮守の末社に楠
木正成父子の像が祭ったあったのを、安
政元年以来祭祀を営むために集ったグル
ープであって、藩校弘道館の史学派の中
心であった枝吉神陽を首領としていたも
である。これには大木民平（喬任）・江

藤新平・大隈らが加っていた。これについて、門閥・役付は職務外として来会しなかったので、「書生の集合体」となり、藩士中の尊王派の組織の如くなっていったといわれている(55)。

郡目付の家に生まれた江藤新平は、早くも安政三年に有名な「図海策」を草して、開國通商の方針を主張していたのであるが(56)、改革派的立場はあきらかにのりこえていた。たとえば、文久二年八月二六日付の「密奏の書」

には、「故に公武御一和之上攘夷は、上策にては有御座間敷候、兎角御委任有之外とも、速も海内一心同志仕間敷、……為天下万民、天朝御直之御指揮被為在、其夷狄攘撫両條之処置は、時宜至当之叡決を以て、貫徹致し候通有之度」とのべられていた。(31)「天下万民」のために京都朝廷に権力を集中させることが主張されているのである。この点ではその頃同じ尊攘派の一人であった中野方蔵（晴虎）が、江藤らにあてた書状に、

「幕権を挫かすんば皇権古に復うず、皇権振はずんば國権立たず、國権立たずんば國民は累卵の危地に陥るべし」と主張されているのも同様の見解であった[57]。とりわけ「國民」という言葉が現われているのは印象的である。ところが先の江藤の意見に特徴的なのは、必ずしも「攘夷」が結論的に主張されていない点である。文久二年六月二七日付の脱藩に際しての藩への意見書では、「時宜により通商交易は、却て字内を制御する計略の端にも可

相成の処、只々拒絶のみを専務と致はばず、処分を失ひ儀に可相成と奉存候」(別)とのべられてあり、大木民平らにあてられた書状では、「京都当時の形勢、尊王攘夷と申儀無此上正論と相成、……多くは勤王は美事、攘夷は急務とのみ御持定相成候哉にて、……一歩退て事情を考量致候処、和説素より不足取ひ得共、戦説亦不尽善美、林則除(さし)の敗可鑑、只今日の先務は、皇室独立の基礎を固ふし、因て我々一定の権度を立て」（文久二年閏八

月二六日付)ることであると主張されていた。(60)

このような江藤新平や中野晴虎の主張には、もはや幕藩体制の再強化を前提とした集権化を問題にしようとする改革派的立場は、完全に払拭されていた。彼らは直接「國民」を問題にし、「天下万民」を問題にして、京都朝廷に権力を集中させることを構想していた。そこにはまだ単一不可分の中央集権的統一國家が構想されていたわけではない。むしろ先に引用した中野晴虎の書状に、「幕府をして大

権を返上せしめ、以て百万石の大諸侯と為し
……然して後大に諸藩を会して神州の國量
を定むべし」とすべられているように、大政
奉還すなわち列侯会議論が主張されていた。
しかしこの構想が「國民」や「天下万民」を
問題にする立場からだされていることは、注
意されなければならない。ということはこの
構想が、後述する慶応三年の場合のそれの如
き妥協の産物でなかったことを意味している。
あきらかにこの時期においては、改革派路線

をのりこえたもっとも急進的な権力統一の構想であったといえよう。

ところがここで注意されねばならないのは、彼らの主張の中に「草莽」の問題がでてこないことである。これは、先述の高杉晋作が、むしろ「草莽」尊攘派にとりわけ見られたであろうような名分論的なあるいは空疎で観念的な「功名勤王」にたいして軽蔑の念をかくそうとしなかった態度と共通するものがあると考えられる。「戦説亦不尽善美」という主

張には、高杉の「功名勤王」にたいする批判と同様の意味が含められていたとみるべきであろう。こうしたことは、彼らの主張が、改革派的勢力が批判的に使う「書生論」的な傾向、あるいは名分論的な政治にたいする非現実主義的態度を脱却しつつあることを示している。それは『草莽』に必然的な視野の狭さを克服することであり、さらに國際状勢にたいする正確な知識によって生まれてくるものであった。従ってそれは『草莽』あるいは『

封建家臣団といった出身階層に左右されるものでは決してないのである。土佐勤王党の間崎哲馬でも、「議論多く成功少きは、今日天下之通患にけし」とのべて諸藩における近代的海軍整備の事情をのべ、土佐藩におけるその必要性を強調していた（文久二年閏八月一五日付、五十嵐文吉宛書状）[61]。

しかし攘派がこのような政治の現実を認識するようになると、もはや名分論的な矯激な行動自体が反省されてくるのである。いい

かえれば、建設的プランを何んら持っていなかった「草莽崛起」論の克服が問題とされねばならない。この方向は右にのべたように、尊攘運動のはなやかな頃から部分的には現われてくるのであるが、全体として克服されるのは、尊攘派の敗退を経てからであった。実はこの問題が後述する討幕理論の形成に重要な役割を果すのである。

① 「橋本景岳全集」(上)、本文七四頁。

② 同右・六九〇頁。
③ 『徳川慶喜公伝』(一)・二九一頁。
④ 遠山茂樹著『明治維新』・八八頁。
⑤ 井上清著『日本現代史Ⅰ・明治維新』・一二一頁。
⑥ 奈良本辰也著『近世封建社会史論』・一三五頁。
⑦ 山口県教育会編『吉田松陰全集』(五)(六)・一九二頁。
⑧ 同右(九)・七一頁。

⑨ 同巻(五)・二二六頁。

⑩ 鹿野政直著『日本近代思想の形成』・五四頁。

⑪ 前掲『松陰全集』(九)・三二六頁。

⑫ 同巻(九)・二三九頁。

⑬ 瑞山会編『維新土佐勤王史』・六九頁。

⑭ 寺石正路著『南学史』・一〇五一頁。

⑮ 同巻・一〇一九頁。

⑯『武市瑞山関係文書』(一)・三八頁。

⑰ 瑞山会前掲書・一一七頁。

⑱ 寺石前掲書・九六四頁。瑞山会前掲書・八一頁。

⑲ 瑞山会前掲書（『維新土佐勤王詩家伝』（平尾道雄氏筆写本））。

⑳ 前掲『瑞山文書』(一)・三六頁。

㉑『勤王秘史 佐々木老侯昔日譚』・一四五頁。

㉒ 同前・三四七頁。

㉓ 前掲『瑞山文書』。

㉔ 石井孝著『学説批判 明治維新』・一五七頁。

㉕『瑞山文書』(一)・二五一頁。

㉖ 瑞山会前掲書・二四九頁。平尾道雄著『

容堂公記伝ロ・一三四頁。

㉗瑞山会芳掲書・九一頁。

㉘同前・九〇頁。

㉙中野若気編述ロ二十三士ロ。

㉚瑞山会芳掲書・五六四頁。

㉛関田英里稿「土佐藩政後期における御士
　について」（地方史研究一六号）参照。

㉜井上清稿「武市瑞山先生の墓に詣でて」
　（史蹟名勝天然記念物一八巻六号）。

㉝平尾道雄著ロ吉村虎太郎ロ。

㉞ 尾崎卓爾著の中岡慎太郎先生の。

㉟ 塩見薫稿「才谷屋のことなど」（寧楽史苑八）

㊱ の高知藩勤王諸家伝の。

㊲ 尾崎券撮書・八五頁。

㊳ の高知藩勤王諸家伝の。

㊴ 瑞山会券撮書・一一〇頁。

㊵ 同券・二七五頁。

㊶ 寺石正路著の土佐偉人伝の・二五〇頁。

㊷ の瑞山文書の(一)

(43) 同前(一)・二五四頁。

(44) 日木戸孝允関係文書四(一)・一三四頁。

(45) 福本義亮著日松下村塾偉人久坂玄瑞四・四六七頁。

(46) 前掲(前掲)日木戸文書四・一三八頁。

(47) 瑞山会前掲書・九一頁。

(48) 日瑞山文書四(一)・六〇頁。

(49) 前掲日松陰全集四(九)・三四四頁。

(50) 日東行先生遺文四・二五〇頁。

(51) 同前・(昭伝し)・一八頁。

(52) 『東行先生遺文』・一一九頁。
(53) 同前・八七頁。
(54) 『大隈伯昔日譚』・七〇頁。
(55) 的野半介著『江藤南白』(上)・九二頁。『鍋島直正公伝』(三)・四二八頁。
(56) 的野前掲書(上)・一一八頁。
(57) 同前(上)・一七二頁。
(58) 同前(上)・一四三頁。
(59) 同前(上)・一五五頁。
(60) 同前(上)・一七六頁。

⑹ 瑞山会芳掲書・一六六頁。

第二節　藩閥運動の正史的性格。

一、はじめに

明治七年古沢滋は、民撰議院設立建白書に加えられた板垣らの批判にたいする反批判の中で、次のようにのべている。「我國今日一新政務の組立、皆君下ニ由テ起ル者ナリ。昔初メヤ草莽浮浪の士首唱シテ藩士ヲ動カシ、藩士ヲシテ諸侯ヲ動カシ、同心協力幼沖の天皇陛下ヲ奉戴シマツテ徳川氏ノ政府ヲタオシ、政体ヲ革リシト。①この古沢は、前節でのべた土

依勤王党の一員として活躍していた人物であり、その出身は家臣(天)深尾家の家臣というかなり下級の武士であった。このような「草莽浪の士」に維新の主体をもめようとする見解は、かなり古いものであった。大隈重信の「維新改革の原動力」が「皆一介の書生」であったとする見解も②同様であった。こうした見解が、服部之総によって、文久二年から慶応三年までを方二段階とし、この時期の「基本的対立は、上級特権武士層と下級軽格武士

層にある」と図式化されていった。③ところが
この図式化は、「序章」でのべたように、「
マニュファクチュア論」の導入によって自己
批判をなし、新たに「草莽」と「浪士」とを
区別し、この「草莽」が「豪家の農商」へと
の古沢滋(端)の批判文中の表現)の出身である
ことを強調し、これをマニュファクチュア・
ブルジョワジーであると規定した。そしてこ
の階層が指導階級たりえたところに尊攘運動
の前進的役割があるのだと評価するに至った

のである。④

このような服部の尊攘運動に関する見解は、今までに何度ものべている奈良本の「御士Ⅱ中農層論」と共通するものであり、さらに塚江英一の「改革派同盟」論も、⑤尊攘運動に前進的役割を評価しようとする立場においては同様のものであった。奈良本の「中農」は、服部の「草莽ブルジョワジー」と本質的に同じ勢力であろうが、塚江の「村落支配者層」はけっしもそうではなかった。しかし何れも、

被支配階級すなわち反封建的勢力たりうる階層が、尊攘運動の重要な一翼を担っていたことを強調することによって、尊攘運動の前進的な役割を認めようとする点では共通していた。

ところが遠山茂樹の見解は、このような見解と全く対立的であった。「教化の項点にあった尊王攘夷運動の当面の目標は、その名分論的本質にふさわしい単純な攘夷親征の一点に置かれた。……討建及新、たかだか幼稚

な王政復古が夢みられたにすぎず、純右翼
成立としての明治維新への見透しを掴むこと
ができなかった」と主張されているのである。⑥
遠山がこのように主張する背景には、井上清
が「中間的な武士・豪農商層とすべての人民
とが一致しえた」形体として高く評価した長
州藩の奇兵隊や有志諸隊について、⑦「下級武
士改革派の掌握する独自の軍隊組織」であり、
単に「腐朽した封建軍隊を補強補充する」
程度のものにすぎないとする見解があった。⑧

いうまでもなく遠山は、農民運動の一翼を反封建的勢力に担わせることに否定的なのである。

以上のべたように、農民運動の歴史的性格について、全く相反する二つの見解があった。だがこの二つの見解は、結論的には全く相反するものであるか、その分析の方法には共通するものがあった。簡単にいえば、封建体制下における内部矛盾の展開としてのブルジョワ革命運動の主体たるべき勢力が、農民運動

の一翼を担っているか、いないかという観点から尊攘派の分析をしているのである。要するに明治維新を、内部矛盾の展開からのみ分析しようとする方法なのである。このような分析方法こそが、序章でのべたように、最近の維新史研究の混迷をもたらした最大の欠陥であった。

ところが井上清の見解には、このような欠陥を克服する方向が提起されていた。したがって諸隊は本質的に中間層改良派の道具たる

にとどまって、人民自身の革命軍(に)発展はしなかった。そのようにしかなれない要素は最初からあった。しかしこういうものが対外防衛を機としてつくられたこと、しかも全人民の武装が許されたこと、またそれを中国側が広汎につくることができたことの意義、すなわち六三年の六月中旬から八月にかけては民族的防衛というてんにおいて、中国的な武士・豪農商層とすべての人民とが一致しえたということこそ強調されなければならない」

と、文久三年夏の外国艦隊が十倍するへの報
復のため長州藩に押しよせてきつつあるとい
う政治状勢（攘夷）をぬきにしては、長
州藩における広汎な諸階層の尊攘討幕運動へ
の参加を理解することはできないことを強調
するのである。こういった分析視角を導入す
ることによって、尊攘運動の歴史的性格を、
内部矛盾の展開からのみ分析する方法を克服
しようとした。

しかしこの方法（を）強調することは、先述し

たる統治維新史家」の場合にみられたいわば「外圧一元論」に陥する危険性がある。もちろん井上清の場合には、「朝廷の覚醒」の代りに「中間層」から「人民」を含む諸階層の「民族」主義が強調されるわけである。要するに重要なことは、「六三年の六月中旬から八月にかけて」長州藩に起った「民族的防衛」の行動が、一方的に四外圧からのみ説明されるのではなく、そのことを少なくとも

あた内部的諸条件と統一的に分析することに

ある。この対外危機を契機として起った長州藩における「民族的防衛」の行動も、長州藩における諸階級の動向を前提とするものであったからである。

二、土佐勤王党の動向、

文久元年九月下旬、武市瑞山の帰国後、勤王党は直ちにその組織を、全藩に拡げていった。⑩ついで翌十月瑞山は、藩方にたいして安政大獄以降の尊攘運動の状勢を報告するとともに、藩論を回勤王色に一変することを要求した。⑪この用の応答は、福岡孝弟（当時）の覚書によると、「半平太（武市瑞山―引用者）申出之大意……和宮様御下向の節に先立て浪士を発し、ひ色相顕れ、別而長藩にては、誰某

々等伊死之挙動有々相見へ、且薩長より応援
を同志と見做居り孫に有之、万一容堂帰国之
及ば南五郎右衛門成行等を殺害せし
に付、右等動もすれば書生の輿論に投じて、
容易に信用いたしがたく、縦令其実ありとも、
於当国は猶更是等に動揺致し、万一又々帰国
居孫に首尾に相関り孫相成ては、不安次第
に付、其方等も容易に発言致し、人心を煽動
致し候儀無之様相心得しと有之。(12) 要するに、こ
のように武市等の勤王党の主張と行動は、「

書生の醸成しゅ役レであって信用できないと
いうのであり、さらにそのような行動によっ
て隠居容堂の立場が悪くなることを恐れて、
瑞山らの要求は受いれられなかったのである。
さらに瑞山は十一月に、京原八郎右衛門に殺
害の人材登用を、吉田東洋には藩主擁実のた
めの率兵上京を、それぞれ許えたのであるが、
いずれも体よく拒否されている。(13)しかしこの
ように郎王党の要求が拒絶されたのは、今迄
にのべてきた新おこせ組および勤王党の性格

かういつて、きめて当然のことであろう。

しかし多忙はずしも単純には進まない。

というのは、先にのべたように吉田東洋の政策路線が、対おこの旧系の外の全ての勢力によつて、それぞれの立場から反対されていたということが、勤王党を政局の表面に進出させる端緒をひらいたからである。四鯨海酔侯の著者は、「時勢頗る切迫せるを見て、武市は遂に連枝六郎の守旧派、並に上士中に潜て重役を勤めし少数の勤王派（先述の旗こも旧を

意味する。」（引用者）と、暗黙の間に気脈を通じ、東洋の暗殺して暗殺に国論を一定せんとするとのべている。(14) 古おこせ社はともかくとして、宇旧池は吉田東洋排斥のためにだけ勤王党と手をつなごうというのである。こうした無定見な態度が、勤王党を政局の表面に（宇旧池の）進出させたのである。他方勤王党は、自らの指向する方向とは全く異る方向を目指す宇旧派の期待・援助の下に、東洋の暗殺を計画していった。ここに勤王党の性格が端的に示す

れていよう。

ともかくこうして勤王党は、文久二年四月八日に吉田東洋を暗殺する。そしてこの事件が、とにもかくにも勤王党を政局の表面に進出させる発端となったのである。この事件の翌日にはじまる勤王党の内戦にもおよばんとする形勢の下に、藩庁の総交替が行われる。(15)ところがこの政変は、従来藩庁の主流であった弁おこぜ組を退けたにしても、古おこぜ組の手井・小笠の二人が加わっただけの、守旧

激中心の政権をみだしたにすぎなかったのである。(16) しかし現実には、いかなる藩权力といえども、東洋を暗殺し藩方の総支配を行わせた幕王党の圧力を無視するわけにはいかない。もちろん幕藩領主的な立場にたちえない幕王党と、藩权力が全面的に同調することはありえないことであるが、藩内外にたかまる尊攘運動に押されて、藩権力も幕王党の意見を受けいれなければならなくなってくる。もはやさきのべたように、「書生の醸成した説」

等と、勤王党の意見を無視することはできなくなった。四月二十九日に藩主が、「此上猶又人心一致、上下親睦、何事によらず存寄有之面々は可申出旨」と、藩士一同に訴えたのは勤王党の圧力を無視しえないことを示すものであろう。(17) 後年土佐において、この東洋暗殺の後の文久二年を「勤王元年」と称している(18)ことからも、この間の事情はあきらかであろう。

こうして勤王党の画策により、土佐藩の

入朝の依頼が、三條実美を通じて土佐藩に伝えられるに至った。[19] このことは勤王党のみならず宇旧洲の眼をも、藩内旧態から全国的問題にむけさせるに至り、とももかくにも藩を上京・国事周旋の活行を促し、六月二十八日藩主豊範は、宇旧洲のみ八木五兵衛（仁黒後）および古おこぜ組のみ弟五郎右衛門（大目分）の下に、約四〇〇人の兵を率いて高知を出発するに至ったのである。[20] これに武市瑞山等も随従し、これ以後彼らの京都を中心とするは

なやかな活躍がはじまるのであるが、勤王党の要求は、ほとんどそのまま藩方を流れうれはしなかったのである。

高知を出発したのが六月二十八日であったにもかかわらず、藩主豊範が入京したのは八月二十六日であった。(24) これは藩主の三條実美への答書に現われているように、藩方を流の立場が、先述のような勤王党の路線とは大きく異っていたからである。答書には、「皇朝警衛」を依頼されたことを「雑有奉畏ル」と

のべたのち、「然に方今之形勢弊藩に傍観坐相成、短才黄吻を顧(不)顧、乍不及、公武合体之筋、第て関東へ建白仕度深慮之筋有之に付、……此度発途仕り、一先関東へ罷下り、前文之意味、欠容堂へも懇酌仕り上にて、取計申度存念有之ゆえ故、滞京之儀は今暫時宥恕之御沙汰を奉願度」と許えられている。(22) このような状勢に、勤王党員が活足しうるものではなかった。八月二日勤王党員は、吉田東洋暗殺看探索のため上京していた藩吏井上佐市

郎を暗殺している。[23] また勤王党員一同は、天
皇にあって病気と称し入京をためらっている
藩主に、直接面会を陳情することさえ考えて
いた。[24] このため第五郎右衛門は、武市らの
要請もあって江戸にあった山内容堂の下に急
行し、藩主入京の承認をえ、ようやく藩を入
京が実現したのである。

こうした容堂の態度は、ほして勤王党の立
場を容認したものではなく、急進化する尊攘
運動への一時的な妥協にすぎなかった。彼は、

「皇國長久・安綏之計略、遠圖、時勢に適宜之良策一有之、何卒足下所定論、極密所示教奉望度、所謂書生論は、実地に施かたきやに一有之ゆへ」（文久二年閏八月八日なり）との三條実美の質問に答えて、積極的な開國論と公武合体論を主張した上で、「此度豚児（落ち豊範一引用者）参勤之節、暫滞京云々、於僕も感激之至奉存ゆへ、熟に幕府を被差置、所内勅と申ゆに相成ては、何となく公武所隔意被為在ゆ様相響、天下周係不少ゆへ、何卒京師所

手薄に被思召はい、幕府へ被命、この大明白之所置、乍恐御当然と奉存候」とのべていたのである。(25)

このように大勢は、この文久二年の「勤王色といわれたように、一見勤王党の主導権の下に進展していったかのように見えるのがうい(註)ケ。それは表面的なものにすぎなかった。ただ「勤王」という大義名分に対しては如何ないところから、改革派的勢力もあるいはその他の勢力も、尊攘派を全面的に抑えきれず、高邦が

政局の中心となっていったのであって、土佐藩においても、勤王党の圧力によって、全国的な尊攘運動の波に流されてはいくが、右にのべたように、容堂も藩主豊範も、幕藩体制を基礎とした公武合体論を強く主張していたのである。こうした容堂らの見解は、先にのべたこの閏八月に執筆された武市瑞山の弁疏弁疎への建白書草案にうかがわれる勤王党の幕藩体制を実上否定する政治路線とは、手厳しく相容れないものであった。従って勤王

度に好意的であったり南五辻右衛門にしても、
の瑞山の建白書の草案が青蓮院宮（中川宮朝
彦親王）の眼に入ったとき、その取消しをは
かっているのである。(24) また佐々木高行が、文
久三年二月の修学院における足利氏木像(梟首)
の件にたいして、「勤王家の大失策で、従
佐幕家に口実を与ふるのみで、大なる妨
害であると、真の同志と憂慮した位にとのべ
ているのも、(25) 勤王党の行動を否定的に判断す
る立場の現れであろう。

(註)この間の状勢を、瑞山会編回紺新土佐勤王史によって、年表風に整理しておこう。

閏八月十四日。他藩志士探索厳しく、武市瑞山・平井収二郎(下士・勤王党員)等任命される(一六五頁)。

九月二十五日。武市瑞山、青蓮院宮に藩主の動使随行を要請す(一八八頁)。

十月二日。瑞山、薩長両藩有志の意見をまとめて、親兵設置を朝廷に建言

すべし（一九〇頁）。

十二月十七日。平井収二郎ら、青蓮院宮に藩政改革の令旨を要請す（二四九頁）。

十二月二十五日。瑞山、士格に編入される（二五二頁）。

こうした情は、四五十人組をめぐる状勢にも現われていた。この五十人組というのは、容堂も参画した文久二年の幕政改革とりわけ参勤交代の緩和により、江戸市中が衰微

したため、容堂にまで江戸市民が不穏の企てをたてているとの噂があったので、その容堂護衛の名目で徴されたものである。これは自発的なもので、成員五十人であったところから五十人組といわれ、勤王党多く流れであった。従って士格に属する者は僅か三名であって、他の者は御士・軽格である。彼らは「市井無頼之族に至ては、和ら義利は扱置き、所挙は飢寒死生之旧而已にはへば、実に一の畏之至に御座はし」（十月二十四日付、藩庁への願書）と支

配者意識に貫かれ（ていたが、）てゐるとは（多人数にて紀律無きとは）、混雑の改には（一切有志義盟條約ロ）と自ら規律をなしてながら、しかも脱落同様に面談にしてまたしてゐり、募落体約的身分秩序をのりこえた組織として落方を流がうは（しかも多くの落）容堂の公武合体論が、彼ら五十人組の者にもあきらかになってくると、彼らは容堂に尊攘論を提議し、もし容れられない場合には水戸に脱走して関東攘夷の急先鋒たらんと協議する始末であつ

石。このように五十人組の急進化につれて、この五十人組と藩の従来の身分秩序を維持しようとする上層の家臣との間の対立が明確になっていくのである。

ところが以上のべてきた勤王党の動向には、重大な矛盾が内在していた。それは、彼らの政治路線が、幕藩体制をのりこえる方向を示しはじめたにもかかわらず、従って幕藩体制再編化を目指す勢力とは相対立するにもかかわらず、とりわけ武市瑞山の場合に顕著にで

てくるように、従来の藩体制そのまゝ依拠しながら、四夢王権更正を藩全体の方針たらしめようとする態度であった。いわゆる四一藩勤王の態度がそれであった。この四一藩勤王も論は、およそ成立不可能な矛盾であるといわねばならない。何故なら彼らの主張する四勤王四(が)、土佐勤王党の性格がうりつて、幕藩体制更生につながっていくにもかかわらず、従って四草莽崛起論四に発展していくにもかかわらず、四一藩勤王論四は、四勤王四

の実現を否定すべき藩体制に期待していたからである。

こうして四藩白が勤王のためには役に立たないことを認識しはじめた勤王党が、相ついで脱落しはじめ、この傾向は、文久三年九月勤王党が弾圧されるようになると、一層はなはだしくなった。こうして四一藩勤王論白にはだしくなった。こうして四一藩勤王論白も脱落者を出されるたいして、四脱藩者与論白も脱落者を出されるようになるのである。「容堂公國に敗りへ文久三年四月十二日一引用者」、藩論大に変して、俗論

党弘廣を孤むるに至うむとするるとなり、我輩同志の人々にして、藩内に在る者は勢して其論二派に分れ、一は藩を脱して諸藩攘夷の事に従はむとする者、一つは藩論を挽回せしめて、武市等の出獄（同年九月二十五日、武市ら即王党処獄―引用者）のを謀らむとする者とに分れて」（依岡珍磨稿「古稀物語抄」）といわれている。(30) このように土佐勤王党の方針は、少なくとも現象的には相対立する二つの方向を持つにまうたのである。しつように松村の

打破・人材の登用を内容とする藩政改革を要
おし、同一藩勤王一致を主張する態度と、「当
時の勢、何分手不ゆえ不動は、天下一斗不
致、騒然干戈の手始は諸侯方は難決、則ち用
基者は浪士之任なりと申すより、諸藩浪士、
並薩多大坂に居合し同志の者、都合百騎斗、
暴発手始に、奸賊を誅伐の心得方にて」への文
久二年五月十二日、船宇にて高知に押送された節、美
喜一引用者）とのべてくる吉村虎太郎の意識と
の間には、非常な相違があるといわねばなら

ないであろう。(31)

だが、このもっとも草莽崛起論も万全な立場にして、なおかつ藩体制は完全には否定されていないのである。「於吾儕は、不安揉而在城にて、而国政並海防之所尽力被為莊、而上部中以下有志之もの並に農夫に至迄、壮夫六て百許而撰にて而上京被為在はし、天下有志奉仰望ん儀仕然にん而、豪而採用被莊、天朝へ而尽力被為成ん時は、忽天下一斗仕、空前絶後之而多業、而美盛之而儀と奉存上ん」

（文久三年五月三日、藩主宛建白書）と吉村はのべている。[83] ここでも草莽蜂起論と一藩勤王論とが共存しているのである。草莽蜂起論とは、尊攘派急進化の現われであるが、尊攘派がいかに急進化し、容認されるに至ったかは幕藩体制的身分秩序を否定していたにしても、主観的には一藩の枠あるいは藩主の権威から抜けだすことは容易ではなかったのである。

しかし、「天朝ノ御為ニ神州ノ汚辱ヲ雪キ

ナント、赤心報國ノ眞心ニテ種々固旋セシカトモ、イカナルヲニヤ思フヲナラス、反後ヲヲ同志ノ人々拾人許獄ニ下ルト聞ク、胸ウチ驚キ、吾カ日本ノ絶果ル期節(ママ)ナラン歟、コノ歎キの悲シ」と書残して、文久三年九月二十四日脫落していった、勤王党全盛時代（平民）の主張には、(33)四一落命王海西から四脫落拳兵海西への飛躍を通じて、四落也の否定が意識化されつつあるる情がみうれる。ここでは「天朝」「神州」・「日本」が主題となっているので

「一落砂王白のための「回旋」の不可能を痛切に認識しはじめているといえよう。

このような事情は、中岡慎太郎の場合にはつきりよみとれる。「両存並びに執政辺へは、両三人つゝ両出行処るべくなし奉りは……天幸は不信を取に成宣(かうさるゝと存)奉りは」(文久三年六月二十日、河野万寿弥等宛書状)と、(34)「落白の秩序を乱すこと恐れ、あるいはまた「陸目なに報召出は、……是等も有志之止笑する所にて、一の賞ゟとは不奉存は」(

文久三年五月三日、両敬免書状）と吉村虎太郎に非難されていたということは(35)、中岡慎太郎が、あくまでも従来の四藩士に依拠しようとする一藩勤王論者であったことを示すものである。ところがこの中岡が、脱藩後長州にあり、禁門の変への率兵上京に参加すべく、下関にとても四五名右策に出ものみにては、只今之を決して運び不申、是非々々大決断に出不申ては不相成様奉存候、右には勅眠意旨（清岡道之助一派――引用者）は出の申には、城下及

中郡之勢は、成丈其の地之豪傑衆より引込しをいて、両打之に相成、樋口真吉先生は西郡引率にて、急て帰工り奉願ひし（之話之事五月十一日）と在荷の同志に集団的な脱落拳兵を許えるのである。(36) このように四一落勤王論者であった中風惰を印も、多忽の進展と共に脱落拳兵論を吾へと飛躍していったのである。こうした多情は、工作勤王意欠にみうれる。四一落勤王色の方針も、四勤王色を絶対視していく過程において、四落色を否定してい

くの能性をみせることをのぞしていた。このよ
うに工作夢境地における四股落掌兵衛四あるい
は四一落卯王衛四衣(は)、何かも幕落法制の再
浮化を前提とした改革派路線をのりこえた政
治的戦術衛であったことはたしかであろう。

三、長州尊攘派の動向。

工作藩における尊攘派が、結局藩政の主導権を握りえないままに敗退していったのにたいして、長州尊攘派は、藩政の主導権を確保することに成功した。このような相違が生じた理由には、長州尊攘派が、藩政に直接参与しうる士分層に属していたのにたいして、工作尊攘派の場合には、「自分など作州の軽格者（家老深尾家の臣―引用者）で、一生の中に一度紙衣を着て、藩主に謁見したいと思ったも

の」と(37)、勤王党員田中顕助（後越走顕）が回顧しているように、直接藩政に参与しうる身分になかったことが考えられよう。

ともかく長州藩においては、とりわけ藩政有司層にあった木戸孝允らの活躍によって、藩政の方向が大きく変化する契機が作られた。790

長州藩においては、安政五年の改革において、朝廷への忠節・幕府への信義・先祖への孝道のいわゆる「藩是三大綱」を決定し、さらに文久元年三月、その具体化として「航海遠略

策を採用されていた。ところがこの改革派の路線にたいして幕府は批判を展開しつつあり、ついに文久二年七月に入って攘夷派の奉勅攘夷をあるいは破約攘夷派の方針が決定され、同十三日には京都守護職に建白されていた海軍奉行の取下げを要請するにいたるのである。(37)

この破約攘夷派の決定は、長州藩にとってきわめて重大な意味をもっていた。それは、安政五年の「藩是三大綱」にみられる幕藩体制を前提とした対外的危機にたいする国

家的統一を指向する路線から一歩はみ出た方向をもっていくからである。同二十四日の藩主の親諭書には、「従来存意宜武へ申立は、偏に天朝へ忠節・幕府へ信義・祖先へ孝道相立ん為の意にて、今般上京叡慮之所被為向、尽力周旋仕り候段申上ん、然る上は如何体の艱難にても忠節を確守し、信義・孝道随て相立ん処置せしめん為、我等意を体し、為国家遂奉公に於ては本懐たるべくん」とのべられている。[89]

公武合体論と積極的な開国論と

を内容とする『航海遠略策』が否定されて、京都朝廷への「忠節」を方一とし、「信義」・「王道」を従属的位置におく立場から、『破約攘夷』の方針を確定したということは、きわめて重大である。七月六日の『浦賀奉行日記』に、「若し忠節疎略ありては、信義も破成り欠ゆるも有之、万一両国へ被攻るも亦有之」と記されているところからみれば、(40) この方針の確定は、京都朝廷を方一義的に前提にする立場から、幕府否定の方向が、自ら内包されざる

そえないものであったことを示すであろう。

だがこのことをもって、直ちに蕃俗制否定の方向が、強強として明確化していったわけでははしてない。木戸孝允も、「雑録」（長井雑録一引用者）結局未相運ひ不申、又より度々論弁仕り得とも、迚連に徹底不致、苦心痛哭、終ニ事とて格別処引に相成り而は、実に世上に顔色も無之次第、何分にも御処置無之ては不相済、少童固布（政之助一引用者）・中村（九之助一引用者）等も俗論百出に而苦しく、各位

ゐ而も一々不相済のみに候はゝ（七月十七日、久坂玄瑞宛書状）とのべているのである。(41) さうに同年十二月には、「一体此往之訪、是より他藩へ信義を失ひ而は不相済ゐ得ず、遂には独立之了簡には着仕居不申候詮ゟ葉も挙ケ申間敷、就而は皇国も今日より割拠之覚悟をきめ、防長を一天地と相心得ゐ而、速に用意不仕而は、真に他日勤王之ほ義も立つヶ敷と奉存ゐ、右に付麻翁（国府政之助）ニ引留置も一と通り皇国御為報仰ぎゐはゝ、於皇国政革

之大将に致し、高晉（高杉晉作―引用者）等摩
国之上、麻田翁之元に立ち而仕死に尽力仕ひ
ほく、連て成就の仕ひ、もしも此儀容易に相
達候はゞ、麻翁と共に高晉・弟等も一先ず
命なりとも仕、一同旋の仕致と此内竊に申談
じ候処、高晉ももとより否は無之ひし」（松島剛
蔵宛書状）とさへのべている。(92) かなり長い引用
になったが、ここには長州尊攘派の土佐勤王
党とは異った戦術論が提起されている。土佐
勤王党は「一藩勤王論」に行詰ったとき、「

脱藩等無論ㇾを提起して、幕藩体制を変革する㊀草莽蜂起論ㇾへと直進していったのである。右の木戸の見解に窺われる長州尊攘派の立場は、かなり異っていた。ここでも「七卿」が問題にされているが、それはよりて㊀脱藩等無ㇾを方一義においているのではなくて、「割拠体制ㇾ確立のための方策として方えられているにすぎなかった。ここで主眼とされているのは、「防長を一天地と相心得ㇾて藩内を統一し、「勤王之ハ我ㇾに許える準

備をすることであつた。さういえば、先述の高杉晋作の「真勤王」論にも通ずるこの回劇批論Bは、土佐勤王党の如脱藩挙無論Bの如く、簡単に落伍刹を出して無視していく方向ではなくて、落伍刹を出して無視しない戦術論であつた。しかしこの戦術論は、改革派の主張していた藩論の再統一を前提にする方向と同質のものではなかつたのである。それはあくまでも「他日勤王之出戦」のためのものであつた。この「勤王之出戦」を具体

的にとのように考えていたのかという点は、
少なくしも明確ではないが、幕府への「信義」
を欠いても、朝廷への「忠節」を強く主張す
る急激にあきらかなように、なして幕藩体制
の再強化を条理とする戦術論ではなかったの
である。それは時と場合によれば、「亡命」
＝脱藩も辞さない態度からも窺われるであろ
う。

799

このように文久二年七月における長州藩の
方向転換には、改革派的な場をのりこえる方

向か内包されていたのであり、それを主導していたのが、藩政府の中にあった不戸吉久であったのである。(43) だがこうした方向転換に反対していた勢力があった。それが坪井九右衛門を中心にした俗論派であった。彼らは、「回防長回天史」によれば、「吉路の藩臣、浪志士の説に惑ひ、功名に縋縋して、(社)教稷を軽視し、徒かに藩論を一変せんとす」と、反対していたのである。(44)

このような反対を押さえて長州藩は、よく

知られているように、一路尊攘実行の途へと進んでいくのであるが、ところがこの間、この方向を主導していった尊攘派と、国政を助ける改革派の主流との間には、こえがたい一定の距離があった。文治元年九月二十六日(改革派的勢力の中心にあった国政を助)が自殺してしまう。この実は、尊攘派和泉場へと乗躍しえない改革派の行詰りを示すものであった。いいかえれば尊攘実行における幕藩体制否定の方向と従の幕藩体制を前

提とする改革派的立場との矛盾を克服しえな
い(悩)にあったといえよう。その遺書には、「
幽忠節・明信義・明孝道、今日に至り如何と
苦心之余、自許に而も免に相成ぬはは、最
後之奉公と奉存(考)、其儀をも不得、今更明奉
公之業目不相立と記されていた(45)。四奉勅攘
夷の路線が(招いた)失敗之治之事における長州藩
の危機を、救うありえない改革派的立場の行
詰り状態を赤裸々に示していた。
ところがこれにたいして尊攘派の場合は、

自らの立場を明解に認識していた。高杉晋作は、「諸君の回旋の機感佩の至に堪えず」（文久二年八月二十六日、木戸孝允宛書状）と、尊攘派による四奉勅攘夷四の藩政の方向転換を賞賛しながら、オランダへ（蒸）汽船の注文をしていたのであり、(24)さらには四奉勅攘夷四の路線が推進されている時期に、「然るに老兄・志道兄（井上馨）は既に外国行思召有之候得共、外国行之儀は、第死地に入るに付、諸君に代り第仁ゆも宜舗可在ゆ」（文久二年十月十四日、

長嶺内藏太宛書状）と自らの洋行のことを考えているのであった。(47)(48) あるいはまた長州藩が四奉勅攘夷の先駆けとして、文久三年五月十日下関沖合を通過した米商船を砲撃したその翌日に、井上聞多（馨）・伊藤俊輔（博文）という五人の尊攘派が、イギリスへ留学するため横浜においてイギリス船に搭乗しているのである。こうした実は、彼ら尊攘派が、四奉勅攘夷をいわば手段視していたことを示すものであって、田中彰がこの間の事情を、「

それは攘夷の不可能を知りつつも奉勅に藉口して外からの危機をひき起し、藩の人心をその危機に転じて、それをチャンスとして自己の基盤を確立し主導権を握ろうとした尊攘改革派の意図が背後にあったと思われる」と主張しているのは、きわめて適確な見解であるといわねばならない。

中岡慎太郎が、慶応元年十二月になってからであるが、「五年（安永六年）以来天下を救ふ者は、悉く暴客の大功也、……」長州は馬

関に暴発、且屡〻兵を内地に動かし、甚跋扈は無略に似て國に益なきの有りと雖とも、時勢一層々々として運び、遂に天下を干犯の古となし、自藩を逃るべからざるの死地に陥れ、(49)天下大有爲の基本始めて立てり」と、文久三年以降の長州藩の動向を評価しているのは、まさに長州・尊攘派の政治路線をきわめて端的に表現したものであった。

彼らの「割拠論」あるいは「真勤王論」は、もはや単純な排外主義的攘夷論でもなければ、

また「雄藩連合」や「公武合体」にみられる幕藩領主的土地所有にあくまでもしがみついた幕藩体制を論理とした革政化の理論でもなかった。もちろんそこには、まだ単一不二の分の統一国家形成のための綱領が具体化している わけではないし対外的危機に対処する国家的統一への、改革には足られなかった新しい道が見られるに至っている。一つはその「割拠論」があくまでも「統一」のための「割拠」であって、「勤王えは敗」

のための「割拠」、いいかえれば「幕藩体制的分権体制を克服して京都朝廷への権力の集中を目指す「割拠」が主張されていたことである。もう一つは、武士身分以外の層をも含めた新たな統一的組織への要求がみられることである。それは、先に引用した高杉の回真勤王論との中に、「我君上にも破約攘夷の趣旨御奉命被遊ばば、今日より二國を勤王の為抛つと御決心被遊ばば、二國四民不残、今日夕死の好節とは此仕様得は」とあるように、

封建的身分秩序は決して否定されないにしても、「二國四民」の統一が、「勤王」・「攘夷」のためにもとめられたものであって、幕藩体制的身分秩序の縦の関係につながるものでなかったのである。藩が文久三年六月二十一日、「当今の多務に乗し、才器人望等有之、機密の参謀に可採用人柄有之候はば、草莽囲の者にて不苦候間、見込之人物姓名等不及嫌疑相記し、印封を以早々支配庁々へ申出候様被仰付候事」と(20)、草莽をまで含めた人材の登用が

はじまり、さらに高杉晋作を拔擢していく「奇兵隊之儀は有志之者相集候儀には、陪臣・軽卒・藩士を不選、同様に相交り、尊う力量を貴ひ、堅固之隊相調可申と奉存候」（六月七日）と、奇兵隊の編成に着手しはじめたことは、(51)こうした対外的防衛のために、新たな領内統一をはかろうとする具体的な方策であった。このような動きが表面化したのが六月であったということは、六月一日・五日と長州藩は外艦の砲撃をうけ、手痛い敗北を喫してから

だということであり、「士民何となく死地に入申ル」といわれているように(52)、対外的危機の切迫化の中で具体化する「士民」の統一であった。

以上のべたような尊攘派の政治路線は、もちろん近代的な統一的国民国家を目指す綱領とは質的に違う。ここでは国家的統一のために封建的な田落ちへの「割拠」がまずを張されており、封建的身分秩序の否定の上に実現する「国民」の代りに、「士民」の統一が主

残されていた。それは近代的国民国家形成の内的諸条件が未成熟な当時の日本に要請された国家的統一のほとんど唯一の方策であったろうか。少なくともそこには、明治維新への方一歩がきわめて確実に歩まれていたと評価してよいであろう。

① 田明治政史巳（明治文化全集・正史篇(上)二二一頁。

② 田大隈伯昔日譚巳一八七頁。

③服部之総著「明治維新史」（河出文庫版五六頁）。

④服部之総著「明治維新の指導と同盟」（著作集第五巻所收）。

⑤塚江英一著「明治維新の社会構造」。

⑥遠山茂樹著「明治維新」九五頁。

⑦井上清著「日本現代史Ⅰ・明治維新」一六一頁。

⑧遠山前掲書・一四四頁。

⑨井上前掲書・一六一頁。

⑩ 瑞山会編『維新土佐勤王史』・八〇～八二頁。

⑪ 同前・八二頁。

⑫ 『武市瑞山関係文書』(一)・五六頁。

⑬ 瑞山会前掲書・八六～八八頁。

⑭ 坂崎斌著『鯨海酔侯』一四二頁、

⑮ 瑞山会前掲書・一一九～一二二頁。

⑯ 『勤王秘史・佐々木老侯昔日談』・一八一頁(以下『佐々木老侯昔日談』と略す)。

⑰ 瑞山会前掲書・一二五頁。

⑱ 瑞山会前掲書・一五八頁。

⑲ 同前・一四四頁。

⑳ 同前・一五一頁。

㉑ 同前・一五六頁。

㉒ 同前・一四九頁。

㉓ 坂崎前掲書・一八三頁。

㉔ 瑞山会前掲書・一五六頁。

㉕ 同前一五八～一六〇頁。

㉖ 同前一六九頁。

㉗ 口伝々不談也・三四七頁。

㉘瑞山会券楊書・一九八～二〇四頁。及
崎券楊書・一八二～一八五頁。

㉙瑞山会券楊書・二九七頁。

㉚「武帝瑞山関係文書」(二)・五三四頁。

㉛平尾道雄著「吉村虎太郎」・七九頁。

㉜同券・一六八頁。

㉝「諸家纂録」――稿本「豊範公記」。瑞山会券楊書・四九三頁。

㉞平尾道雄著「陸援隊始末記」四四五頁。

㉟平尾道雄著「吉村虎太郎」・一七二頁。

㊱ 尾崎卓爾著『中岡慎太郎先生』・一八三頁。

㊲ 同前・五九頁。

㊳『修訂防長回天史』(三)・三〇四～三〇七頁。

㊴ 同前(三)・三一六頁。

㊵ 田中彰稿「討幕派の形成過程」(『正史学研究』二〇五号・一二頁)。

㊶『木戸孝允関係文書』(一)・一七四頁。

㊷ 同前(一)・二八七頁。

㊸ 修訂ロ防長回天史ロ(三)・三〇四頁。

㊹ 同前(三)・三八一頁。

㊺ 妻木忠太著ロ偉人国布政之助翁伝ロ・二五九頁。

㊻ ロ東行先生遺文ロ・八四頁。

㊼ 同前・九四頁。

㊽ 田中前掲稿・一三頁。

㊾ 平尾道雄著ロ陸援隊始末記ロ・一五五頁。

㊿ 修訂ロ防長回天史ロ(四)・一九四頁。

(51) 同前(四)・二八七頁。

㊷ 弓兵隊日記 乙(四)・二一一頁。

第三節　尊攘派の敗退。

「勅使三條公（実美―引用者）長・土之暴説に酔ひ、越前（松平慶永―引用者）は因循説と申すを頼に而建白、何れ容堂公（山内豊信―引用者）を而召有之度由之而已に而座ひ、就而者容堂公を暴説に引き入れ内意の有之、畢竟者長土之暴説家とも尻を推すに相違無而座ひ、何れ三郎様（島津久光―引用者）なと而上京無之内に、何とか一事を起しひ一計も有之ひ半、右之趣筆と容堂公へ而議論申上ひ処、それ所

存は、何様の朝命を被下ゐても、一存にて可
受申上ゐ訳は無之、何れ春嶽公へ松平慶永―引
用者）・三郎公御上京之上及談判、御容可申上
趣を以、寸歩も動揺いたしゐ含は無之ゐ間、
懸念いたし呉ましく、此節上京は不容易場合
故、屓屓を京地に曝しゐ決の之段も御汲とも
有之、尤君側へ両人の義之有之乾退助・小笠原唯八、
実に純良之者にて、涙をふるひ仆死に相成ゐ、
君臣さすが殊勝に見受ゐ、同落にして京師に
ある土人は、暴を唱ゐ訳大に内情も有之ゐる

に原座は、土京さへ相成ハヘハ、土人之暴者
窮て狂倒するとの思召にハ、(文久三年一月九日、
中山中大御内覚書状)と、①大久保利通は国元に書
送っている。ここでは「長土之暴説」すなわ
ち参勤で問題にしてきた長州・土佐両藩の尊
攘派と、薩摩・越前および土佐藩の藩主層を
中心とする改革派との対立の状勢が、きわめ
て率直にのべられている。

薩摩藩においては、安政の大獄以降精忠組(註)
といわれる層を背景にして、藩主の実父島津

久光が中心となって、「攘夷と申ハ先々ヶ
確乎たる叡慮ニ被爲在、天下ニ顯然たる所ヲ
にハ、加之未曾有之聖斷ヲ以、勅使被差立、
公武合体、万民安堵、上下一和、復古之基
本開かせられ、夫カ爲ニ一橋・越前出頭相成、
於幕も朝廷尊崇之道相立、皇國を世界ニ一等
之強國ト成(、實ニ度々被復度大変革之御初
政之時節切迫」(文久二年閏八月十五日、生麦事件に
関する伝達書)と、②長州藩の「奉勅攘夷」・「
破約攘夷」とは異って、「公武合体」を内容

とする勤王攘夷論が主張されていた。ここでは「寛永度＝被侵度大変革」との言葉が端的に示しているように、幕藩体制否定の方向を内包する勤攘派の路線を「暴説」とする方向、すなわち幕藩体制の再活化を前提とする改革派の立場が強くあらわれていた。これはいわば、安政期の雄藩連合運動の再版であって、一方では幕府独裁を否定しながら、他方では「書生論」である「暴説」をも退けようとする二面的性格をもった立場である。島津久光

は、一方では文久二年六月勅使大原重徳と共に江戸に下り、幕政改革を促すと共に、他方それは先立つて同年四月、薩藩の挙兵を計りつつあつた尊攘派を、京都・伏見の寺田屋に鎮圧していたのである。

(註) 誠忠組とは、藩政六年九月、藩主の大獄後の状勢の中で、大夫井伊直弼・夫中風新詮勝らの四阿好臣を討取し、腰落ばけの盟約を結んだ西郷隆盛・大久保利通ら四十余名のものをことである。

誠忠組といわれるこのは、その計画が、予
めに藩主(島津)忠義によって誠められ、そ
のかわり「誠忠士之面々」と名ざされたこと
からはじまる。③

右に引用した大久保の書状たてくる「君
側へ両人ろ義之名ヒとされている乾(枝垣)
退助・中筆原唯八は、こうした二面的性格を
もった改革派であった。彼らは幕藩体制の封
しい改革を要求しながらも、尊攘派が主張す
る政治路線とは対立する立場にあったのであ

つて、尊攘派が弾圧をうけるのは、この努力からであつた。

文久二年の暮頃から、とりわけ元にのべた土佐勤王党をはじめとする五十人組の参落を容堂にたいする脅迫的態度に対処するため、容堂が板垣退助・小笠原唯八らと相談し、彼らを中心とする「士格」の回復問題が組織されてくる。右の大久保の書状にでてくるのは、このことを指していたのである。この動きにたいして、板垣らと同じ立場にたつ佐々

木高行は、「專う藩風をあし、下士の僭越跋扈を抑へて、藩内を統一せんとしたし」のであったが、それは結局「従来下士を軽侮して蛇蝎の如く嫌つて居る連中が、機に乗じて之に雷同して、玉石混合すべての義家を極力排斥して、俗論家が漸く頭角を現はし」す結果になったとのべている。(5) 要するに土佐勤王党を中心とする尊攘派の幕藩体制的身分秩序を否定する方向への批判として、尊攘派弾圧の動きが現われてきたのである。谷干城も文久三

年二月、勤王党の行動は、「落涙之輩、其内無頼之尤物」の行動であって、「武士同様規律節制相立」る事があると主張していた。⑥後年になって大江卓が、彼々不一、谷等が勤王派にと又しては、「一時随分瞹昧な態度であったとのべているのは、この間の事情を示すものであろう。⑦

山内容堂は、文久三年四月十二日、八年振で高知に帰るが、その時彼は、尊攘派弾圧を胸に秘めていたようであった。その頃京都に

あつた吉村虎太郎は、「此度容堂様帰国之儀は此度思召有之儀、追々相分可申、其外天下之形勢実に累卵之如きを以て、毫物共は我利欲に迷ひ、種々奸計を取行、天朝を軽蔑仕、不義之諸侯方は少く、有志之ものも此頃過半帰国仕し」(五月三日、勝海舟書状)と政務に書送っている。[3] こうして早くも二十六日には、勤王党に同情的であった古(主として)おこせ組系の人物が、罷免されることとなった。(註)

(註) 四月二十六日、山内五郎右衛門・渡辺

沢久馬・板垣退助。同二十七日、深尾鼎。

五月二日、平井善之丞（彼はこれ以前に、自

う退いていたようである）。六月二十八日、小

笠原唯八がそれぞれ罷免されている。(9)

こうして文久三年五月二十四日、「自ㇾ此以

下名字唱之者共不残」すなわち御士を含む軽

格全部を集めて、家老から「孫ニ勤王相唱ひ

者共之中ニ父子之親・君臣之義を忘、致ニ命

ひ徒も有之、以之外之事ひ、畢竟人倫ニ背ひ

而已、勅王之筋難相立訳ニひ所、勇敢之志よ

り誤而非道ニ陥ル儀不便被為加、一旦朋党之
盟約相結ル輩といへども、矢非を改、正道ニ
相帰ル得者、既往之ハ過者深ク咎メ紛明不被仰付
ル旧、上下一致人心協和ニ相基、弥以テ尽誠
忠節可致ニハと⑩、藩の幹をのりこえて急進
化しつつある尊攘運動を抑圧し、その中心に
ある勤王党の解散を命令するに至つたのであ
る。ついで七日十九日には、京都於廷にたい
して外夷掃攘之義には、此度御決之趣公
而御奉仕ル、恭しく惟るに、去る次来幕府ハ

被命次第、公武合体、皇國一致之上攘夷可
致、策略之儀は幕府へ御委任被置度、……
依て軍制之指揮行政之任に有之候間、伏て
願くは早々御順序相立候様奉願候」と、落
涙を以て建白しており、また同日幕府にたいし
ては、「一旦開港和親御許容に相成る上は、
……彼此曲直の名義をつくし、信義相立候御
応接肝要にの有御座奉存候、然に草卒驚隙を
啓候ては、皇國長久の御良策に非ずと深く
慮仕候」と建白していた。(11) さらにその翌二十

旧藩士一同を召集し、藩主豊範および容堂列席の前で、次のように告諭するのである。「今般天朝革幕の一政建白は、……銘々我等憂国之心を体認改し、妄言軽挙深く相慎み、何事も下知を相待ち、慶喜我等の趣意に無違背様、此度の相心得よ」と。(12)

この三つの文書は、文久三年七月、すなわち尊攘運動がようやく激化の頂点に近づきつつある時期における土佐藩改革派の立場を、明解に示していた。それは方一には公武合体

合体であり、方二には攘夷とはいいながらも内実は開国の方針が堅持されていることであり、方三は幕藩体制的な身分秩序を確立することであり、さらにはそれを通じて草莽蜂起の行動を否定することであった。方一と方二の矢は、この時期における公武合体運動から、安政期の雄藩連合運動と本質的には同様の政治的内容をもつものであったことを示していた。そしてそれはいうまでもなく、「早々に順序相立ち候様」と幕府延に許えられている

ように、幕藩体制的支配秩序を「あくまでも尊
提としたものであると共に、それと矛盾しな
い程度において「皇國一致」すなわち幕藩体
制の一定の集权化を要請するものであった。
だがこの公武合体運動と雄藩連合運動との間
には、かなり重要な相違が見うける。それは
公武合体運動が、尊攘運動の展開に直面しな
がら提起された点である。「草卒蠻陳を啓き
ては」とのべ、「妄言軽挙」を抑える立場
にあきらかなように、幕藩体制的身分秩序を

のりこえて急進化していく尊攘運動への対応に、この時機の会武合体運動の重要な任務の一つがあった。(註)七月二十九日武市瑞山と面会

(註)ここにのべてきた公武合体運動した山内容堂が、「一橋へ勅使参り節、元来勅使は叡旨を述る旨に有之ゆえ、又坂玄瑞が殿下に迫る杯申すに有之、実に恐入り次方にて、今此の大事草莽より計り起り、御改革となりては、誠に皇国の御為如何と窃に唯歎息のみなり」(八月七日、島村寿之助宛書状)とが

べたということは⑬、彼と尊攘派の立場との相違が端的に示されていよう。

(註) ここでのべてきた公武合体運動についての見解は、従来の主流的な奈良本氏の公武合体運動についての見解――同氏稿「幕末における公武合体論の形成とその意義」(日本史研究会史論日所収)が、公武合体論を直接対象としたほとんど唯一の研究――とかなり異っている。奈良本氏は、幕政期の雄藩連合運動に公武

合作論の具体化を図め、それが大久期に
入ると、むしろ護憲運動にその任務がう
けつがれ、公武合作運動はむしろ反動化
したものだと主張するのである。それは
改革派と護憲派とを同一系列において理
解する奈良本の分析視角に由来するので
あって、本稿のごとく改革派と護憲派と
が質的に異った政治勢力であるとの立場
を前提にするならば、雄藩連合運動論者
の歴史的任務は公武合作運動の中にうけ

つかれ、尊攘運動はむしろその下から成長してくる新しい明治維新への道である（その見解が成立するであろう。

以上のべたように、改革派の西郷尊王攘夷論なるスローガンの内実が、尊攘派のそれとはっきり異ることを認識しえたならば、彼らは、尊攘派の西郷尊王攘夷論という大義名分と対立することを恐れる必要もなければ、またそれに押流される心配もなくなるであろう。

「行政改革にても不宜ければ、罷免奉謝事こそ

至たるの道なれ」（岩倉具視の言葉）と、「朝廷のことを申せば涙を流す」（孝明天皇が好んだ）と綽名された武家嫌い(14)に言ってはばからなくなるのである。

以上のべたように改革派政府成立の、その本来の立場が堅持されているならば、尊攘派の行動がたとえ一時的に許されても、直ちに弾圧されるに至るのは、至極当然のことであったといわねばならない。八月十八日の京都における政変は、そのきっかけとなった。こうし

て九月二十二日、武市瑞山以下土佐勤王党の中心的な者が、藩政力によって投獄されるに至ったのである。(15) そしてその翌日には、藩主は「京師の形勢により、天朝へ奉対其儀に難差置、不審の者共取締申付け、……名数ある事、速やかに従吾等之下知有之度」と藩士一同に告諭するのであった。(16) こうして「武市半平太の輩逼塞せられ、具眼憤激大いに動揺す、旦寄合私語する者は夕ず捕へられ打殺される、故に過激暴論之徒長州へ脱走する者三十人計

りと、勝海舟が記すような状態になったのである。(11)

以上のべたように土佐勤王党は敗退していったのであるが、それにたいして長州尊攘派は決して同じ運命をたどらなかった。この両の相違をあきらかにすることは、実は尊攘運動から討幕運動への転回の可能性をあきらかにすることであろう。それは「尊王攘夷」のスローガンのほかに含められている内実の問題であった。「尊王攘夷」の内実とは、いいか

えれば対外的危機に対処しうる國家的統一の方針の具体的なかつ建設的な綱領の問題である。統一國家の形成が、ブルジョワ革命運動の過程において実現する場合、それはもつとも封建的諸体制を破壊する形において実現するであろう。だがそのための内的諸條件が未成熟であつた幕末段階においては、封建的諸体制の全てを否定してしまつては、國家的統一の核になるものが探しだせないであろう。何故ならブルジョワ革命運動の主体的諸條件

が欠除しているということは、近代的な國家
權力樹立の一の能性が、全く(依)在しないという
ことであるからである。要するに近代的統一
國家形成の内的諸條件が未成熟な段階にお
て、國家的統一が外的條件によって要請され
た場合、現存する何んらかの權力機構に依拠
することなくしては、新しい權力機構樹立の
一の能性は見出せないであろう。草莽尊攘派が
幕藩体制的權力機構から全く排除された場合、
あるいは新しい權力機構樹立の一の能性を全く

捨たない場合、彼らが敗北するのは必定であるといわねばならない。武市瑞山が、改革派的綱領と全く相対立しながら、なおつ尊王攘夷之大義におもねて、決して印道申多無印産、天いにあの跳躍仕ル、……（中略）同志にて此旧し（文久三年八月七日、弟弘島孝之助宛書状）と容堂を評価する態度には、その綱領が何んという現実性をもたない空疎な名分論にしかすぎないことが示されているであろう。要するに土佐勤王党は、依拠しえない改革派の四藩も

政力に依拠しようとしていたのであって、長州尊攘派のように、日蕃包囲の変革を前提としながらこれに依拠しようとする現実的な綱領ももっていなければ、さらに強権力の全てを破摧し新たな政力を樹立しようとする建設的な綱領ももっていなかったのである。(註二)

(註二) 武市瑞山が、容堂が同志でないことを認識しえたのは、投獄されてからであった。しかし獄中から、「たかい廿四万石のお山いんきよ様」へ宛て弘化三年三月廿五日、

姉・妻宛書状）と、客堂を批判したところで、もはやどうにもならないであろう。⑱

このことは、土佐勤王党にとって唯一の（蜂）起の件であった吉野狭山屯集（註）にもっともよく示されている。⑲これは、お芸那の勤王党およびその同調者二十三名が、勤王弾圧に抗議して起した件である。彼らは、「私共此度同目附所奉歎願筋有之、一同決心の為め……屯集在り、素より暴動に謂れ此儀はなし

て不仕ルと、郡役所に届出て、野根山に武装してたこもっただけで、何んら抵抗するところなく藩役人に捕えられている。しかも彼うは、その成員からあきうかなように、又封建的諸勢力とりわけ農民層を組織的に動員する方途ももっていなかったのである。彼うは藩体制をる実上否定する行動に出ながら、藩权力に抵抗することも知らず、まして新しい权力機構樹立の方策ももちえないという悲劇的な状態のまま処刑されてしまったのである。

このことは、土佐勤王党の場合だけではなかった。天誅組の乱にしろ、生野の乱にしろ、さらには天狗党の乱にしても、それらは全て草莽尊攘派的な反封建的な性格と空疎な名分論的な行動の故に、悲惨な敗北をとげていくのである。

（註）この3件は、勤王党弾圧に、たいして、元治元年六月に行われた暗多那二八名、中央五那二九名の藩方への歎願書提出による抗議行動の一環として行われたもの

であった。ここに集った二十三名は、先述のように私役人等を中心として居た。彼らは一応山中に屯集しながら、藩兵の追討をうけると、抵抗することなく武器をすて阿波藩に逃げこみ、そこで阿波藩の役人に諭されて送り返され、逮捕され、直ちに全員斬刑に決定している。

この時かって役職を退けられた板垣・加藤・後藤らが直ちに召され、後還するように

こぜ組的勢力と同調し、勤王攘夷にのりだしている。

「天下挽回再挙なきにあうず、年歯今暫く時を見るべし、依て沸騰及脱藩は甚だ無益なり、涙をかかへて沈黙すべし、外に策なし」

（元治元年十月下旬、鎌田菊馬・中平信太郎宛書状）

と中岡慎太郎が在国の同志に書送ったのも当然であったといわねばならない。[20] この時中岡は、長州藩三田尻にあったが、長州藩においても、禁門の変につづく第一次長州征伐さら

くる討幕のための四割拠論にまで意識しているわけでもなく、また容易にそのようになる成算のあるものではなかったであろう。だがすぐれて現実的可能性をもった統一国家形成への戦略論であることだけはたしかであろう。それはきわめて直接的な対外的危機に長州藩を直面させることによって、藩内の人民を従来の幕藩体制下にはなかった新しい身分体制に変革させてしまったことである。先述したように封建的な縦の身分制を完全には否定し

には四カ国連合艦隊の下関砲撃で手痛い敗北を喫し、尊攘派は藩庁から追いだされていた時であった。にもかかわらず中岡は、「天下挽回再挙なきにあらず」と、尊攘派の再起の可能性を信じていた。この自信こそ、長州尊攘派のものであった。長州尊攘派は、先述したように「破約攘夷」という一見無謀な戦術を提起しながら、他面「真勤王」と「功名勤王」とを区別するだけの現実を義的な態度を堅持していた。こうして現実を義的態度が、

「割拠論」という現存する藩权力を手段化する国家的統一のための戦略論の提起を可能にしたのである。彼らは「藩」权力を、幕藩体制否定すなわち統一国家形成の手段として利用する方策をつかみはじめたのである。彼らの戦略論からは、土佐勤王党のように、改革派の藩权力に依拠しながらこれに裏切られ、さらにそこから閉めだされてしまったような悲惨な敗退は生まれてこないであろう。もちろんこの「割拠論」が、慶応期に明確化して

なかったが、かなり浴く近代的な横の関係に編成替する方向が具体的にみられる。それは今までの多くの人によって分析されている草隊組織の中に、とりわけ浴く見られたのである。(3)

以上のような割拠論が前提になっていたからこそ、支配の中間の自信も可能となり、従って工作勤王党とは異って長州藩においては、新しい討幕路線の成立が可能となるのである。

ここで問題は、次章に移るのであるが、最後

に一言つけ加えておかねばならない。それは尊攘派の階級的性格にかかわる問題である。今までのべてきたように、幕藩体制に入りえない階層を主力とする草莽尊攘派は、悲惨な敗退を喫したのであるが、階層的にけずしもそうでなかった長州尊攘派が勝利への転機の可能性をつかんだということは、尊攘派および尊攘運動の階級的性格をすぐれて規定的なものであることを証明するのであろうか。決してそうではないと考える。尊攘

運動が幕藩体制的諸矛盾をあきらかにのうこえたということ、それはとりもなおさず明治維新が単一不可分の統一国家をうみだしたことを意味するが、それは何故可能となったのか。それはいうまでもなく幕藩体制的諸矛盾を否定する方向を明示した草莽尊攘派の出現、

そしてそれによって生まれた草莽崛起論の成立に端緒を発する。このことはまさに日本の近代化への内的必然性の一定の所産であった。

司草莽臣というきわめて不明瞭な言葉で表現

しなければならない程、日本における近代化の政治的変化の結果が未成熟ではあったが、しかしやなくとも四草茅白という形で、封建的階級以外の階級から政治的な体を形成しえたことは、日本が中国やインドとは異っていたことを説明するものである。長州藩は、草莽一生涯ではなかったのであるが、彼(彼)らが改革派政権をのりこえて、明治維新への方向を明示することができたのは、まさにこの四草茅白の立場をその政治綱領の中に含み

こんだからであったといえよう。

① 『大久保利通関係文書』(一)・一四五頁。

② 同前・九六頁。

③ 文部省維新史料編纂会編『維新史』(二)・七〇〇～七〇八頁。

④ 坂崎斌著『鯨海酔侯』・一八四頁。瑞山会編『維新土佐勤王史』・二九六頁。

⑤ 『勤王秘史・佐々木老侯昔日談』二三六頁。

⑥ 平尾道雄著『吉村虎太郎』・一七〇頁。

⑥ 平尾道雄著の子爵谷干城伝の・七九頁。

⑦「懐旧談」(土佐史壇九号―十六頁)。

⑧ 平尾道雄著の土佐打虎本郎の・一七〇頁。

⑨ の侍中先祖書系図牒の。の似た不詳の

二三六頁。

⑩「柏葉日録」――稿本の豊範公記の。

⑪「道成日記」――稿本の豊範公記の。瑞山会編纂の謄書・三九三頁。

⑫ 瑞山会編纂の謄書・三九五頁。

⑬ の武市瑞山関係文書の

⑭ 同作々不詳ロ・一四二頁。

⑮ 瑞山会編『増書』四九〇頁。

⑯ 同『増』四九一頁。

⑰「海舟日記」――同『海舟全集』(九)。

⑱ 同『武市瑞山関係文書』(一)

⑲ 中野沿気編『近世名士書翰集』(下)

『増書』六四四頁。瑞山会編『増書』六六二頁。

⑳ 尾崎卓爾著『中岡慎太郎先生』二〇二頁。

㉑ 梅渓昇稿「明治維新における奇兵隊の研

題」（『人文学報』三号）。田中彰稿「長州藩改革派の基盤」（『史潮』五一号）。